

平成27年 第2回定例会

大 樹 町 議 会 会 議 録

平成27年 6月 9日 開会

平成27年 6月11日 閉会

大 樹 町 議 会

平成27年第2回大樹町議会定例会会議録（第1号）

平成27年6月9日（火曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸般報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 報告第 1号 平成26年度大樹町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 7 報告第 2号 平成26年度大樹町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 8 平成27年度町政執行方針及び教育行政執行方針
- 第 9 議案第 57号 平成27年度大樹町一般会計補正予算（第2号）について
- 第10 議案第 58号 平成27年度大樹町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 第11 議案第 59号 平成27年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第12 議案第 60号 平成27年度大樹町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第13 議案第 61号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第14 議案第 62号 財産の取得について

○出席議員（12名）

1番 船戸 健二	2番 齊藤 徹	3番 杉森 俊行
4番 松本 敏光	5番 西田 輝樹	6番 菅 敏範
7番 高橋 英昭	8番 安田 清之	9番 志民 和義
10番 阿部 良富	11番 柚原 千秋	12番 鈴木 千秋

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町 長 酒森 正人 副 町 長 布目 幹雄

総務課長	松木義行	企画課長兼 商工観光課長兼 地場産品研究セ ンター所長	黒川豊
町民課長兼 税務課長	林英也	保健福祉課長	村田修
農林水産課長兼 町営牧場長	瀬尾裕信	建設課長	小森力
水道課長兼 大樹下水終末 処理場長	鈴木敏明	会計管理者兼 出納課長	高橋教一
病院事務長	伊勢厳則	特別養護老人 ホーム所長兼 老人デイサービス センター所長	瀬尾さとみ
教育長	浅井真介	学校教育課長兼 学校給食セン ター所長	吉岡信弘
社会教育課長兼 図書館長	角倉和博	農業委員会 会長	鈴木正喜
事務局長	森博之	代表監査委員	澤尾廣美

○本会議の書記は次のとおりである。

事務局長	山下次男	係長	鎌塚喜代美
------	------	----	-------

◎開議の宣告

○議長

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより、平成27年第2回大樹町議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

7番 高橋英昭君

8番 安田清之君

9番 志民和義君

を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長

日程第2 議会運営委員会報告を行います。

先の本会議において、議会運営委員会に付託いたしました本定例会の議事運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。

議会運営委員長、安田清之君。

○安田清之君

議会運営委員会報告をさせていただきます。

去る6月2日午後1時より運営委員会を開き、付議事件並びに議事日程及び会期等について協議したものであります。ここで、ご報告申し上げます。

本定例会への提出案件は、報告2件、補正予算4件、計画の査定2件、財産の取得1件、一般質問、5議員7項目であり、うち3議員3項目はナイター会議で行います。

よって、会期については、提出案件の状況及び一般質問の通告状況などを考慮し検討した結果、本日から6月12日までの4日間とし、10日は休会といたします。

なお、会期日程についてはお手元に配付したとおりといたしました。

以上、委員会での協議結果を報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われるよう、よろしく願いをいたします。

○議 長

委員会の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員会報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第3 会期の決定

○議 長

日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月12日までの4日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月12日までの4日間と決しました。

◎日程第4 諸般報告

○議 長

日程第4 諸般報告を行います。

議会事務局長に内容の説明をいたさせます。

山下議会事務局長。

○山下議会事務局長

それでは、平成27年3月4日開会の第1回町議会定例会以降の諸般報告をいたします。

第1、監査及び検査結果の報告について。

地方自治法第235条の2第1項の規定による3月、4月、5月実施の例月出納検査の結果について、別紙のとおり報告がありました。

第2、一部事務組合議会等について。

南十勝消防事務組合議会臨時会が、5月18日、広尾町で開催され、西田、松本議員が出席。

南十勝複合事務組合議会臨時会が、6月2日、大樹町で開催され、志民、高橋、船戸議員が出席しております。

第3、委員会関係について。

総務常任委員会では、委員会を2回、経済常任委員会では委員会を2回、広報広聴常任委員会では委員会を2回、議会運営委員会では委員会を4回開催しております。

第4、会議関係と、第5、その他につきましては、記載のとおりとなっております。

以上で、諸般報告を終わります。

○議 長

以上で、諸般報告を終わります。

◎日程第5 行政報告

○議 長

日程第5 行政報告を行います。

酒森町長。

○酒森町長

それでは、平成27年5月15日の第3回町議会臨時会以降の行政の主なものについてご報告を申し上げます。

1番目の航空宇宙関連ですが、6月1日からJAXAによる小型無人機の飛行試験が行われております。

2番目の平成27年度の国と道関係の事業ですが、概要について関係機関から情報をいただきましたので掲載をいたしました。帯広開発建設部関係では1件、帯広建設管理部大樹出張所関係では7件、民有林等治山関係（水産林務部）では3件ということでございます。後ほどお目通しをお願いをいたします。

3番目の町営牧場の夏期放牧の入牧状況であります。利用戸数は、乳用牛、肉用牛合わせて前年並みではありますが、大口の預託者が事情により入牧を見送ったため、預託頭数が減少をしております。なお、夏期放牧につきましては、例年どおり10月下旬ころまでを予定をしております。

4番目の自衛隊浜大樹揚陸訓練ですが、中部方面隊が実施する協同転地演習の概要が先日発表され、浜大樹での揚陸演習の予定日は7月8日で、9日と10日が予備日となっているというふうにお聞きをしております。

5番目の委員の委嘱ですが、大樹町民生委員推薦会の委員2名、大樹町国民健康保険運営協議会の委員9名につきまして、それぞれ記載のとおりご委嘱を申し上げます。また、広尾保護区の保護司では、3名の方が法務大臣より委嘱を受けておりますので、ここにご報告をいたします。

6番目の大樹町都市計画マスタープランの改訂についてでございます。平成16年3月に策定いたしました大樹町都市計画マスタープランですが、新たな法令の制定や改正、社会環境の変化などに対応するため、中間見直しを行うこととし、改定委員会による議論と都市計画審議会におけるご審議、パブリックコメントを経て、4月27日に答申をいただきました。マスタープランの改訂版は議員の皆様にもお届けをしておりますが、内容につきましては後ほど説明の機会をいただきたくお願いを申し上げます。

7番目の農作物の生育状況ですが、8ページに別紙をつけております。ここまで天候に恵まれていることもあり、作柄は各作物とも良で、平年に比べ5日から8日程度生育が進んでおります。また、農作業につきましても順調に進んでおります。

8番目の人事関係ですが、北海道からの派遣交流職員の交代が、今年は統一地方選挙の

関係で6月となりましたので、記載のとおりご報告をいたします。

9番目の入札執行関係ですが、指名競争入札により工事請負契約を13件、物品購入契約を1件、それぞれ記載のとおりの内容で締結しておりますので、ご報告を申し上げます。

10番目のその他、来町者関係ですが、5月18日にヤマダ電機女子陸上部の監督がお見えになり、7月に、昨年に引き続き町内で合宿を行っていただけるということですので、中学校陸上部との交流などを進めたいというふうに考えております。また、30日には、相馬市の立谷市長が豊頃町での記念式典の出席のため十勝入りされた際に本町にお立ち寄りいただきましたので、議長、副議長にもご同席をいただき、懇談をしております。

また、会議への出席につきまして、後ほどお目通しをいただきたく、以上をもちまして行政報告とさせていただきます。

○議 長

続いて、浅井教育長。

○浅井教育長

それでは、教育委員会関係の行政報告を申し上げます。

1の委員の委嘱についてであります。最初に、大樹町社会教育委員の補充についてでございます。任期は平成27年4月1日より平成28年3月31日の残任期間となっております。大樹小学校長、大樹町PTA連合会副会長の2名を委嘱してございます。

2番目に、大樹町図書館運営委員についてでございます。社会教育委員、町内公立学校職員、学識経験者など7名を委嘱してございます。任期については、平成27年5月1日より平成29年3月31日までとなっております。

3番目に、大樹町スポーツ推進委員についてでございます。各協会の関係から5名を委嘱してございます。任期については、平成27年4月1日より平成29年3月31日までとなっております。

次に、2の子ども農山漁村交流プロジェクトとして、南十勝長期宿泊体験交流協議会（STEP）による体験活動の受け入れについてでございます。

最初に、日帰り体験活動として、5月16日土曜日に、十勝管内の小学生26名、親子15名、計41名を受け入れております。内容については、萌和山にて山菜採り、インカールシペにおいてアスレチックなどの外遊び、よもぎ団子づくりなどを体験しております。

次に、修学旅行生の受け入れについてでございますが、東京都の開成高校の生徒31名が6月2日から3日にかけて11軒の農家に滞在し、搾乳や子牛の哺乳など、農山漁村生活を体験しております。

次に、3の大樹町教育委員会教育長職務代理者についてでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、平成27年6月1日付で、教育長職務代理者に、大樹町新通1丁目16番地の2の教育委員であります石山新一氏を指名したのでご報告いたします。

以上で、教育委員会関係の行政報告を終わります。

○議 長

次に、ただいまの行政報告に対し、報告の範囲内での質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認め、以上で行政報告を終わります。

◎日程第6 報告第1号

○議 長

日程第6 報告第1号平成26年度大樹町一般会計繰越明許費繰越計算書についての件
を議題といたします。

提出者から報告の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました報告第1号平成26年度大樹町一般会計繰越明許費繰越計算
書について、内容のご報告とご説明を申し上げます。

平成26年の定例第4回町議会、平成27年の定例第1回町議会におきまして、繰越明
許費に係る予算の議決をいただいておりますが、今回、法の定めるところにより、これら
の財源をご報告するものでございます。

朗読してご説明をいたします。

平成26年度大樹町一般会計繰越明許費繰越計算書。

2款総務費1項総務管理費、大樹町地方創生推進事業で、翌年度繰越額51万5,000
円。未収入特定財源として国庫支出金51万5,000円、地方版総合戦略の策定経費でござ
います。

3款民生費1項社会福祉費、社会福祉一般事業で、翌年度繰越額596万6,000円。
未収入特定財源として国庫支出金372万6,000円、一般財源224万円、福祉灯油等
の実施経費でございます。2項児童福祉費、児童保育一般経費で、翌年度繰越額1,313
万5,000円。未収入特定財源として国庫支出金441万5,000円、一般財源872
万円、保育園への児童送迎に要する経費でございます。

5款労働費1項労働費、通年雇用促進支援事業で、翌年度繰越額700万円。未収入特
定財源として国庫支出金500万円、一般財源200万円、季節労働者の冬期雇用の創出
事業に要する経費であります。

6款農林水産業費1項農業費、畜産担い手育成総合整備事業で、翌年度繰越額2,900
万円。未収入特定財源として道支出金447万4,000円、諸収入、受益者負担金ですが、
2,452万6,000円、北海道農業公社による基盤整備事業の委託料でございます。同
じく畜産競争力強化対策緊急整備事業で、翌年度繰越額1億1,830万円、未収入特定財

源として道支出金1億1,830万円、晩成地区のTMRセンター整備の補助金であります。

7款商工費1項商工費、商工指導対策事業で、翌年度繰越額1,550万円。未収入特定財源として国庫支出金が1,250万円、道支出金が250万円、一般財源50万円、プレミアム商品券の発行支援に係る経費であります。同じくTMO活動推進事業、翌年度繰越額1,208万円。未収入特定財源として国庫支出金600万円、一般財源608万円、TMO活動の推進補助金であります。同じく観光振興対策事業、翌年度繰越額2,386万9,000円。未収入特定財源として国庫支出金1,500万円、一般財源886万9,000円、観光案内用看板の設置費、観光協会への補助金、台湾・高雄市大樹区での観光プロモーション事業の実施団体への補助金であります。

9款消防費1項消防費、南十勝消防事務組合負担金事業、翌年度繰越額5,703万9,000円。未収入特定財源として町債5,090万円、一般財源613万9,000円、十勝広域消防事務組合が整備する消防緊急デジタル無線と高機能司令センターの整備に要する経費であります。

13款諸支出金1項特別会計繰出金、介護保険特別会計繰出金で、翌年度繰越額164万3,000円。一般財源164万3,000円、介護保険制度の改正に伴うシステム改修に要する町負担分です。

以上、合計で、繰越額2億8,404万7,000円、内訳で、未収入特定財源2億4,785万6,000円、一般財源3,619万1,000円となるものであります。

以上のとおりご報告申し上げますので、内容をご審議いただき、ご承認賜りますようお願いを申し上げます、説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、報告の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

以上で、本件の報告を終わります。

◎日程第7 報告第2号

○議 長

日程第7 報告第2号平成26年度大樹町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。

提出者から報告の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました報告第2号平成26年度大樹町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について、内容のご報告とご説明を申し上げます。

平成27年の定例第1回町議会におきまして繰越明許費に係る予算の議決をいただいておりますが、今回、法の定めるところにより、この財源についてご報告するものでございます。

朗読してご説明をいたします。

平成26年度大樹町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書。

1款総務費1項総務管理費、一般管理事業で、翌年度繰越額328万4,000円。未収入特定財源として国庫支出金が164万1,000円、繰入金が164万3,000円、介護保険制度の改正に伴うシステム改修に要する経費であります。

以上のとおりご報告申し上げますので、内容をご審議いただき、ご承認賜りますようお願いを申し上げ、説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、報告の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

以上で、本件の報告を終わります。

◎日程第8 平成27年度町政執行方針及び教育行政執行方針

○議 長

日程第8 平成27年度町政執行方針及び教育行政執行方針について、町長及び教育長から発言を求められておりますので、これより発言を許します。

酒森町長。

○酒森町長

平成27年定例第2回町議会の開会に当たり、諸議案の審議に先立ちまして、今後4年間の町政執行に当たっての私の所信と、今議会で提案をさせていただく補正予算についての考え方をご説明申し上げます。

我が国の経済は、企業収益や雇用・所得環境が改善傾向にある中で、景気は緩やかな回復基調にあると言われておりますが、長期にわたるデフレ不況により疲弊した地方の経済は、依然として厳しい環境に置かれております。また、国内人口が減少に転じる中、少子化や急速な高齢化の進展、生産年齢人口の流出、減少は、地方において一層顕著であり、社会経済に閉塞感や危機感を生じさせております。

このような中、国においては、人口減少問題の克服と成長力の強化を目的に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、今後5カ年を一つの期間とする総合戦略を定めるとともに、地方自治体に対しても地方版総合戦略の策定を要請し、これに基づく施策に対する支援措置も打ち出しております。

この意味において、本年は、本町の未来を明るく、より確かなものとしていくための極めて重要な地方創生元年であります。

私は、これからの4年間、町政を担当するにあたり、「経済と雇用の裾野を広げる取組みを推進し、活力あるまちづくり」「町民の助け合い、支えあいを進め、安心して子育てできるまちづくり」を進めることを重点に、第5期大樹町総合計画に掲げる5つの基本目標に沿って、未来の大樹のための礎となるよう、活力と安らぎあふれるまちづくりを進めてまいります。

1つ目は、「人と自然にやさしいまちづくり」です。

自然環境と調和した生活空間の確保と、快適で潤いのある生活環境の整備を図り、住民の皆様が安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます。

利便性の高い道路網、循環バス、オンデマンドバスなどの交通体系の整備や、情報通信環境の高度化を進めるとともに、橋梁や公営住宅、上下水道など、社会資本の整備と長寿命化、効率的な利活用による住みよい都市基盤の充実を図ります。

公営住宅につきましては、コンパクトなまちづくりの実現に向け、まちなかへの計画的な建て替えを進めてまいります。

子どもから高齢者まで多くの住民が集い、安心して利用できる憩いと交流の場として、公園施設などの整備充実を図ります。

地球環境の保全や低炭素社会の実現に対する関心が高まっていることから、住民生活や経済活動での自然エネルギーやバイオマスエネルギーの利用を図ります。

2つ目は、「安心と支えあいのまちづくり」です。

医療や福祉、介護、保健体制の一層の充実を図るとともに、高齢者の皆様やご家族が安心して暮らせる環境整備を進めます。

子育て世帯のさまざまなニーズに応え、未来を担う子どもたちの健やかな成長を地域で支えていくための取り組みを進めます。

保育サービスの充実を図るため、市街地での認定こども園の開設に向けた支援や協議を進めるとともに、学童保育につきましては、土曜日保育の早期実施に向けた調整と、改築を含めた施設の整備についての検討を進めます。

高齢者の方々の住宅対策につきましては、大樹町に合った高齢者のお住まいのあり方について検討を進めるとともに、今後、整備が求められますグループホームや小規模多機能施設などにつきましても、引き続き、皆様のご意見をお伺いしながら、次期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定とあわせて検討を進めてまいります。

地域医療の中核を担う町立病院につきましては、診療体制の充実を図りながら、引き続

き、地域に根差し、親しまれる病院づくりに努めてまいります。

支えを必要とする人、支える人が安心して住み続けることができるよう、関係機関と連携しながら、持続性の高い社会保障体制の確立に向けた取り組みを進めます。

3つ目は、「夢を育み学びの意欲を高めるまちづくり」です。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い新たに設置する総合教育会議を通じて、教育委員会と十分な意思疎通を図り、地域の教育の問題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ります。

学校施設や学習環境の整備を進めるとともに、学校給食での地元食材の利用拡大や各種体験活動などを通じて郷土愛を育む取り組みを推進します。

大樹高校は、地域や周辺自治体にとって重要な役割を担っていることから、学校の魅力を一層高める取り組みへの支援や、教育費負担の軽減など、存置対策を強化してまいります。

知の拠点としての図書館、老朽化が著しいプールは、改築に向けた検討を進めます。

町技ミニバレーの発祥の地として、さらなる普及拡大に向けた取り組みを支援します。

芸術・文化団体の育成・支援を進めるとともに、文化活動や芸術鑑賞機会の充実により、学びの意欲を高める取り組みを進めてまいります。

4つ目は、「資源を豊かさにつなげるまちづくり」です。

地域経済を支える産業の育成と振興を図り、活力あるまちづくりを進めてまいります。

基幹産業である農林水産業の振興を図るため、生産基盤の整備を継続して進めるとともに、農畜水産物の付加価値向上や生産効率の向上、資源の維持確保に向けた取り組みを推進します。

農林水産業の持つ多面的機能の発揮を図るとともに、農畜水産物のブランド化や森林認証制度などを通じて、魅力ある地場製品の提供と、消費者の購入意識の喚起を促す取り組みを進めます。

商工業は住民の暮らしや地域の雇用を支える大きな役割を担っていますが、人口減少、後継者不足などにより厳しい環境に置かれています。このため、空き店舗の活用や魅力ある商店街づくり、地場製品の高度利用や販路拡大に取り組む事業者を支援するための新たな制度を設け、産業と雇用の裾野の拡大、町の魅力を高めるチャレンジを応援してまいります。

5つ目は、「交流と協働で進めるまちづくり」です。

持続性の高いまちづくりを進めるため、行財政運営の点検評価と改革を進め、信頼される行政運営と健全な財政基盤の確立を図ります。

地域間交流の推進では、姉妹都市相馬市や友好都市群馬県吉岡町、国内5市町の銀河連邦のほか、民間交流が進められている台湾高雄市大樹区など、今まで培ってきた人や地域との信頼と友好を一層深めてまいります。

移住や定住の促進につきましては、空き家情報登録制度などの充実を図るとともに、地

域おこし協力隊制度なども活用した取り組みを推進してまいります。

航空宇宙産業の誘致と支援に対する取り組みは、多目的航空公園での実験や関係企業の事業所開設など、地域への確かな経済効果も生まれておりますので、引き続き、JAXAや大学、民間企業等による実験の支援を行ってまいります。

また、関係機関との連携強化を図りながら、昨年オープンした宇宙交流センター「SORA」や講演会などを活用した広報活動と、北海道スペースポート構想の実現に向けた各種要請活動等を行ってまいります。

耐震強度の不足が指摘されている役場庁舎につきましては、防災拠点施設としての役割の重要性を考慮し、財政状況等も勘案しながら対策の検討を進めてまいります。

次に、平成27年度補正予算案についてご説明を申し上げます。

本年度の当初予算は、原則として新たな政策的経費を盛り込まない骨格予算としておりましたので、先ほど申し上げた町政運営の基本方針に基づき、本定例会において政策的経費の補正をお願いいたしたく、その主な内容についてご説明を申し上げます。

衛生費関係では、子どもたちが健康で暮らせるよう、ワクチンにより発病や重症化を予防できるロタ、おたふく風邪、小児インフルエンザワクチンの任意接種費用を助成する経費を計上いたしました。

農林水産業費ですが、農業費関係では、農業経営の安定化と生産体制の強化を目的に、農協が実施する乳用種後継牛の自家保留対策、大樹町農協が実施する黒毛和種繁殖牛の増頭対策を支援するための経費を計上いたしました。

水産業費関係では、大樹漁協青年部が主体となっている生花苗沼しじみ保存会に対する国の交付金の減額に対し、会の活動に支障が出ないように、減額相当分を町と北海道で支援することとし、所要の予算を計上いたしました。また、老朽化した漁港施設の計画的な補修、整備を行うため、今年度、北海道が保全計画を策定いたしますので、地元負担金を計上いたしました。

商工費関係では、商店街の活性化や雇用の促進を図るため、新たに起業家等支援事業を創設し、施設や設備の整備、空き店舗の賃貸や取得経費の一部を支援するための予算を計上いたしました。

土木費関係では、町道の改良舗装工事と次年度以降に整備を進める路線の調査設計費を計上し、生活環境基盤の計画的な整備と地域の建設業の振興を図ってまいります。

教育費関係では、安全・安心な学習環境の整備を目的に、中学校に屋外監視カメラを設置し、不審者等への対策の充実を図ることといたしました。また、芸術・文化活動の拠点となっている生涯学習センターは、施設や設備の老朽化が進んでいますが、引き続き質の高い学習活動や芸術・文化などの鑑賞機会の提供ができるよう、音響設備等の更新を行うための予算を計上いたしました。

このほかの主な補正予算の内容ですが、総務費関係では、一昨年に公布されました、行政手続きにおける個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナン

バー法に基づき、総合住民情報システム等の改修を行うための予算を計上いたしました。

民生費関係では、消費税率引き上げ等による影響緩和のため、昨年に引き続き臨時福祉給付金の給付が行われますので、所要の経費を計上いたしました。

商工費関係では、重要な観光施設である晩成温泉の施設や設備の改修等に要する経費を計上いたしました。

教育費関係では、高齢者健康増進センターの屋根の改修を行うための経費を計上いたしました。

また、国の平成26年度補正予算で措置された地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金で実施する事業は、平成26年度繰越明許費により措置しておりますが、予算の成立時期の関係で平成27年度予算と重複するものがありますので、これらについて所要の調整を行っております。この結果、一般会計予算の総額は約59億8,700万円、繰越明許費を加えた実行予算ベースでは約62億7,100万円となるものであります。

次に、特別会計についてご説明を申し上げます。

介護保険特別会計では、地域包括支援センターにおける高齢者の相談業務を行うための臨時職員の任用に要する経費などを計上いたしました。

介護サービス事業特別会計では、デイサービスセンターの利用者の安全確保のための浴室段差解消や利用者数の増加による職員増加に伴い、事務室の一部改修経費などを計上いたしました。

水道事業会計では、道営農地整備事業による生花方面への上水供給能力の増強を図るため、事業実施に係る調査費の負担金、町道整備に伴う配水管移設工事費を計上いたしました。

私は、今回の選挙を通じて多くの町民の皆様にお会いし、多くの貴重なご意見を頂戴いたしました。私が掲げました公約につきましては、関係機関との協議、調整や、財源確保などにより、実現までに時間を要するものもありますが、その概要や工程につきましては、今後策定する大樹町まち・ひと・しごと創生総合戦略や第5期大樹町総合計画の実施計画などを通じてお示しをさせていただきます。

私は、初心を忘れることなく、皆様の思いやご期待に応えるべく、町民本位・住民目線でのまちづくりを進めることをお約束をいたします。

私は、今日まで多くの諸先輩が築いてこられた、ふるさと大樹町のさらなる躍進に向けて、職員とともに知恵を絞り、持てる力の全てを傾注してまいりますので、町議会議員並びに町民の皆様の格別なるご指導とご理解、ご協力を賜りますよう切にお願いを申し上げ、私の町政運営に臨む所信とさせていただきます。

○議 長

続いて、浅井教育長。

○浅井教育長

平成27年度大樹町教育委員会の行政執行に当たり、基本的な方針を申し上げ、皆様に

ご理解とご協力をお願い申し上げます。

我が国は、人口の減少や少子高齢化、高度情報化やグローバル化の進展で、学校や子どもたちを取り巻く社会環境や生活様式が大きく変化しており、子どもたちの学力や体力、生活習慣の問題など、さまざまな教育課題への対応が求められています。

また、本年4月から新たな教育委員会制度が始まっており、6月1日付で新しい制度による教育長として任命されました。これまでどおり、教育委員会の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、いじめ問題など迅速な危機管理体制の構築、町長部局と教育委員会の連携の強化を図りながら教育行政の課題に取り組んでいかなければなりません。

こうした中、子どもから高齢者までの人の成長をしっかりと見据えながら、豊かな自然、開拓の歴史など、かけがえのない郷土の財産や資源を活用し、関係機関や学校、家庭、地域が一体となって教育環境づくりに取り組むことがますます重要になるものと考えております。

教育は国の根幹を形づくる最重要政策と位置づけられており、人づくりは国づくりと言われております。将来を担う子どもたちが、将来の夢や目標の実現に向けて成長していくための環境を整えていくことが、教育に携わる者の責務と考えています。

大樹町教育目標の実現のため、平成26年4月にスタートした大樹町生涯学習推進中期計画に基づき、平成19年10月1日に宣言した大樹町教育の日制定の意義と理念に立脚し、家庭、地域、学校、町総ぐるみで教育の成果を上げることができるよう、教育行政の推進に取り組んでまいります。

初めに、学校教育の推進について申し上げます。

我が町の小中学校は、大樹小学校、大樹中学校の各1校に集約され、現在は、児童生徒が等しい環境のもとで教育を受けております。

確かな学力の定着については、平成19年度より実施されている全国学力・学習状況調査等の結果を活用し、各学校において学力向上に取り組んでおります。平成26年度において、大樹小学校では、国語A・B、算数A・Bの全ての教科で全道の平均正答率を上回り、国語A、算数A・Bはいずれも全国平均を上回っております。大樹中学校では、全ての教科で全国の平均正答率を下回ったものの、平成19年度の調査実施時と比較してみますと、年度によりばらつきはあるものの、全ての教科で全国・全道との差を縮めており、特に数学Aと数学Bの差が縮まっています。基礎・基本の定着に重点を置いた指導が効果を上げてきているものと考えています。

学習状況調査の今後の対策については、これまで同様、学校だよりなどを活用し、家庭学習の重要性を周知してまいります。また、加配教員を有効活用し、ティーム・ティーチングや習熟度別の指導を実施し、基礎的な学力の定着を推進します。

平成24年度に道教委より指定を受けた、大樹小学校の学校力向上に関する総合実践事業については、3年が経過しましたが、校長のリーダーシップのもと、各教職員の校内研

修等を実施し、教職員の資質向上が図られ、低学年からの基礎学力保障に取り組んできた成果があらわれ、平成26年度北海道教育実践表彰の学校表彰を受賞しております。今後、この事業の近隣校として指定を受けている大樹中学校との連携を図りながら、さらなる学校力向上に向け取り組みを進めてまいります。

特別支援教育の充実については、昨年度、大樹小学校に支援員1名を増員し、計7名の支援員体制とし、児童一人一人の教育的ニーズに応じた指導及び支援を行ってまいります。

英語教育の充実については、国は2020年の東京オリンピック・パラリンピックを見据え、グローバル化に対応するため、新たな英語教育の実現のための体制整備を段階的に推進しようとしています。

当町においては、児童生徒の英語によるコミュニケーション能力を確実に育成することを目標に、引き続き英語指導助手を小中学校に派遣しており、教員等との連携強化を進めながら、指導体制の充実を図ってまいります。

職業に関する教育・学習活動については、子どもたちが、将来、社会人、職業人として自立していくことができるよう、中学校においては、企業、事業所等の協力を得て、職場体験などのキャリア教育を継続して取り組んでまいります。

信頼される学校づくりの推進については、大樹小学校においては、ホームページの活用により地域への情報発信を継続するとともに、今年度は大樹中学校においてもホームページを開設し、開かれた学校づくりに取り組んでいきたいと考えています。

次に、学校施設の教育環境整備などについて申し上げます。

大樹小学校、大樹中学校ともに、校舎、体育館など大型の施設整備はほとんど終了しております。今年度は、スクールバス1台の購入、大樹中学校の生徒玄関2カ所に防犯カメラを設置するための経費などの予算を計上させていただきました。

公立高等学校配置計画による学校再編が進められる中、生徒の確保が困難な状況が続いておりますので、例年同様、大樹高等学校振興会への助成、通学費の助成や各種検定受験料の助成、学校給食の提供などの支援を継続し、学校存置を図ってまいります。

また、教育費の保護者負担を軽減するため、引き続き、奨学金貸し付けや就学の援助を行ってまいります。

次に、健やかな体の育成について申し上げます。

児童の健康増進を図るため、大樹小学校におきまして、昨年度より、虫歯予防のためのフッ化物洗口を実施しております。今後は、大樹中学校においてもフッ化物洗口を保護者の理解を得ながら実施していきたいと考えております。

学校給食については、成長期にある子どもたちにとって、健全な食生活は健康な心身を育むために欠かせないものであると同時に、将来の食習慣の形成に大きな影響を及ぼすものであることから、食に関する正しい理解、適切な判断力を養う上で極めて重要な役目を果たしております。栄養教諭による学校での食育指導を効果的に進め、学校、家庭と連携し、望ましい食習慣と食に関する自己管理能力を身につけさせ、早寝・早起き・朝ごはん

運動の推進と望ましい生活習慣の定着を図りながら、健やかでたくましい体の育成に努めてまいります。今後も、学校給食については、ふるさと給食など、地場産品を活用した給食を提供するなど、食に関する安全管理を徹底し、給食センターの運営に努めてまいります。

次に、社会教育の推進について申し上げます。

生涯学習社会において、全ての町民が、あらゆる機会、あらゆる場所において学習することができ、学んだ知識や技術を社会に生かすことができる環境づくりと、学習情報の提供や学習機会の拡充が図られるよう、一層の努力をしております。

まず、地域の教育力を高める取り組みとして、大樹町教育の日の理念、趣旨のもと、次代を担う子どもたちの教育や、まちづくりに主体的に参加する人づくりを目的とした事業を展開しております。

家庭教育については、学校、家庭、地域が一体となって子どもたちを育むために、子どもの発育段階に応じた育て方、接し方など、親子で学習する活動を支援しております。

青少年教育については、「あつまれ！大樹っ子」の活動を推進し、小学生低学年から高学年まで、年代を通した集団活動での学びや、ことぶき大学などと連携した世代間交流を通じて、高齢者の知恵を習得する活動を実施しております。

子ども交流事業については、南十勝長期宿泊体験交流協議会で展開している都市と農山漁村との交流事業を初め、人、山、川、海、湖など、地域の多様な自然資源や人材を活用し、子どもたちが生きる力を身につけるための体験活動や各種交流事業を推進しております。

成人教育については、学校、家庭、地域が一体となって子どもたちを育むために、PTAの活動を支援しております。

また、町民が自主・主体的に学習しようとする機会や場所を提供するための自主学級の開設を引き続き支援するとともに、新たに情報技術を習得するための機会として、学校教育と社会教育とが連携した学社融合事業を継続的に展開しております。

女性団体の活動については、女性自らが学ぼうとするための意識向上を図り、女性団体の仲間が集い、学び合うコミュニティー活動がより一層推進されるよう支援しております。

高齢者教育については、趣味や特技を生かした生涯にわたる学習活動の場の提供、社会活動への参加機会の場として、ことぶき大学を引き続き開講しております。

次に、文化振興事業について申し上げます。

生涯学習センターを文化の中心拠点とし、町民が積極的に文化活動に参加することができるよう、大樹町文化協会、大樹町芸術鑑賞協会などの文化団体の活動を支援するほか、夢アート展開催など、子どもたちの夢を育む作品の募集や展示、芸能発表会の場の提供など、文化・芸術に触れる機会を提供しております。

また、町民文化祭の開催を支援し、作品展示会や芸能発表会など、町民が文化に触れる

機会の充実を図るとともに、町の伝統芸能活動に対する支援をしております。

文化財については、引き続き、遺跡や史跡の保護・保存を行うとともに、大樹町郷土史研究会の活動を支援し、郷土資料の保存に努めてまいります。

郷土資料館の運営については、昨年と同様に土日祝祭日で運営するほか、児童生徒の授業での活用など、施設の効率的な運営と維持管理に努めてまいります。

次に、社会体育の推進について申し上げます。

スポーツは、爽快感、達成感、他者との連帯感などの精神的な充足感や、楽しさと喜びをもたらし、健康増進や体力の向上、青少年の人間形成等に資するなど、心身ともに健康で充実した生活を送るためには欠かせないものであります。

町民の各年齢層に合わせた体力・健康づくりの普及・振興に努めてまいります。

町のスポーツ活動の推進に大きな役割を担っている大樹町体育連盟や各競技団体、スポーツ少年団が実施する事業や組織運営を支援するとともに、スポーツ指導者の養成と充実に努めてまいります。

また、町技でありますミニバレーについても、引き続き各種大会への支援や普及促進を図るとともに、町の交流事業と連携し、他町村との新たなスポーツ交流事業を推進してまいります。

次に、社会教育施設の利用と整備等について申し上げます。

図書館については、耐震診断を行った結果、極めて危険な状態であることから、利用者の安全を最優先し、平成26年4月より生涯学習センターにおいて図書館の運営を行っております。当面の期間、生涯学習センターの一部利用が制限されるなど、生涯学習センターや図書館の利用者の皆様にご迷惑をおかけしますが、利用者のご理解や利用団体のご協力を得ながら、効率的な運営と維持管理に努めてまいります。

また、これまでと同様に、本に親しみ、読書習慣が定着するよう、児童・生徒の読書感想文の募集を行うほか、図書館だよりを通じて新刊図書の情報等の発信や、図書館ボランティアグループの協力を得ながら、それらの活動を支援し、親しみやすく魅力のある図書館運営に努めてまいります。

今後の図書館のあり方については、図書館運営委員会を初め、広く町民の皆様のご意見を伺いながら検討してまいりたいと考えております。

体育施設については、屋外施設として中央運動公園の野球場、テニスコート、スケートリンクなどの施設を活用するほか、屋内施設においては、B&G海洋センターを拠点に、大樹中学校体育館を一般開放し、町民の健康増進を図ることを目的とした生涯スポーツ活動を推進してまいります。また、施設の長寿命化・効率化を図るための改良、改築を含めた今後のあり方についても検討してまいりたいと考えております。

以上、平成27年度の教育行政の執行に関する基本的な方針について申し上げます。ふるさと大樹町の未来を担う子どもたちの健やかな成長と、創造性豊かで調和のとれた生涯学習の実現のため、今後とも町民と協働して教育行政を積極的に推進してまいります。

○議 長

以上で、町政執行方針並びに教育行政執行方針が終了いたしました。
休憩します。

休憩 午前 11 時 00 分

再開 午前 11 時 10 分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第 9 議案第 57 号

○議 長

日程第 9 議案第 57 号平成 27 年度大樹町一般会計補正予算（第 2 号）についての件
を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第 57 号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成 27 年度大樹町一般会計補正予算（第 2 号）をお願いするものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 1 億 3,562 万 1,000 円の追加と地方債の補正でございます。それぞれ内容につきましては、総務課長より説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

それでは、議案第 57 号平成 27 年度大樹町一般会計補正予算（第 2 号）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 1 億 3,562 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 59 億 8,691 万 1,000 円とするものでございます。

なお、補正予算のうち、国の平成 26 年度補正予算により措置されました地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金で実施する事業の関係で、先ほどご報告申し上げました平成 26 年度繰越明許費により、平成 27 年度予算と重複して計上されていた予算の減額、また、ソフト事業に充当できる過疎債を限度額いっぱい活用するため、財源の組み替え

を行っている事業が含まれてございますので、その事業につきましての詳細説明は省略させていただきます。

最初に、資料でご説明いたしますので、4ページをお開きください。

上段の総務費関係で1,685万3,000円の増額です。

上段の企画費、企画調整推進事業、工事請負費で65万円の増、西本通に設置してございますバス待合所の解体工事費で、コスモールができたことにより利用がなく、また、土地は地権者から無償でお借りしていましたが、返還の申し出も受けたことから、解体することとしたものです。

次の省エネルギー推進事業につきましては、財源の組み替えを行うもので、地方債240万円の増、一般財源240万円の減でございます。住宅用太陽光発電システム導入への助成金です。

続きまして、電子計算費、総合住民情報システム維持管理費、委託料で1,579万5,000円の増で、この財源として、国道支出金843万6,000円の増、一般財源で735万9,000円の増でございます。これは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法でございますが、この法の施行に対応するため、住民基本台帳や児童福祉システムなど、9本の電算システムの改修を行うものでございます。

次に、賦課徴収費、固定資産評価替事業、委託料で40万8,000円の増で、全て一般財源でございます。標準宅地の時点修正のため、29地点の鑑定評価を委託するものでございます。

続きまして、民生費でございますが、429万5,000円の減でございます。

社会福祉総務費、臨時福祉給付金事業で、職員手当等から負担金、補助及び交付金まで884万円の増、財源は全て国道支出金でございます。消費税率引き上げ等の影響緩和のために導入されました簡素な給付措置とされています臨時福祉給付金事業が、金額を見直しした上で、昨年度に引き続き実施されますので、1人当たり6,000円の1,200分の給付金720万円のほか、職員の時間外勤務手当や事務経費を計上してございます。

次のページをお開きください。5ページでございますが、福祉医療諸費及びその下の発達支援センター費でございますが、一般財源で予定していた財源の一部を地方債に組み替えるもので、合わせて地方債が1,080万円の増、一般財源が1,080万円の減でございます。

中段の保育所費、児童保育一般経費、委託料で1,313万5,000円の減でございます。これは、町立保育所廃止に伴います保育園児の送迎費用でございますが、国の臨時交付金による繰越明許費で措置したため、当初予算計上分を減額するものでございます。

続きまして、衛生費、258万5,000円の増。

最初に、成人保健費ですが、一般財源で予定していた財源の一部を地方債に組み替えるもので、地方債が100万円の増、一般財源が100万円の減でございます。

次に、予防費、予防接種事業、委託料で258万5,000円の増。財源内訳ですが、地方債が620万円の増、一般財源が361万5,000円の減でございます。これは、ワクチン接種により発病や重症化を抑制できる子どもの病気のうち、ロタ、おたふく風邪についてはワクチンの任意接種費用の全額を、小児インフルエンザについてはワクチン任意接種費用の2分の1を助成するための経費258万5,000円を新たに計上したほか、予防接種事業に充てるための財源の一部を地方債に組み替えてございます。

続きまして、環境衛生費、一部事務組合負担金事業ですが、十勝管内のし尿処理を行っております十勝環境複合事務組合が計画している新たな処理施設整備に係る負担金の財源を組み替えるもので、地方債が120万円の増、一般財源が120万円の減でございます。

6ページをお開きください。6ページの農林水産業費でございますが、562万6,000円の増でございます。

最初に、農業総務費、営農指導一般事業で、委託料116万7,000円の増、財源は一般財源でございます。農林水産課で管理しております圃場管理システムにつきまして、農業委員会で管理しております農地台帳とリンクさせるための経費で、中山間地域等直接支払交付金事業などに利用するため、農地情報のデータベース化と管理機能の追加を行うものでございます。

続きまして、畜産振興費、畜産振興指導事業、負担金、補助及び交付金で185万円の増、財源は一般財源でございます。これは、乳用牛の個体資源が減少し、生乳生産の落ち込みが懸念される中、後継牛の確保を図るため、性判別精液を活用した乳用牛の自家保留や導入に対しまして、JA大樹町とJA忠類が助成する制度を創設することから、その経費の2分の1を支援させていただくものでございます。また、黒毛和種繁殖牛の飼養頭数の減少に対しまして、増頭に取り組む農業者を対象に、JA大樹町が助成する制度を新たに創設いたしましたので、その経費の2分の1を支援するものでございます。

次に、各種団体育成事業、負担金、補助及び交付金で2万円の増、財源は一般財源でございます。今年1月に設立されました大樹地区及び忠類晩成地区の酪農畜産クラスター協議会の活動に対し、主に事務経費となりますが、それぞれ1万円ずつを助成するものでございます。

次に、水産振興費では、環境・生態系保全対策事業、負担金、補助及び交付金で42万2,000円の増、財源は一般財源でございます。平成25年度から漁協青年部主体となって活動しております生花苗沼しじみ保存会に対しまして国の助成措置がありましたが、平成27年度にその補助金の額が減額され、会の活動に支障が出ますことから、減額相当分を町と道で補填するための負担金でございます。

次に、漁港管理費、漁港施設維持管理費、負担金、補助及び交付金で216万7,000円の増、財源は一般財源でございます。大樹漁港の船揚場や道路、旭浜漁港の道路の老朽化が見られますので、早期の補修整備を北海道に対して要望してございましたが、今回、機能保全計画を策定することとなりましたので、地元の負担金を計上してございます。

続きまして、商工費、1,405万8,000円の減。

最初に、商工振興費、地場産業振興奨励事業ですが、一般財源で予定していた財源の一部を地方債に組み替えるもので、地方債が90万円の増、一般財源が90万円の減でございます。

次に、起業家等支援事業、負担金、補助及び交付金ですが、255万円の増、財源は一般財源でございます。商業活性化や空き店舗対策として、町内で新たに起業しようとする方に対し、施設や設備の整備費、建物の賃借料などを助成する新たな取り組みでございます。補助限度額は、施設等の整備費が1件当たり200万円、賃借料は一月当たり5万円の12カ月分を限度としまして、補助率はいずれも2分の1以内でございます。また、地場産業振興奨励事業と組み合わせて利用することによりまして、ソフト面での支援も可能となりますのでお知らせします。とりあえず、この予算につきましては1件分の予算計上としてございます。

次に、市街地開発推進費、TMO活動推進事業、負担金、補助及び交付金で1,208万円の減でございます。これは、TMOへの助成金につきまして、国の臨時交付金による繰越明許費で措置しておりますので、当初予算分を減額するものでございます。

続きまして、7ページになります。観光振興費、観光振興対策事業、負担金、補助及び交付金で1,064万6,000円の減でございます。これは、観光協会への助成金について、国の臨時交付金による繰越明許費で措置したため、当初予算分を減額するものでございます。

続きまして、観光施設費、晩成温泉維持管理費、需用費で611万8,000円の増、財源は一般財源でございます。源泉のポンプと制御板につきましては、今年2月に故障いたしまして、施設を臨時休館した経過もございましたが、応急処置のまま利用してございました。今回、それを交換する経費といたしまして297万円、渡り廊下の床下配管の修繕に183万6,000円、木質ボイラー等への出入りのための砂利の敷設に79万9,000円のほか、循環ポンプの羽根車の交換経費などを計上してございます。

続きまして、土木費で8,510万円の増でございます。

道路新設改良費、町道改良舗装事業、委託料から補償、補填及び賠償金まで8,510万円の増、財源といたしまして、地方債7,800万円、一般財源が710万円でございます。予算書の22ページに添付してございます図面をお開きください。その図面の振別23号線、松並東通線の改良舗装工事費、それから緑町幹線、新大樹1号線の調査設計費のほか、土地の購入費、松並東通線改良舗装工事に伴います配水管移設補償費を計上してございます。

7ページにお戻りください。住宅管理費、住宅リフォーム支援事業でございますが、一般財源で予定していた財源の一部を地方債に組み替えるもので、地方債が120万円の増、一般財源が120万円の減でございます。

続きまして、教育費、4,353万4,000円の増でございます。

教育委員会費、教育委員会運営費、備品購入費で1万4,000円の増、財源は一般財源でございます。教育委員会制度の改正に伴いまして、教育長職務代理者の公印を作成するための経費でございます。

続きまして、学校管理費（中学校）ですが、工事請負費で120万8,000円の増で、財源は一般財源でございます。生徒玄関からの出入りを職員室から監視することができるよう、監視カメラ2基を設置するための経費でございます。

次のページをお開きください。生涯学習センター費、生涯学習センター運営費、需用費と備品購入費で3,705万6,000円の増、財源は一般財源でございます。需用費につきましては、正面玄関の自動ドア2基、1階と2階の障害者用トイレの自動ドアの合計4基につきまして、老朽化に伴う駆動装置の交換や開閉速度の調整を行うための修繕経費でございます。備品購入費につきましては、センターの正面に設置しております行事等の案内表示板が経年劣化で使用できなくなったため、新たにモニターと操作用パソコン等の購入に139万4,000円、コスモスホールの舞台音響設備の更新に3,434万4,000円を計上してございます。

続きまして、体育施設費、高齢者健康増進センター維持管理費、工事請負費で344万6,000円の増で、財源は一般財源でございます。室内ゲートボール場でございますが、築後20年以上経過し、屋根の雨漏り等をコーティング等により対処してまいりましたが、雨漏りやすが漏りが激しくなっておりますため改修するものでございます。

次に、図書館総務費、図書館管理運営費ですが、共済費から備品購入費まで181万円の増で、その他の特定財源10万6,000円、この内訳といたしまして、寄附金が9万9,000円、分担金及び負担金が7,000円で、一般財源が170万4,000円の増でございます。4月の人事異動によりまして減員した職員を臨時職員により補充することとし、社会保険料及び賃金を計上してございます。また、図書館の蔵書充実のための指定寄附をいただきましたので、既定予算に加えるものでございます。

続きまして、諸支出金、事業会計繰出金、介護保険特別会計繰出金で27万6,000円の増、財源は一般財源でございます。介護保険の地域支援事業で臨時職員を任用するための経費を繰り出すものでございます。

以上、合計で1億3,562万1,000円の増額となり、補正予算の財源内訳といたしましては、特定財源が、国道支出金1,727万6,000円、地方債7,920万円、その他10万6,000円、合計9,658万2,000円で、一般財源が3,903万9,000円の増となるものでございます。

次に、3ページをお開きください。

第2表、地方債補正でございます。

起債の目的は過疎対策事業債で、補正前の限度額2億5,880万円を7,920万円増額し3億3,800万円に変更しようとするもので、起債の方法、利率、償還の方法についての変更はございません。

次に、第1表、歳入歳出予算補正をご説明申し上げます。

最初に歳出をご説明いたしますので、2ページをお開きください。

2款総務費から13款諸支出金まで、歳出合計、補正前の額58億5,129万円、補正額1億3,562万1,000円の増、計で59億8,691万1,000円となるものでございます。

続きまして、歳入をご説明いたしますので、1ページをお開きください。

12款分担金及び負担金から21款町債まで、補正前の額58億5,129万円、補正額1億3,562万1,000円の増、計で59億8,691万1,000円となるものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

安田清之君。

○安田清之君

ご説明をいただいたのですけれども、この農業費の中の、もう少し詳細に、個体が何とかがかんとかという話ですが、これは何頭分だとか、この詳細をもう少し細かくお教えをいただきたいと思います。

○議 長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長

それでは、今の農業費のほうの補正の説明のほうをさせていただきますと思います。

まず、圃場管理システムの関係でございます。現在……。 (発言する者あり)

失礼しました、牛の関係ですね、申し訳ございません。

まず、雌精液判定産子確保事業でございます。まず、内容でございますけれども、乳用牛の性判別精液による雌産牛を生産した生産者に対し、1頭当たり5,000円を限度に交付する事業でございます。町から5,000円以内の交付、そして、JAから同じく5,000円以内の助成ということで、個人10頭、そして法人30頭を上限に交付をする予定となっております。また、期間については平成27年から平成28年の2カ年を予定をしております。

続きまして、和牛繁殖増頭支援事業でございます。これにつきましては、町内の黒毛和種繁殖頭数が減少傾向にあることから、素牛生産の体制を確立するために増頭支援を行う事業ということで、内容につきましては、黒毛和種繁殖頭数が、期首、1月1日でございますけれども、その12カ月月齢以上の繁殖頭数に対し、期末、12月31日でございますけれども、それを対比し、増頭した頭数に対して1頭当たり2万円を交付する事業になってございます。増頭1頭当たり4万円ということで、町から2万円、そしてJAから

2万円ということで、上限頭数10頭を予定をしてございます。期間につきましても、平成27年から平成28年の2カ年という形で予定をしてございます。

以上でございます。

○議 長

安田清之君。

○安田清之君

これ、ちょっと、俺も疑問を感じるのだけれども、減ったからって何か支障があるのですか、現実的に。それは事業主が減っただけの話で、それが町の財政から出さなければならない理由は何なのですか。個人が10頭、法人が30頭とかと、こういう配りも、どういう理由で、この個体が減ったとか何が減ったと、これは事業主の問題であって、町の問題ではないのではないかというふうに思うのですが、何でこういう形が出てくるのか。これは事業主ですよ、皆さん、農業をやっている方は。簡単に、農協が2分の1をやるから、町も乗ったよという、コンセプトがちょっと見えない、町が支援する意味のコンセプト、こういう理由ですと、ですから、私どももこういうふうにして、こうやりますと、これによってこうなるのですという説明が一つもされていない。ただ母体が減ったとか、和牛が減ったとかという話だけの問題であって、これは事業主の問題であって、町の一般財源を使う理由となるのですか。ここら辺の説明をお願いいたします。

○議 長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長

大樹町の基幹産業であります農林水産業、特に畜産振興という観点から、肉用牛等々の頭数が減少しております。頭数が減りますと、乳用等々、関連機関にも影響を与えるという形で、やはり町としても農協と一体となって支援をしていくということが大切であるというふうに考えておまして、今回このような形で補正のほうを予定をしてございます。

以上でございます。

○議 長

安田清之君。

○安田清之君

悪いのだけれども、基幹産業だからやるのですという話でしょう、これ、今、現実的に。では、基幹産業だからやる、それでは、商工も農業もやらないのかい、何も。店が減ってきました、跡取りいません、振興は町長が言っていますよ、振興します、一生懸命と。だけれども、これ、予算づけも何もされていない、プレミアムぐらいだよな、これは国から出される金額。これは農協と町が出す問題であって、我々一般財源から出す問題ではないでしょう、まず。何で減った理由は、出ていないでしょう。出ているのですか、これ。何で減ったのですか。これ、3回しかないからね、これ、ちょっと問題があるのだよ。何も論議していけないのだよ、これ。個体が減った理由は何なのですか、その説明もなしに、

説明いたします、基幹産業でございますというだけで、議長、説明になりますか、現実的に。個人が10頭で法人が30頭という理由も言えと言ったけれども、言っていないですよ。どういう理由でそうなったのか。説明不足、もう一回お願いします。

○議長

暫時休憩します。

休憩 午前11時36分

再開 午前11時37分

○議長

再開いたします。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま畜産振興指導事業の関係で、乳牛と黒毛の頭数確保または増頭に関する事業の内容についての説明をさせていただきました。両事業とも、根幹にあるのは飼養農家の減少が大きいのかなというふうに思っております。ご承知のとおり、酪農についても離農が進むという状況で、町内で酪農を営む戸数が減っているというのは実態であります。ただ、生産を伸ばしていくためには、既存の、残った酪農家または法人が増頭をして生産を伸ばしていくということが必要だというふうに、私どもも、また農協も考えているところであります。ホルについては、今、かなり効果がある判別精液を使った頭数を保留をするということで、確保、増頭を図りたいということ、また、黒毛和種については、従前から黒毛和種の繁殖経営を推奨してまいりましたが、ここに来て高齢化等で飼養戸数が減っているというようなこともあって、現在、黒毛を飼養されている農家の皆様に一頭でも多く牛を増やしていただきたいということで増頭の奨励事業ということで、今回、生産団体等も含めて事業を展開するという進めさせていただいているところでもあります。期限については2カ年というようなこともありますので、あくまでも奨励対策ということで、少しでも増頭のきっかけになるように取り組みを進めたいと思っておりますので、内容をご理解をいただきたいと思います。

○議長

ほかに質疑ありませんか。（発言する者あり）

暫時休憩します。

暫時休憩 午前11時39分

再開 午前11時43分

○議長

長

再開いたします。

休憩します。

休憩 午前 11時43分

再開 午後 1時00分

○議 長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほどの安田議員に対する答弁漏れがありましたので、瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長

まず、説明が至らなかった点、お詫び申し上げます。

ご質問の頭数の考え方でございますが、町内の経産牛の個人飼養頭数は平均75頭と
なっております。おおむね2割を目標とした結果、10頭を上限といたしているところ
でございます。また、法人につきましては、経営規模等を勘案しまして、個人の約3倍、
30頭を上限としてございます。

以上でございます。（発言する者あり）

申し訳ございません。今回、全体として250頭予定をしているところでございます。

以上でございます。

○議 長

特別に、安田清之君、短めに。

○安田清之君

議長に感謝申し上げます。やはり議案を出す以上、きちんと答弁できるように願
いをしたいと思います。

そこで、もう一つお願いをしておきたいのは、これは畜産などが、乳牛ばかりなので、
農協に十分、畑作も農業なのだから、基幹産業なのだから、十分検討するようお伝えを
いただくようお願いをして、やめます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

高橋英昭君。

○高橋英昭君

ちょっと確認させてください。6ページの水産振興費、ちょっと私の聞き違いだったか
もしれませんが、その中で環境・生態系保全対策事業42万2,000円、これは国
からの補助がなくなったので、それを肩がわりするという説明だったと思います、これに
ついては理解しておりますけれども、そのとき、この額は町と道という説明に聞こえたの
ですよ。これを見ると一般財源だけなので、道から入っているのかどうか、ちょっと願
いします。

○議 長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長

今回、国のお金が減額ということになってございます。それで、北海道と町がその分を負担するというので、北海道につきましても補助金という形で、直接、補助金が団体のほうに支払われる形となってございます。

以上でございます。

○議 長

高橋英昭君。

○高橋英昭君

道からはどれくらい入っているのですか。

○議 長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長

北海道からは6万円の補助金という形になってございます。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

志民和義君。

○志民和義君

7番目の土木費の関係で、松並町の東通線の改良工事なのですが、それは大変いいのですが、その先ですね、このまま曲がって、鏡町の公営住宅まで行く道路があるのですが、現に、もう、砂利敷いてあるのですよね、既に道路なのですが、大変便利なのですが、その先の舗装については検討にならないのでしょうか、土地の関係も含めてお願いいたします。

○議 長

小森建設課長。

○小森建設課長

今ご質問のありました松並東通線の改良舗装工事でございますけれども、22ページの図面のとおり、突っ込み道路といいますか、行きどまりの道路となっております。その横の鏡町にアクセスする道路でございますけれども、現在、この用地につきましては民有地となっておりますので、道路をつくるとなれば、寄附行為、もしくは、そうでなければ用地の取得という問題が発生します。そういった面もございまして、現況このままではございますけれども、それらも含めて考えていくというか、とりあえず今回はここまでの工事ということで今やっております。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

杉森俊行君。

○杉森俊行君

6ページの漁港施設維持管理費があるのですけれども、これは大樹港のグレージングというふうに聞いたのですけれども、私が理事をやっていたときに、この側溝というのですか、一人の理事は、埋めたほうがいい、一人の理事は、きちんと掘って砂を除去してほしいと、それで前町長にそういうことを話ししたら、漁組で一体的な話にならないと、町としては話を進められないのだということが前町長のときにはあったのですね。それで、今回はこのグレージングと上がってきているのですけれども、私も掃除のときに行って、一応、いかれているところは赤いテープをずっと巻いてきたのですけれども、その側溝を直すというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○議 長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長

グレージングも含めた道路、そして船揚場の整備という形で進めるというふうになってございます。

以上でございます。

○議 長

杉森俊行君。

○杉森俊行君

その船揚場の整備ということは、これは大樹漁協のことを言っているのか、それとも、私にすれば、旭浜の浄化施設のワイヤーのことを言っているような気がするのですけれども、そこところがちょっとあれなのですけれども。そして、今、大樹漁協の場合は、鉄板を敷いているところはかなりあるのですね、もう、10枚ぐらい敷いているところがある、それのところも全面的に直すということなのですか。それは例えば地震対策とか何かのあれでやっていかれなかったのかという気がするのですけれども、いかがでしょうか。

○議 長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長

済みません、今私のほうからお話しさせていただいたのは、大樹漁協の部分で、旭浜漁港については、道路の整備という形で整備が行われる予定となっております。地震云々の関係につきましても、私、資料をちょっと持ち合わせていないものですから、後ほど確認しましてお答えをしたいと思います。

以上でございます。

○議 長

よろしいですか。

杉森俊行君。

○杉森俊行君

7ページの土木費の町道改良舗装というのがあるのですけれども、これはさっき同僚議員も言っていたのですけれども、今回ですか、前回直した、歯科診療所の裏の道路なのですけれども、私が、ちょっと自分のあれで散歩したときに見てくるのですけれども、そのときに、あのような道路の設計でいいのかどうか。多分、縁石がもう3個ぐらい削られているし、削られているというか傷ついているし、道路のセンターもアスファルトも削られているのですね。それが今回、この町道の2路線ですか、4路線のうち2路線は設計で、あとの2路線はやっていくということなのですけれども、そういう状態でやっていたら、冬に、例えば縁石があそこでもう3センチか5センチぐらい上がっているのですよね。それがちょうど雪を押ししていくようになっていくと、その縁石を削っていくのですね、そして、削っていった最終的にはこの縁石が剥がれてしまうわけですね。そういう設計をしていくのかどうか。私たちも、本当は設計が出た段階で本当はこれを見ていかなければならないのですけれども、今回たまたま、歯医者、町立の歯科診療所の裏を見たときに、こういう設計をやったら、また縁石が壊れて、2年後にはまた縁石の補修、そういうのが出てくるので、もう少し設計を考えたらどうですかという気持ちがあるのですね。そして、今回2路線をやって、2路線を設計するというので、私たちも少し勉強不足なのですけれども、そこをどのように考えているのか、説明いただけますか。

○議 長

小森建設課長。

○小森建設課長

今ご指摘の点につきましては、昨年度行いました川沿1号線の道路改良工事かなと思います。川沿1号線につきましては、歩道部分がないという道路かなと把握しております。その中で、砂利どめとか、それらが道路に入ってこないような設計ということで、したのではないかと考えていますけれども、道路につきましては、除雪業者、委託等で委託しているわけですが、それら、道路のセンター部分を傷つけたとか、縁石のほうの部分を削ったとかというご指摘につきましては、道路維持業者とまた現況を見てみまして、除雪の際に、極力、道路施設に損傷を与えないような、そういった対策をまた考えていきたいなと思っています。

設計のほうにつきましては、設計の部分については担当係が設計してやっているわけですが、そういったご指摘があれば、設計のほうについても再度内部で協議しまして、なるべく損傷が少なくなるような道路についても検討しなければと思っています。

○議 長

杉森議員、3回目。

○杉森俊行君

今、課長のほうから説明があったとおり、除雪業者とも話をして、ポールを立てるなりして、雪に対して、ちょっと、間隔が50センチぐらい除雪ができなくなる部分は出てくると思いますけれども、なるべく道路のそういう縁石を削らないような方法でやってもらいたいというふうに思います。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範君

4ページの総務費の西本通のバス停の解体の関係なのですが、一つは、道の駅のほうの利用が増えて、こちらの利用状況が減ったという話があったのですが、現状の利用状況を把握されているのかということと、地権者からの申し出で解体をしなければならないということの説明があったのですが、解体した場合に、解体後に再利用をするのか、そのまま、解体されたものはもう、木くずとか産業廃棄物になって処理されてしまうのか、利用するような価値がないのかどうかを伺いたいと思います。

それともう1点は、生涯学習センターの音響施設の更新なのですが、ちょっと明許補正ではっきりわからないのですが、3,600万円近くの補正が組まれているのですが、この金額というのは、かなり質のよいものを更新することなのか、それほどでないということなのか、今後、長期間、ずっとかなりの期間使用できるということで理解すればいいのか、高価な買い物なので、その辺ちょっともう少し中身の説明をお願いをしたいと思います。

○議 長

黒川企画課長。

○黒川企画課長

ただいまのご質問にお答えを申し上げます。

バス停の利用状況につきましてですけれども、調査ということは特にはしてございませんが、西本通の行政区長さん、あるいは大樹の高校に問い合わせまして、今回、バス停の撤去をしたいのだと言ったところ、特に問題ないという回答をいただいております、使っていないということもございまして、特に問題ないかなと考えているところでございます。また、私どもも見ていまして、随分たくさん的高校生が十勝バスでおりにいきますけれども、おりに登校する側なものですから、下校のときは下りの便が行きますけれども、道の駅を使っているというところで、あのバス停に入って何かしているというのは、ちょっと最近見たことがなくてですね、利用価値は、役割は終えたものかなというふうに思っておるところでございます。

また、再利用についてなのですが、それもちょっと考えたのですが、やはり基礎ががっちりやってあって、解体するのに、やはり分解しなければならないということで、再利用は特に考えてございません。

以上でございます。

○議 長

角倉社会教育課長。

○角倉社会教育課長

お答えいたします。

学習センターの舞台音響設備の改修でございますけれども、コスモスホールの大ホールのほうの舞台音響設備でございます。導入後17年ほど経過し、ノイズや音声の途切れとか、経年劣化症状が多く出てきている現状であります。現在使用している機械が、もう生産完了のため修理対応が不可能ということもございます。そういうことで、本番中、故障など起きては困るということで、今回補正予算として上げさせていただきました。

どういう内容かということですが、設備の主なものにつきましては、音響調整卓、それから入力バッチ化連続増幅器、それからスピーカー類、それから最新のワイヤレスマイク、主にそういう機材を入れまして、配線、調整全て行って、現在の音響の機能を最新型のデジタル型の音響卓で導入するというので、機械ですから、永久にということではありませんが、通常は15年から20年ぐらい、異状がなければ使えるものと考えております。ですから、1回目の大きな更新ということになると思います。

以上、説明を終わります。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹君

今の音響施設の関係で再度お聞きしたいのですけれども、コスモスホールの音響施設ですけれども、過去に、舞台のワイヤー交換をしたのですけれども、そのときは全てを交換したわけではないのですよね、多分。全てではないと思うのですけれども、一部だと思うのです、その部分が残っているのですけれども、今回、音響施設で3,700万円ぐらいですけれども、それで全てが交換されるのか、また一部我慢して、その部分を残してやるのか、やっているのか、ワイヤー交換と同じように一部残して、また次の修繕に回していく、そういう形なのか、今回の音響施設については全て、舞台にかかわる施設、配線、スピーカー、制御盤、全てを交換して、しばらく15年ないし17年そのまま使える状態なのか、ある程度我慢して、ある程度来たら、また時期来たときに追加の補修をしていくのか、その辺をちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議 長

角倉社会教育課長。

○角倉社会教育課長

お答えいたします。

今回の補正で出しております音響設備であります、一部分ということではなくて、今

の音響システムの全部更新という設計で考えてございます。舞台のつりのことを例に言われましたけれども、確かに、その件については残ったところもあって、緊急度の高いものから整備するという方針でやっております。今回の音響については、全てを網羅しているものと考えております。

以上です。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹君

それでは、もう一つ確認したいのですけれども、今、舞台音響施設なのですけれども、コスモスホールの放送施設、スピーカー、スピーカーの配線等とはこれまた別なのですよ、これも含まれているのか、それをまた替えるというのは時期相応にやるということでしょうか。

○議 長

角倉社会教育課長。

○角倉社会教育課長

お答えいたします。

今回の補正でございますけれども、今までの機械が、旧機械というのですか、アナログ方式の機械でありました、現在の使っているのがですね、今回は最新のデジタル方式に替えるということで、配線関係も含め、必要な補修部分については全部入れて設計してございます。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第57号平成27年度大樹町一般会計補正予算(第2号)についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第58号

○議 長

日程第10 議案第58号平成27年度大樹町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第58号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成27年度大樹町介護保険特別会計補正予算（第1号）をお願いするものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ37万6,000円の追加補正でございます。それぞれ内容につきましては保健福祉課長より説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

それでは、議案第58号平成27年度大樹町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ37万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ6億6,977万6,000円とするものです。

内容につきましては、事項別明細書でご説明いたしますので、8ページ、9ページをお開きください。

歳出です。

3款地域支援事業費1項地域支援事業費1目地域支援事業費、補正額27万6,000円の増、これは、主に高齢者相談業務を行うための臨時職員の賃金でございます。

5款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目第1号被保険者保険料還付金、補正額10万円の増、これにつきましては、所得構成などにより保険料変更に伴う過年度還付分が不足する見込みとなったために、補正により増額するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、6ページ、7ページをお開きください。

歳入です。

6款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金、補正額27万6,000円の増、これ

につきましては、地域支援事業費の増による一般会計からの繰入金の増でございます。

同じく、6款繰入金2項基金繰入金1目介護給付費準備基金繰入金、補正額10万円の増、これにつきましては、保険料還付金の補正に伴い、基金からの繰入金の増額でございます。

次に、総括の歳出、5ページをお開きください。

歳出です。

3款地域支援事業費から5款諸支出金まで、歳出合計、補正前の額6億6,940万円、補正額37万6,000円の増、計6億6,977万6,000円となります。

次に、4ページの歳入です。

6款繰入金、歳入合計、補正前の額6億6,940万円、補正額37万6,000円の増、計6億6,977万6,000円となります。

以上で説明を終わります。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹君

相談事業にこの賃金というか、投入するということなのですが、一般的には、介護保険なんかの相談事業については、通常、ケアマネジャーの方ですとか福祉係だとか、そういうふうな方々にご相談させていただいたり、町民の方は頼りにしていると思うのですが、今回、地域支援事業で臨時職員を雇うというのは、もっと具体的に、相談事業のどんな相談を特別にされるためにこの賃金が出てきたのかお伺いしたいと思います。

○議 長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

具体的な相談業務につきましては、高齢者のお宅を訪問することを予定しております。現在、高齢者につきましては「らいふ」にいる保健師が担当して訪問を行っておりますけれども、全員が回り切っているという状態ではないということ、あるいは、元気なお年寄りの方でも、なかなか老人クラブとか活動に出てこられない方もいらっしゃいますので、そういった方も含めて、ある程度、「らいふ」には来られないような方を重点的に回れないかなということを予定しております、そういったことでの臨時職員の賃金ということで考えております。

以上でございます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹君

この臨時職員の方については、何か特別な経歴ですとか資格だとか、そういうふうなことをお考えなのでしょうか。

○議 長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

健康相談も含めてということですので、保健師ということで資格を持っている方をできれば頼みたいと考えております。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第58号平成27年度大樹町介護保険特別会計補正予算(第1号)についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第59号

○議 長

日程第11 議案第59号平成27年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第59号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成27年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）をお願いするものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ114万3,000円の追加補正でございます。それぞれ内容につきましては、デイサービスセンター所長より説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

瀬尾デイサービスセンター所長。

○瀬尾デイサービスセンター所長

議案第59号平成27年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ114万3,000円を増額し、歳入歳出それぞれ3億9,374万3,000円とするものです。

内容につきましては、事項別明細書により説明いたしますので、8ページ、9ページの歳出をお開き願います。

歳出。

1款居宅介護サービス事業費1項居宅介護サービス事業費1目通所介護費、補正額45万4,000円の増、これにつきましては、11節需用費、修繕料の増額です。これは、デイサービスセンターの利用者が今年増加したことから、安全かつ快適に入浴していただくために脱衣室の改修や、職員増加に伴い事務室の一部を改修するための経費でございます。

次に、2目介護予防支援費、補正額68万9,000円の増につきましては、13節委託料、介護予防支援事業業務の増額です。これは、要支援認定者のサービス利用調整、ケアプラン作成などに係る業務を民間の居宅支援事業に委託するための経費でございます。地域包括支援センター全体の業務量の調整を行うため委託するもので、15名分を見込んでおります。

次に、6ページ、7ページの歳入をお開きください。

歳入。

4款繰越金1項繰越金1目繰越金、補正額114万3,000円の増、これは前年度繰越金を充当したことによります。

次に、総括の5ページの歳出をお開きください。

1款居宅介護サービス事業費、歳出合計、補正前の額3億9,260万円、補正額114万3,000円の増、計3億9,374万3,000円となります。

戻りまして、4ページの歳入をご覧ください。

4款繰越金、歳入合計、補正前の額3億9,260万円、補正額114万3,000円の増、計3億9,374万3,000円となります。

以上で説明を終わります。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

安田清之君。

○安田清之君

委託料で15名分という説明があったのですが、民間にということ、どういう民間の会社なのですか。15名分預託で60何万、15名分と、予防という形で出ているのですけれども、もう少し中身、どういう形のものをするのか、業務が忙しくてできないのか、ここら辺、業務が忙しくてできないからこうだよというのか、それで民間に出すのですというけれども、民間、どういう会社なのか、それも説明がないので、ちょっと聞かせて。

○議 長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

地域包括支援センターの関係ですので、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、事業者につきましては、町内につきましては「ひなたぼっこ」、あるいは「ひかり」のほうにあります「つばさ」というところの事業所がございます。こちらは基本的には要介護認定を受けた方のケアプラン、調整等をしていただいておりますが、要支援の方についても、ある程度の人数であれば引き受けてやってくれるということを言っておりましたので、そういうことで、その2事業者を主に委託先として考えております。

委託の理由ですけれども、要支援者がやはり増えているということがございまして、地域包括支援センター、今2名でケアプラン等をつくっております、その業務をしていただきながら、ほかに、その地域包括支援センターとしていろいろな相談業務等もございまして、全体の業務を調整して、ケアプランをつくっている2人の分の業務を少し軽減して、新たな業務として取り組まなければならない認知症等のサポートチームとか、あるいは日常生活総合支援事業等、新たにに取り組む事業がございますので、そちらへの取り組みのために業務のほうの調整をしようということでございます。

以上でございます。

○議 長

安田清之君。

○安田清之君

結局これは、要支援が増えたよと。結局、増えてきているということの根本的なことからやっつかないと、また足りなくなりますよね。だから、予防を町としてはお考えになっているのか、なっていないのか。認知症だとかいろいろな形で増えてきているということでしょう。この増える理由は何なのですかと、この予防はどういうことをやっているのかと。増えてきているということは、これから我々もそういうことになり得るというふうに思うのですが、この予防策というのは何かあるのかいと聞きたいのだよ、何もやっつか

いような気がするのだよ、僕は。ただデイサービスへ連れていきます、はい、ケアマネのあれをしました、住宅行って、ただ話を聞いてきています、我々がかからない方法を一つもやっていない。我々には見えていない、予防の。認知症にならないための予防策を一つもやらないで、この予算をどんどんやっていくというのが本当にいいのかどうか。現実的には、やっぱり予防をやって、それでもこうなのですよというのならわかるのですが、予防が我々には何も見えていません。よそのところでは、おじいちゃん、おばあちゃんを集めて運動をしたり、我々がボランティアに行ったり、それで予防をするという体制、昨日の新聞か何か、台湾なんかでも、老人ホームに普通のお年寄りも行って、同じように予防を、ああ、こういうふうになるのだと、お手伝いをしたりというような形がありますので、予防策というのはされているのかと。現実的には増えていきますよね、これは。そうですね、要支援の方が、間違いなくね。増えてこない予防策は、町としてお考えになっているのか、なっていないのか、お聞かせをください。

○議 長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

町としても、安田議員おっしゃったような運動事業等も取り組んでおりますが、改めてというか、今後取り組む事業について、若干ちょっとご説明をさせていただきたいと思えます。

国もそういった非常に危機感を持っておりまして、要支援含め要介護の人をどうやって減らすのか、あるいは、そういった介護保険に係る保険料をどうやって減らしていくのかということをやっばり考えていかなければならないということで、今回、平成29年4月から、新たに日常生活総合支援事業というのに取り組むということで国のほうからも来ております。皆さん新聞でご覧になった方もいるかもしれないのですが、例えば介護ボランティア制度とか、ボランティアのポイント制度、そういった形で今取り組みを始めようと予定しております。具体的には、元気な高齢者の方に参加してもらって介護を行ってもらう、あるいは、介護でなくても、買い物とか、簡単にできる部分から、ある程度、家事援助まで含めたそういった部分を担っていただくのと、そういった担っていただいた方にポイントを付与して、そのポイントを改めて別の形で、商品券とか別の形で何か還元できるような制度をつくっていきたいというふうに考えております。そういったことによって、今出てきていただけていない高齢者の方々を、いかに家から出てきてもらって活動に参加してもらうのか、あるいは、今、例えば要支援1とかで軽度の方につきましても、一緒にそういった活動をしてもらうことによって、改めて介護度が新たに上がっていかないような取り組みをしようということで考えております。これにつきましては、社会福祉協議会にボランティア協議会がありまして、そちらのほうと、まずは連携をとりまして、今年度につきましては、実際取り組んでいるところが、平成24年とか平成25年から取り組んでいるところがありますので、そういったところを視察等をしながら、あらあらの制度を

つくって、来年度、再来年度に向けての施行あるいは実施ということで取り組んでいって、要支援、要介護になる方の増加を防いでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長

安田清之君。

○安田清之君

今、課長が語る説明してくれたのは、頑張っているのだろうという感じはします。ケアマネジャーが結構疲れているのだろうというふうに思っておりますから、これは仕方ないのだろうと。ですから、もう少し町民に、福祉協議会だとかではない、リーダーシップは町がとらないとだめです、現実的に。町がやっぱり予防策を町内ごとにやるとか、それがないと、今後は病院代もかかってくるでしょう。新聞報道で出されたように、今度は病院代のかかっているところの補助金は減らすぞというような言葉も出ているのですから、一番大事なセクションにいるのですから、まず町内ごとから、こういうグループをつくってください、福祉協議会に丸投げするような考えをしない、町がやっぱり力を発揮をしていただいて、予防策を考えていただく、これには我々もお手伝いしますので、やはり丸投げして、頼みましたと、これは2年後からやると言っているのでしょうか、そんな手ぬるいことのできるのですか。明日、すぐなるのだよ。現実的には、50からもうなるのだから、40でも。そうでしょう。この予防策を、手ぬるい2年後にやりますなんていうお言葉を聞いていると、がっかりする。本当に、自分の親を見れない子どもたちが多いわけですから、これは仕方がない、子どもも少ない。そうすればどうするのだと、税金を上げて町が面倒を見る以外はないのですよ。だから、これもわかる。わかるけれども、なるべく町の負担にならないよう、予防策を急いでやっていただきたいというふうに思いますので、またこういう予算が出てきたときにお聞きしますから、順序正しく、来年にはできますよと、こうですよと、老人ホームに入る方が減りましたよというような形で、それから、デイサービスに来る方も少なくなりましたとかいう形をとれるように、福祉協議会と協議をしてやるなんて手ぬるい話はだめです。いいですか。これはやっぱり町が立案をして、こういう形でこうで、それで区長会もある、いろいろな形があるのですから、予防策をこうやってみんなでお願いますというリーダーシップをとっていただくようお願いをしておきますので、また聞きますのでね、これは。実績がなければいけないことなので、これは町の税金がかかってくると、町民の税が年寄りのために使われていくということですから、ご理解をいただきたいと。ないものは使えないのですからね、そうしたら、結局、町民に負担がかかるということになってくるのですから、よろしくお願いをしたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま、介護予防支援事業の関係も含めて、大樹町の地域包括支援のあり方のご意見

をいただきました。確かに議員おっしゃるとおり、認知症対策も含めての高齢化対策では、予防と発生した場合の対策、これについては、車の両輪のごとく、どちらも大切な部分であると思います。予防という部分では、生涯現役、また健康寿命を延ばすという取り組みは大切な部分があると思いますし、万が一、認知症なども含めて発生した場合には、それに対する地域での対応の仕方が重要かなというふうに思っております。この地域という中では、一町、保健福祉課ということではなく、議員からお話があったとおり、地域でありますとか、いろいろな各種団体、包括した取り組みが必要でもありますので、そういう部分では町がしっかりイニシアチブをとって、社協、また関係機関と相談をしていきたいなというふうに思っております。

先ほど課長のほうから説明をいたしました平成29年度の実施の部分については、目標年を平成29年ということで、平成29年度に新たな包括支援制度も含めて完全実施ということが国の方針で示されております。ただ、そのメニューの中で実現できるもの、もう既にやれるものについては29年度を待たずに、今年度から、または28年度に向けて実施していくということで計画を進めたいと思っておりますので、ご了解をいただきたいと思っております。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第59号平成27年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第60号

○議 長

日程第12 議案第60号平成27年度大樹町水道事業会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第60号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成27年度大樹町水道事業会計補正予算（第1号）をお願いするものであります。

今回の補正は、資本的収入及び支出の部では、収入で630万円、支出で905万円の増額補正でございます。内容につきましては、水道課長よりご説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

鈴木水道課長。

○鈴木水道課長

それでは、議案第60号についてご説明させていただきます。

平成27年度大樹町水道事業会計補正予算（第1号）についてですけれども、第2条の資本的収入及び支出では、過年度分損益勘定留保資金を2億1,810万円に改めることとし、補正額は資本的収入を630万円増額し、資本的支出につきましては905万円を増額するものでございます。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきますので、10ページ、11ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の支出の部。

1款資本的支出1項建設改良費1目固定資産取得費、補正予算額5万円の増、これにつきましては、生花晩成方面への送水管等の整備が必要となるもので、道営事業として要望の結果、採択されましたので、事業実施に係る調査費の負担金を計上するものでございます。

次に、2項1目ともに配水管補償工事費900万円の増、これにつきましては、松並東通線改良舗装工事に伴う配水管移設工事費の増額をお願いするものでございますけれども、議案の最後に位置図を添付してございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

次に、8ページ、9ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の収入の部。

1款資本的収入1項1目ともに工事補償金、補正予算額630万円の増、これにつきましては歳出で説明させていただきました松並東通線の配水管移設に伴う補償工事費でございます。

下に行きまして、損益勘定留保資金 275 万円の増でございます。
以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。
これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終了いたします。
これより、討論に入ります。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

○議 長

討論なしと認めます。
これをもって、討論を終了いたします。
これより、議案第 60 号平成 27 年度大樹町水道事業会計補正予算（第 1 号）について
の件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 13 議案第 61 号

○議 長

日程第 13 議案第 61 号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についての件を
議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。
酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第 61 号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定に
ついて、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、尾田辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについて、
辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項
の規定に基づき、議決をお願いするものでございます。

今回策定する対象地域は尾田地区で、旧尾田中学校の行政区会館兼避難所施設への用途
変更に伴う改修事業とスクールバス購入事業に財政措置の有利な辺地対策事業債の活用を

検討しておりましたが、先日、北海道知事との協議が調いましたのでご提案を申し上げるものでございます。内容をご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第61号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第62号

○議 長

日程第14 議案第62号財産の取得についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第62号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、財産の取得についての議決をお願いするものでございます。

本件に係る予算につきましては、既にお認めいただいておりますので、去る5月27日、管内の2者を指名いたしまして競争入札を執行いたしました。その結果、2,102万5,770円で帯広市の東北北海道日野自動車株式会社が落札をいたしましたので、同者と契約を締結するものでございます。

以下、朗読により内容をご説明申し上げます。

財産の種類、名称及び数量ですが、種類は物品、名称はスクールバス、数量は1台。取得金額は2,102万5,770円。取得の方法は指名競争入札による物品売買契約。取得の相手方は、東北海道日野自動車株式会社帯広支店常務取締役支店長鹿嶋彰でございます。

参考といたしまして、納入期限は今年の12月25日としております。

なお、議案下段に根拠となる条例を抜粋して掲載をいたしました。

以上、目的及び内容等をご説明申し上げましたが、内容をご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

安田清之君。

○安田清之君

これは地元企業が入っていないのですが、何で地元企業が入っていないのかお教えてください。

○議 長

吉岡学校教育課長。

○吉岡学校教育課長

スクールバスの購入の関係でございます。これまで、スクールバスの購入に当たっては、現有車両の購入年度、現在の走行距離等を勘案しながらスクールバスの更新を行っております。業者の選定につきましては、これまでスクールバスの入札参加実績のある業者、管内の業者を2者選択させていただきました。前回は議会の中で議員から質問がありました公務用のパソコン等の関係の中で、町内業者の育成という中で町内業者を指名できないのかということがありましたけれども、今回につきましては、その段階の前に業者選定が終わって入札の通知もしたところでございますけれども、今後、前段階の中で町と協議していきたいということでございましたので、今後につきましては、そういうような形で町と協議した中で、どのような業者の選択をしていくかにつきましては検討させていただきます。

○議 長

安田清之君。

○安田清之君

議会では、検討というのは、やらないよという意味らしいのです。検討する、検討するって、いつまで検討するのかわからないのが検討なので、結局、検討していました、検討していませんって。現実的には、私が思うのは、地元業者も販売を持っているのですよ。地元業者からも買っているのだ、車。それで、今回はできなかったなんて理由にはならない、僕から言うとね。やはり育成を考えるのであれば、高いのか安いのかは別にしても、地元

業者を入れればいい話だけのことであって。だって、販売しているのでしょう、うちの農協も含め、ほかに販売業者数社、指名すればいいだけのこと。声もかけていないでしょう、これ、こういうバスを納入しますが、あなた方、入れる気ありますかと、お声もかけていない、現実的に。だって、大樹の業者がつくっているのではないのだから。これは日野自動車という会社がつくって、そこの販売元が売っているのだから、でしょう。これでは入札にならないのだよ、逆に言うと、物品販売というのは、つくっている会社が売っているのだから。これは何の価値もない、そしてこんな高い、売っているほうだったら、まだ安くなるはずだ、競争させれば、そうでしょう。これはいけない。もう、そんなにスクールバスどんどん入れ替えるわけではないのだから。今後は、やっぱり、育成と、うちの町長言っているのだから。お声ぐらいはかけてやってくださいよ。あなた方入れますよと、あなた方、入れられますか、この車と。選定するのは町なのですから、そうでしょう。メーカー決めるのは、違うものではないでしょう、どこの自動車を買いますよ、ですから、あなた方納入できますかという話なのでしょう。パソコン買うのだから何買うのだから、指名して、この機種を買いますから、どこが入りますかという話をやっているのだ。現実的に、これではやっぱり片手落ちになるので、町の議案のほうにも、地元業者が三百数十万でトヨタの車を入札で落としています。やれるの、売っているのだから。売っていないのだから。今後、協議しますではなくて、やりますというお答えをいただきたいと思うのですが、町長なの、これ、町長、できることと、できないこともあるけれども、きちんとそこら辺をお願いいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま、財産の取得について町内業者を含めての指名のあり方のご意見をいただきました。前回、公務用のパソコンを導入するときも同様のご質問をいただきました。前回のときは、パソコン単体を扱っている電気屋さんも含めていらっしゃいましたが、システムを構築するネットワークをつくるという作業も含むということで、町内にはそういう扱える業者さんがいなかったということでお認めをいただいた経緯があると思っております。今回の件につきましても、スクールバスの購入に際して、大樹町からの仕様という部分では、43名の定員のバスを扱っているところということで、帯広市内に数者ございましたが、その規格に合う車両を扱っていないということで、今回、管内の2者について指名をした上で、選定をした上で入札を行った経緯があります。議員ご指摘のとおり、町内にも自動車を扱っている方もいらっしゃいます。そういう方に、このスクールバスの購入について、今回はご相談を申し上げておりませんでした。また年次計画を持ってスクールバスの更新を進めてまいりますので、明年度に向けて検討するというふうにお答えをしないと、しないというふうに言われますが、しっかりと検討をして、できるものについては対応していくということで進めたいと思っております。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第62号財産の取得についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎休会の議決

○議 長

お諮りします。

議事の都合により、明日10日は休会といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

したがって、明日10日は休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○議 長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 2時01分

平成27年第2回大樹町議会定例会会議録（第2号）

平成27年6月11日（木曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 一般質問
- 第 3 議員の派遣について
- 第 4 委員会の閉会中の継続調査について

○出席議員（12名）

1番 船戸健二	2番 齊藤徹	3番 杉森俊行
4番 松本敏光	5番 西田輝樹	6番 菅敏範
7番 高橋英昭	8番 安田清之	9番 志民和義
10番 阿部良富	11番 柚原千秋	12番 鈴木千秋

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	酒森正人	副町長	布目幹雄
総務課長	松木義行	企画課長兼 商工観光課長兼 地場産品研究センター所長	黒川豊
町民課長兼 税務課長	林英也	保健福祉課長	村田修
農林水産課長兼 町営牧場長	瀬尾裕信	建設課長	小森力
水道課長兼 大樹下水終末 処理場長	鈴木敏明	会計管理者兼 出納課長	高橋教一
病院事務長	伊勢厳則	特別養護老人 ホーム所長兼 老人デイサービス センター所長	瀬尾さとみ

教 育 長	浅 井 真 介	学校教育課長兼 学校給食セン ター 所 長	吉 岡 信 弘
社会教育課長兼 図 書 館 長	角 倉 和 博	農 業 委 員 会 長	鈴 木 正 喜
事 務 局 長	森 博 之	代 表 監 査 委 員	澤 尾 廣 美

○本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長	山 下 次 男	係	長	鎌 塚 喜 代 美
---------	---------	---	---	-----------

◎開議の宣告

○議長

ただいまの出席議員は、12名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

10番 阿部良富君
11番 柚原千秋君
1番 船戸健二君

を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長

日程第2 一般質問を行います。
質問の通告がありますので、順次、これより発言を許します。
初めに、5番西田輝樹君。

○西田輝樹君

それでは、先に通告させていただいております中から、今回は1点、町長にお願いしたいと思っております。

質問項目につきましては、町長公約ということでお願いしたいと思っております。

統一地方選挙においてご当選をされたこと、まずはお祝い申し上げます。また、多くの町民の支持を得られましたので、公約の実現を心待ちにされている方々も多くいます。新町長の公約について、どのような事項を町長が町民と約束され、また町長として最優先の公約は、何を考えておられるのかお聞きしたいと思います。また、実施時期についても町民の方は、いつ実現されるのかということで楽しみにされていると思っておりますので、そのことについてもお答えいただきたいと思います。

○議長

酒森町長。

○酒森町長

それでは、西田議員の町長公約について、お答えをいたします。

このたびの統一地方選挙において、多くの町民の皆様からご支持をいただきました。このことは私に対する大きな期待をお寄せいただいたものと思っており、その期待に応えるべく政策遂行に邁進してまいり所存であります。

選挙期間を通じて私のまちづくりへの思いと、具体的な施策を述べさせていただきました。地方を取り巻く状況は、人口減少、少子高齢化、経済の疲弊など、大変厳しいものがあります。そのような中でも、生き生きとした活力にあふれ、人々が優しい気持ちで支え合えるまち、安心して子育てできるまちづくりを目指してまいります。

重点項目として、産業の振興と子育て支援を上げてまいりました。第5期総合計画の五つの基本目標に沿って、各種施策を遂行してまいりたいと思っております。そんな中で、直ちに手がけられるもの、中長期に取り組むものを選択し、財政状況等を鑑みながら取り組んでまいります。今回、執行方針でも取り組むべき各種の施策を述べさせていただきましたが、その中でも喫緊の課題として、老朽化が著しい町民プールの改築を考えております。小学生を初めとする多くの利用者の皆様から、早期に整備を期待されているものであり、私としても早急に対応してまいりたいと思っております。

また、現在、B&G海洋センターを仮の施設として利用しています学童保育所について、関係機関、関係部署と協議を進め、運営のあり方、施設整備について取り組んでまいります。このほか図書館、役場庁舎、高齢者施設など、ハード・ソフトに課題が山積しておりますが、すぐできるものは早急に、熟慮が必要なものはじっくりと町民の皆様方と話し合い、関係機関、関係部署、議会を初め多くの町民の方々の意見をお聞きしながら、総合的、計画的に取り組んでまいりたいと思っておりますので、皆様のご協力をお願い申し上げ、お答えとさせていただきます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹君

ちょっと確認したいことがありますので、直接的な項目ではないのですが、町長、上げられました公約というかは、4年間の中での町民との約束と考えているのですが、いろいろ産業の振興と子育て支援とかということで、このパンフレットなんかにも具体的な事業名がありますが、そのように考えてよろしいのでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

私が、今回の選挙で公約として掲げたもののお約束できる期間については、1期の4年間という部分であります。ただ、公約の中で取り上げたものについては、総合計画の中で取り上げているものが主なものでありまして、総合計画自体は10カ年の期間があります。私は、この公約の中から、この4年間で実施できるものについて、皆様とご相談をさせていただきながら、取り組めるべきものは取り組むという姿勢で、公約の実現に向けて努力をしてまい

りたいと思っております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹君

わかりました。基本的には、とんでもないことが起きない限りは、町民の方にお約束した
ことについては、この4年間の中で執行していくよというふうに、お答えだというふうに
思っております。

次に、いろいろ急いでやるもの、こういうふうなものだよということで、今のお答えいた
だいて、本当にそうだなというふうにして思っております。特別な、ハード面でのお話は今
お聞きして、いろいろあるなというふうに思ったのですが、ソフト面の事業についてご答弁、
いろいろ思いはあるのではないかなと思いますので、ソフト面でのお答えがなかったと言
いませぬけれども、希薄かなというふうにちょっとお答えの中で感じているものですから、
町長、今の中でソフト面での事業について、お答えいただければお願いしたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいまハード面以外のソフトな部分での取り組むべき優先事項についてのご質問をい
ただきました。

この定例会で、政策的な予算のお認めをいただきました。その中でまず1点目、私は、産
業振興と子育て支援という重点項目を掲げさせていただきましたが、その中で起業家に対す
る、町で新たに起業する方の支援の事業のご予算をお認めいただいたものがあります。これ
については、産業、商工業の活性化につながるものというふうに期待をしておりますし、ぜ
ひこの起業家の事業を使って、大樹町で新たな起業が一つでも多く発生する、営みが増える
ということを大きく期待しているところでもあります。

また、子育て支援という部分では、認定こども園の開設のお話もさせていただいておりま
したが、もう一つ、学童保育における土曜日保育の実現を、早急に取り組みたいというふう
に取り組んでいるところでもあります。現在、保険福祉課のほうで学童保育の土曜日の実施
に向けて、鋭意作業を進めておりますが、はっきりとしたまだ手だて、目標とは言えませ
ぬが、9月1日からの実施に向けて、今、作業に取りかかっているところでもあります。

ただ、事務的な手続が完了した後に、学童保育に関する条例の中で土曜日の部分がうたわ
れておりませんので、その部分の条例改正が伴うということも事務手続として大事なものが
ございますので、実施の時期等がめどがついてきた段階で、条例改正等も含めて改めて土曜
日における学童保育の実施に向けて、議会の皆様とご相談をさせていただきたいというふう
にも思っております。

以上です。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹君

選挙期間中の重点項目にもパンフレットに、パンフレットと言ったらいいのでしょうか、何というのかちょっとわかりませんが、産業の振興と子育て支援ということで、新聞折り込みでいただいているものがあります。その中でちょっと今回の一般質問するに当たり、もう1回見させていただいた中で、ちょっとどういうふうなことかなと思って、地元高校生の医療費の無料化というふうな項目がその中にあったのですけれども、地元高校生というのは、例えば、柏葉に行ったり三条に行ったり行っている子供さんについては、医療費を考えないよというふうな意味ではなくて、大樹町町民だったらというふうなことで、それはよろしいのですよね。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

大樹町、今現在、小学校・中学校までの医療費の無料化をしております、この部分については地元高校生という書き方が誤解を招くという部分もあるのですが、町民である高校生については、高校生までの医療費の無料化をできないかというところで、検討を進めていきたいと思っております。概算で、町民の高校生の方の医療費を無料化すると200万円台、300万円までいかないぐらいな医療費が発生するというふうに見込まれておりますが、子育て支援という部分も含めて、この部分については無料化の検討を進めていきたいというふうに思っております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹君

個々のソフト事業については、まだ、いろいろあるのではないかなとは思いますが、また時間なり何なりもありますし、そういうふうな中でお話をさせていただきたいと思いません。

それから、町長も今お話になりましたけれども、総合計画の中でほとんど入っているのだよというふうなお話ですが、僕、そこまでは確認できてはいなくて申しわけないのですが、基本構想の部分についてはおおむねなのでしょうけれども、基本計画とか、それから年度別計画の変更が必要なものも多くあるのではないかなと思われるのですが、今の時点で町長、いつの時点でそのような、議決事項ではないのでとやかく言うことではないのですが、町民の皆さんにいつというふうな面では、非常に大切なことではないかと思われませんが、町長は、そういうふうな基本計画とか年度別計画の変更なり、そのような作業をいつごろからされるか、お聞きしたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま私の公約と第5期の総合計画の整合性、または内容の変更等があった場合に、町民の皆様、どういう形で説明なりをしていくのかというようなご質問だったのかなというふうに思っております。確かに、私の公約の主なものについては、第5期の総合計画の中に入られているものがほとんどだと思っております。ただ、総合計画の実施計画につきましては、前段の5カ年について、各年度の事業内容、事業費を明確に定めているものであります。

公約の中では、この5年間に該当しないものもあるというふうにも思っておりますので、実施に当たっては、実現性、財源的なものの裏づけも当然必要な部分がありますので、実現する年度に際しましては、予算、または実施した場合の決算などについて、議会の皆様とご相談をさせていただきたいというふうにも思っております。

総合計画自体は、過去の実施の事業の内容についてはローリングをしながら、この10年間で進めていくというような形で計画が実施されておりますので、総合計画、町の上位計画でもあるということをしかりと受けとめた上で、計画の実施に向けて、また多くの皆様とご相談をさせていただきたいと思っております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹君

総合計画の中の基本計画、正しくは実施計画なのですね、年度別計画は年度別計画で、言葉間違っただけでなかったのかもしれませんが、その中で、ほぼ盛り込んであるよというふうなお話なのですが、今回、町長選あって、政策発表会ような候補者のお話もあって、多分250人か300人ぐらい入って、その熱気に大樹町も捨てたものではないというふうなことで、本当に涙が出そうな気持ちになりまして、本当に大きな期待があると思うのです。申し訳ない言い方かもしれませんが、選挙はあってよかった、それは町議も一緒ですけども、選挙あってよかったなというふうに思っております。

今、総合計画の中なり年度別計画の中で、事業費が明らかにされているのだよというふうな話なのですが、いろいろそういうふうな事業の中で、高齢者対象の施設なんかは、非常にプールなんかとともに反応があったのではないかなと思うのですけれども、今の状況の中で町長が公約された、多分、サービスつきの高齢者住宅のイメージかなというふうには思って、お話を伺っていたのですが、財源のことなんかもありますし、例えば今の公設民営だとかそういうふうなお考えがあって、そのようなお話されたのかなというふうにも思っているのですが、そこら辺はあれでしょうか、どのようなイメージで町民の方にお話されましたでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

今、高齢者向けの住宅の内容についてのご質問をいただきました。

まだ、具体的なものはっきりこうですというような形でお示しできるものはありませんが、イメージというお話もありましたので、僕が思うイメージをお話をさせていただきたいと思います。今年度、この3月に、足寄町でオープンした施設がございます。参事という方が、民間の病院から足寄町のほうに出向された、5年間かけて足寄町が手がけたというようなことで、私も実際には見に行っておりませんが、新聞等で拝見をさせていただきました。

私どもの職員も足寄町に出向いたときに、先月、視察をしてまいっておりますが、イメージとしては、ああいう形での集合施設を私も大樹町に手がけれないかなというふうに思っております。核となるのは、高齢者の共同利用の集合住宅というようなところで、その中に共有スペースも含めた形で整備をしていきたいというふうにも思っております。

また、公衆浴場、老朽化している公衆浴場についても、今の施設がいつまで持つかちょっと不安なところはありますが、市街地における公衆浴場の機能を備えたそういう施設にしたという思いが、私、今現在、持っております。今の大きさの公衆浴場のあの大きさを整備できるかどうかはまた別ですが、小さくても少なくとも町内に公衆浴場として利用できるような、そういう機能も持たせた施設をつくっていきたいというふうに思っております。

新たな施設をつくるということでは、財源をどうするかというところは、大変大きな問題だというふうに思っております。あらゆる財源、有効な手だてを講じて、特定財源で有利なものについてはそれを使って建てられるような、そういう方策も当然考えていく大事なことだと思っておりますし、ご指摘のありました公設民営、または民間の方に建てていただいて、それを町が活用していく、お借りしてやるというような方法もあろうかと思っております。あらゆる方法、あらゆる手だてを検討した中で、高齢者マンションといいたいでしょうか、集合住宅、複合施設を想定しておりますが、そういうものについて進めていければなという思いで、公約として上げさせていただきました。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹君

これ最後にさせていただきますので、安心して。これお願いというか、ぜひ思っている中で、今の町長のお話の中で、副町長されていまして、総合計画とか何とかの中で織り込み済みといいますか、盛り込んで実施の分については財源対策やいろいろ、総合計画の中でというふうなことでのことについては、もちろん了解なのですが、ぜひ新しい町長になられて、若い町長で、皆様のご期待が大きいので、一つ、町長公約の実現度合いといいますか、もっと具体的にお話すれば、町民の皆さんに配られたパンフレットにいろいろ重点項目何々ということで五つ上げられている中に、具体的な事業名がありますので、そういうふうなものをご進捗状況を毎年がいいのか、どういうふうな状況がいいのかわからないのですけれども、できればこういうふうな項目で、こういうふうな総合計画とはまた別に、ぜひ町長公約の途中経過といいますか、執行状況といいますか、計画状況といいますか、そういうふう

なものをぜひ町民にお知らせいただければ、町民も協力できるものは協力していい町というか、町長や我々町民が住んで本当によかったと思える町には、そういうふうな情報公開も非常に有用なことではないかなというふうに思っていますので、そういうふうなお考えがあるかどうかお聞きして、これで終わりたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま、私は、公約として上げさせていただいた項目の実現の度合いといいましょうか、進捗状況等も含めて情報として、町民の皆様にお伝えしてはどうかというご質問、ご意見もいただきました。私も、そのとおりだなというふうに思っておりますし、大樹町、正直情報公開していくとか、そういう説明していくという部分が、今まで十分ではなかったのかなというふうに思っておりますので、この公約という部分では、私がお約束した部分でもありますので、私として毎年できるかどうかはちょっと別ですが、折を見て、タイミングを図りながら進捗状況等も、町民の皆様説明・公開をさせていただければなというふうに思っております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹君

それでは、これで終わります。ありがとうございました。

○議 長

それでは、次に、7番高橋英昭君。

○高橋英昭君

それでは、先に通告しておりました出産祝い金制度を導入する考えはということで、町長に伺います。

今、人口減少は、大きな社会問題となっております。大樹町の人口もピーク時の昭和22年には1万1,670人との記録が残っております。それから、68年が経過した現在は人口も半減し、5,800人を割っている状況にあります。単純計算では、年間約86人の減少数となっていることが実証されます。現在、その減少カーブはやや和らぎ、年間57人程度で推移していますが、平成40年代初期には5,000人を割ることが懸念されます。

人口減少の要因としては、社会動態による転出が大きな割合を占めています。しかし、自然動態の出生数も減少傾向にあり、直近5カ年の平均値は48.4人となっています。その中で平成26年は41人と出生数が最も低下しております。そして、就学児童に直結する平成26年度4月から3月は35人と、極端に減少しています。まさに、少子化現象が急速に進んでいることが伺えます。

町としてもお試し住宅や、雇用の促進などの人口減少対策に努めており、子育て支援事業にも取り組んでいるところであります。しかし、さらに将来を見据え、出産祝い金制度を導

入する時期にあると思います。この点について、町長の考えを伺います。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

高橋議員の出産祝い金制度の導入についてのご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のように、人口減少は大きな問題であります。国立社会保障人口問題研究所が公表したデータでは、本町の人口は2040年には3,990人になると推計され、また、民間の政策発信組織であります日本創成会議の推計からは、消滅の可能性が高いとされていることなどからも、早急に対策を講じなければならない課題であると認識をしております。

ご質問の出産祝い金制度については、人口減少対策としてのご提案と受けとめております。出産祝い金制度は、少子化対策の一つの施策として自治体で取り組まれておりますが、一方で財政難や出生率改善の効果が見られないことなどを理由に、廃止されている事例もあるように聞いております。十勝管内では、19市町村のうち8市町村で出産祝い金の制度を設けており、その形態としては全てのお子さんに等しく支給するものや、第何子かによって支給額を変えているもの、第3子目以降のお子さんに支給しているものなど、町村によって独自の政策となっております。また、満何歳かの誕生日に合わせて支給する育児支援金の制度を設けているところもあります。

ここで、本町における子供の数の状況について、少し説明をさせていただきます。

ご指摘のとおり、昨年度の出生数は35名で、近年の中では際だって少ない状況となりましたが、出生数は年度ごとにばらつきが見られます。5歳未満子供の数で比較をしてみると、平成26年度末は234人、5年前の平成21年度末は242人、10年前の平成16年度末では270人となっておりますので、減少傾向は少し緩やかになってきています。一方で、10年前に270人いた5歳未満の子供たちは、平成26年度末には10歳以上15歳未満となっているわけですが、この人数が218人となっており、2割近くの減少率となっております。

また、何人目のお子さんが産まれたかに着目してみると、最近の5カ年では第1子の割合が42%、第2子が37%、第3子以降のお子さんが21%という割合になっており、第2子以降のお子さんの割合が増加の傾向にあるという傾向になっております。

これらの状況などを考慮しながら、効果的な支援策を講ずることが重要だと思っております。本町では、大樹町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定・推進に当たり、今年4月に要綱を定め、諮問機関としての推進会議と役場内に推進本部を設置して検討を進めることとしており、間もなく活動が始まることになっております。その中で、出産祝い金の制度も含めて、本町の実情に合った効果的な人口減少対策、子育て支援対策を検討していきたいと考えております。

○議 長

高橋英昭君。

○高橋英昭君

ただいま町長から、答弁の中で子供の数についてお話がありました。それによりますと、10年前の平成16年度末270人だった5歳未満の子供の数は、26年度末には234人と、10年間で36人減少となっています。町長も言われましたように、昨今、減少カーブは和らいでおります。しかし、年を追うごとに減少しているのは、これは事実でございます。今、早急に何らかの対策を講じなければ、日本創成会議の推計のように消滅する自治体になりかねない状況にあります。

その意味からも、子育ての支援の一つとして、出産祝い金制度の創設を求めたいと思いますが、町長のご見解をお願いいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

議員、ご指摘のとおり、年度末の比較も含めて子供が減っているというのは、紛れもない事実であるというふうに思っております。この減少をいかにして食いとめていくか、大樹町を子育てのしやすい環境をつくっていくかということが、子育て支援の大きな対策の柱だというふうにも思っております。

いろいろな子育て支援の方策があるというふうに思っております。その中で議員ご指摘のとおり、出産祝い金制度を創設して出産を地域で、町ぐるみでお祝いを申し上げて、一人でも多くのお子様を大樹町で産んでいただくという方策もあろうかと思えますし、大樹町内で産まれた子供をいかに町・地域・住民の皆様とともに支え合って、子育てしていくかという体制づくりも大切だというふうに思っております。

今々、出産祝い金制度を創設に向けて検討させていただくというところまで、私、名言はできませんが、方策としてそれが有効であるというふうに判断をした場合については、その制度化に向けて、また町民の皆様、議会の皆様と検討を進めていきたいと、実現に向けて努めていきたいというふうには思っております。ただ、申し訳ありません。今現在、これについて実施をしていきたいということで、明言できる私の今の状況にはないということでお答えさせていただきます。

○議 長

高橋英昭君。

○高橋英昭君

町長の答弁の中にもありましたけれども、ただ制度を設けたから、すぐ出生率の改善につながるかといえば、そうはならないと私は思っています。私は、大樹町の将来を考えて、5年、10年の長いスパンで考えております。そのとき、5年、10年がたったとき、あの制度があつてよかったと、そう思ってもらえる制度にしたいと。子育て世代の皆さんに、そういったことで支えたいと、そんなふうを感じているところでございます。それが、結果的に人口減少対策につながるものと考えております。

また、町長から、十勝管内の出産祝い金制度の実態についてお話がありました。私も道内の実態について調べてみました。その結果、平成26年度末のデータですが、出産祝い金制度を創設している自治体は179町村中44の自治体でした。このうち市部では、芦別市と深川市の2市、残りの42は人口1万人以下の小規模な町村と、そんな実態がありました。これは何を物語っているかといいますと、人口の少ない町村ほど少子化に敏感になっていると、そういうあらわれだと判断しております。

十勝管内では、今年度から池田町が制度を導入したとの情報がありました。出産祝い金の支給形態は、町長がおっしゃったように、市町村によってさまざまな内容となっております。出産祝い金制度は、もちろん人口減少対策としての提案ですが、それ以前に子育て支援をしたいというのが私の本音でございます。町長も出産祝い金制度も含め、効果的な人口減少対策を検討したいとのことでした。そこで再度、出産祝い金制度の導入を求めたいと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

出産祝い金制度の導入について再度ご質問をいただきました。

私、子育て支援という部分、人口の減少に対する対策として、非常に重要だというふうに考えております。今年度から池田町が実施をしたということも、私も新聞等で拝見をさせていただきました。出産祝い金制度のあり方、どういう形で支給していくかということも、担当課のほうから情報をいろいろ私も得ております。産まれたときに一括であげるという方法、また、その時期時期、例えば保育所へ入学する時期であるとか、小学校へ入学する時期であるとかというふうに分割して、お祝い金としてあげているということもお聞きをしておりますので、もし実施をする場合については、どういう形が町としての出産祝い金の支給のあり方としてふさわしいかについては、十分検討していきたいというふうに思っております。

子育て支援の方策、ファミリーサポートであるとか、いろいろな方策があるというふうに思っておりますし、未満児、3歳までの子供については家庭で育てていただくということも、非常に大切な情緒教育にとっても、重要なことだというふうに思っておりますので、そういう部分のあり方をどうやって推奨していくか、実現していくかということも子育て支援の大きな課題であるというふうに思っております。その中で、子育て支援の対策をいろいろ検討を進めた中で、この出産祝い金制度の導入を大樹町も図るべきだという判断に至れば、実施をしたいというふうにも思っておりますので、先ほどの答弁と重なって申しわけありませんが、今のところはそういうことで考えております。

○議 長

高橋英昭君。

○高橋英昭君

私は、出産祝い金制度をぜひ実現してほしいということで考えておりますので、出産祝い金の支給形態について、若干議論したいと思います。

町長の答弁にもありましたが、支給形態は、各町村によってさまざまでございます。まず、全ての子供に等しく祝い金を支給しているのは、44自治体のうちの16の市町村となっております。その額も平均的には数万円の額となっていました。その他は、産まれてきた子供が第何子であるかで支給額に変動がありました。その額も第3子以降は30万円から100万円の町村もありました。支給額や支給形態は、各自治体の独自の施策で、私がどのような評価する気は全くありません。しかし、大樹町で、もしこの制度を導入する場合、私の思いを述べさせていただきます。それは、この世に生を受けた尊い命である子供は、全て等しく同額でやってあげてほしいと考えておりますので、町長の見解を求めます。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

今も高橋議員が、出産祝い金制度の導入に向けての制度の支給形態のお話を伺いました。

道内の状況もお調べになっているということですが、道内の状況についても、各自治体の政策的な部分もあって、ばらばらだということであろうかと思えます。この制度を導入するに当たって、どういう部分をもくろむかというところで、支給の形態も大きく変わってくるのかなというふうにも思っております。

出産祝い金の取り組みの中で、支給額に差を設けているというようなどころについては、お一人でも多くのお子様を産んでいただきたいという思いも含めて、2子、3子という部分に差をつけているのかなというふうに思いますし、議員がおっしゃるとおり、全ての子に対して同額でという思い、そういう思いで祝い金を出すという方法もあろうかなというふうに思っております。

私も、支給の形態で私の考えというふうに言われた場合は、私は全ての子供に対して支給をしていくということで、この出産祝い金制度というものはあるべきではないのかなというふうに、見解としては思っております。

○議 長

高橋英昭君。

○高橋英昭君

等しく同額で支給するという考え方でおられるのですか。もし制度ができれば。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

仮に、仮にですが、制度が実施する場合については、私の思いは、そういうことであります。ただ、実際、先ほどお話ししたとおり、まち・ひと・しごと創生総合戦略、大樹町の計画をつくっていく中で子育て支援の方策として、この部分が大樹町にとって有意義な政策で

あるというご判断をいただいて、実施に向けて検討していく中で祝い金の支給の形態については、その中でご議論をいただいた経過を含めて、検討していくというようなことになろうかと思います。

○議 長

高橋英昭君。

○高橋英昭君

次に、祝い金の支給方法について伺います。

空知管内の上砂川町では、1子につき10万円の出産祝い金を支給しております。その支給の方法に特徴があります。それは10万円の祝い金を分割支給していると。先ほど、町長からもありましたけれども、まず1回目は出産時に出産祝い金として5万円、1歳の誕生を迎えた時にまた5万円と、そういうふうな支給をとっているそうでございます。これは祝い金をいただく側、もらう側にとっては二重の感激を味わうことになります。そういった意味で、行政サービスとして、ぜひこの事例を推奨していただきたいと思います。

また、この手法は、行政にもメリットがあります。なぜかという、それは出産後、半年ぐらいで転出するケースもないとは言えません。その場合、最初に10万円払ってしまうとあれなのですけれども、誕生日の5万円が支払わなくていいと、そういうことでいいのかなと、そんなふうに考えます。ですから、こういったことも町長は参考にさせていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま祝い金の支給の方法についてのご意見をお伺いいたしました。

私も全く支給の方法については同感、同じ考えを持っております。上砂川町の事例で、10万円を出生時と1歳の段階で5万円5万円に分けているという内容をお知らせいただきましたが、私はもっと細かくてもいいかなと思っておりますので、仮に、その金額であれば入学時、学校に上がる入学時まで含めて考えてもいいのではないかなという思いでおります。

○議 長

高橋英昭君。

○高橋英昭君

ぜひそういった形で、細かくてもいいから刻んでもらって、入学時だとかそういったことでやっていただきたいと。

次に、祝い金の内容について伺います。

出産祝い金制度を導入している44の自治体のうち、現金支給は30の市町村です。残りの10市町村は、地域限定の商品券を支給しております。あと残りの4町村は現金と商品券を併用するか、あるいは記念品という形をとっております。もし当町で出産祝い金制度を導

入する際には、町内限定の商品券を要望したいと思います。

それは、その商品券で町内の消費につながることも、もう一つは、せっかくあげた祝い金が遊興費と、目的以外に使われることの防止のためです。このことについて、町長は、どうお考えでしょう。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

祝い金の支給の内容についてのご意見をいただきました。

その点についても、私も同様の考え方をしております。町で進めております住宅リフォーム、または太陽光等の事業についても、町の消費を拡大するという意味で、町内の商品券での支給を進めておりますので、そういう部分で、この祝い金が町内のそういう部分の振興にもつながるといふようなところも、町としては大きく期待をしたいところでもありますので、仮に実施をする場合については、そういう方向で検討をしていきたいというふうに思っております。

○議 長

高橋英昭君。

○高橋英昭君

最後になりますが、今回、私が調査した中で各自治体の取り組みで感じたのは、各自治体の子育てに対する姿勢です。それは出産祝い金とは別に、出生届があったときに、ごみ袋1年分を支給している町村が何町かありました。これは新生児の紙おむつを処理するための行政の心遣いと、これこそ町民の目線に立った行政ではないかと、私は感じております。このことについて、きめ細かいそういった配慮も必要かと思っておりますので、この辺について町長の考え方をお聞きいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

今、町内で出生した場合の町の子育て支援の手当ての部分についてのご意見を伺いました。

大樹町も町内で産まれた子供に対して、紙おむつの支給とごみ袋の支給も行っております。ただ、紙おむつについては新生児、毎日多くのおむつが出るというようなことで、おむつの量も含めて、大樹町が本当にそれが子育て支援と言えるかというところの状況を聞いておりますので、その部分についてもしっかりと子育て支援をさせていただいているというようなレベルにまで持っていけないかということも、今後、進めたいというふうに思っておりますし、おむつを入れるための必要なごみ袋についても、拡充できないかという方向で検討したいと思っております。

○議 長

高橋英昭君。

○高橋英昭君

そういったことで、ぜひ出産祝い金の実現に向けて、今後とも庁舎内で十分精査していただいて、導入されることを町長にお願いして、質問を終わりたいと思います。

○議 長

休憩します。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時05分

○議 長

会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

次に、志民和義君。

○志民和義君

先に通告してありました3点について、町長に質問いたします。

1点は夜間になります。

まず最初に、2点について、町長にお伺いをいたします。

最初に、商店街リフォームの助成制度の創設について質問いたします。

商店街活性化のための施策として、商店街リフォーム助成制度の創設を求める声を聞いております。住宅リフォーム助成制度に続き、商店街の改修に助成するリフォーム制度創設について、町長の考えをお伺いいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

志民議員の商店街リフォーム助成制度についてのご質問にお答えをいたします。

住宅リフォームに限らず、商店街の店舗等のリフォームについても、町として支援できないかという質問かと思えます。住宅リフォーム支援事業につきましては、住宅の長寿命化、省エネルギー、町内住宅関連産業及び地域経済の活性化を目的とし、平成25年度から実施をしております。平成25年度は74件、26年度は67件の交付実績があり、一定の効果があるというふうに思っております。ご質問の商店街リフォームにつきましては、商業の活性化、空き店舗対策を含む商店街振興、後継者確保、良好な景観の確保などの見地から、重要なことと考えております。

今回、補正予算で提案をさせて、お認めをいただきました起業家支援事業により、空き店舗を活用し起業をする方、新分野に挑戦をする方について、店舗取得費用、賃借料、建物改修費用、設備導入費用などの一部を補助することとし、産業の振興と商店街の活性化を図る

ことといたしました。

通常の店舗等のリフォームにつきましては、本来、事業経営の中での必要により行うというものであります。融資制度、利子補給などで手当てできるということも考えますが、後継者の確保、良好な景観の確保などの観点から、今後、必要であれば検討してまいりたいと考えております。

○議 長

志民和義君。

○志民和義君

住宅リフォーム制度についてのご説明は以上のとおりで、町としての制度、大変使いやすくと、こういう声は聞いております。申請も事業者、業者ができるということも、これは大変いい制度だというふうに考えています。それに従って、商店街についてもやはり応援が必要などきでないかというふうに考えています。中でも先ほど町長言いましたが、景観ですね、これはやっぱりお客さんを呼び込む上でも、大変重要なことだなというふうに私自身も考えております。商店街については、住宅リフォームと違って、件数そのものがそんなに多くないというふうに考えていますので、1件当たり住宅とは違って、また金額も大きいでしょうけれども、そんなに多くの件数を単年度で設ける必要はないのではないかというふうに考えています。ぜひ実現に向けて協議を、検討するという事なので、協議を先に始めていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

今、議員のお話のとおり、件数的には商工商店街という部分では、住宅のリフォームのように多いものではないというふうには、私も認識をしております。

ただ、通常の店舗等のリフォームにつきましては、皆さん、それぞれ鋭意今までご自分でもいろいろな制度、または自己資金等も含めて対応していただいておりますので、今現在、店舗等のリフォームにつきましては、町の制度化を検討する予定は、今のところしておりません。ただ、商工会等も含めてそういう要請があるということであれば、商工会とも協議をした上で、事業の実施の必要も含めて検討していきたいというふうに思っております。

○議 長

志民和義君。

○志民和義君

商工会等の要請があればということなのですが、まだ、正式な要請はしてないみたいですね。ただ、あればいいなど。実際、商店街そのものが本当に何かないとできないものだと、こういう話は聞いておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

次の質問に行っていいでしょうか。（「はい、よろしいです」と議長、発言あり）

T P Pの反対の取り組みについて、町長にお伺いいたします。

これもずっと大樹町も初めとして農協関係者、また関連産業、そして消費者団体など、反対の運動も大きくなっています。T P P 交渉に大樹町も反対の姿勢を一貫して貫いてきております。酒森町長におかれましても、引き続き国に対して交渉からの撤退を求めるよう町長の考えをお伺いいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ご質問のT P P 反対の取り組みについてお答えをいたします。

T P P は、全ての関税撤廃を原則とするばかりではなく、医療、金融、保険、食品、安全、政府調達などに関して21分野での交渉が行われております。新聞報道などによりますと、今後、日米閣僚会議や参加国全体の閣僚会合が予定されるなど、交渉は今まさに重要な局面を迎えているところだというふうに思っております。

T P P 参加への影響は、農林水産業や地域の雇用、関連産業などの多面的機能までに及び、一部輸出企業のわずかな利益のために、国益である農林水産業を犠牲にするなど、地域の将来に禍根を残すことは絶対に許されません。農林水産業を基幹産業基盤の中核にしております大樹町にとっても、全く同様と考えております。

農林水産業が壊滅的な打撃を受ければ、それに附随する生産資材はもちろんのこと、食品加工や製造業、生産物の流通など、農林水産業従事者はもとより、関連する業界が崩壊すると言われております。農林水産業を取り巻く環境は依然と厳しく、先が見えない中で国民の安心・安全の源となる食料生産にいそしむ1次産業に従事される方々を、さらに苦しめるようなT P P 協定の参加について私は反対であり、生産者の皆さんが安心して生産活動に従事できるような施策の確立に向けて関係機関と連携を図りながら、国に対し、強く要請をしてみたいと思っております。

○議 長

志民和義君。

○志民和義君

町長も反対ということで、これからもひとつよろしく願いをいたします。

T P P は、そもそも2011年に国が参加を表明しておりますが、問題は自由貿易でなくて、自由貿易そのものが世界的にこれは反対なのですね。求めているのはやっぱり公正な貿易だと、自由にやられたら、強い者勝ちですからね、こういうのないようにしていくためのルールづくりというのが、今、求められているのですね。

町長の答弁の中で、輸出企業のわずかな利益のためにというのですが、これわずかでない、大分、大企業がもうけて相当太っていると、その利益を還元しないのだと、そこが今、一番問題になっていまして、やっぱり公正な貿易ルールそれをしないと、特にやっぱり第1次産業、農林水産業は壊滅的打撃を受けると、こういうことは目に見えているというふうに思いますね。

かつて石炭産業がそうであったように、本当に私ら子供のころから見たら、炭鉱が全国から消えてしまうと、今、1カ所しかないというのだから、そういうことが現実にかかるということですね。木材についても森林組合に行ったときに、T P Pの時には絶対木材の二の舞、踏まないようにとにかく頑張ってくれと、こういう話だったので、こうやると壊滅的打撃を今後受けるというのは、目に見えていることは確実ですね。そんなことで、ぜひ町村会とも連携とりながら、引き続き運動していただきたいのですが、今後、町長、大樹町なりまた町村会なりで、行動を起こすとかというようなことについては考えておりませんか、その点についてお伺いいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

T P Pの課題・問題点については、先ほど私のお話のとおり、答弁をさせていただいたとおりであると思っております。1次産業、農林水産業を主体とする大樹町、十勝、北海道にとって大きな問題だというふうな共通の認識のもと、対応を進めているところでもあります。町村会の動きといたしましては、ことしの2月9日ですが、十勝町村会の通常総会において、T P P交渉から十勝を守る緊急決議というのを採択をいたしまして、十勝総合振興局長へ出向をしております。

また、T P P問題を考える十勝管内関係団体連絡会議加入団体へ送付、または道内選出国會議員等に送付をしているということで、取り組みを進めております。

また、ここに来て閣僚会議等、緊迫した場面になっているというようなことも踏まえて、この5月19日に十勝町村会の臨時総会において、T P P交渉の国会決議を遵守を求める緊急決議というのをさせていただき、関係するところに提出をさせていただいている取り組みを進めております。

T P P交渉、一番国民、私どもにとって交渉内容について十分な開示をされていないという点、また幅広い国民の合意形成に至っていないという点も大きな問題だというふうに思っておりますし、平成25年4月の国会決議の内容を大きく逸脱している今の交渉の経過が、新聞等で聞き漏れてくるとようなことも踏まえて、十勝町村会全体でT P Pに対しての決議をさせていただいているところでもあります。

今後についても町村会等の行動を通じて、私ども大樹町もしっかりとやっていくという対応が必要かなと思っておりますし、大樹町独自の取り組みという部分では、今のところ予定はありませんが、基本的には町村会と一枚岩でT P Pに対して対応していくということが肝要かなと思っております。

○議 長

志民和義君。

○志民和義君

独自の取り組み言えなくても、連携した大きな取り組みというのは、ぜひ必要だというふ

うに私も考えています。これは情報公開をされていないというのは、これは本当にそうなのですね。何かTPPに乗っていかなかったら、バスに乗りおくれるような雰囲気報道も多いのですよね。これ実施そんなことではなくて、アメリカの中でも今、現大統領の支持母体からも、こういうもの反対出ていると、支持政党からも、出身政党からも反対出てきて、今、困っているし、デモ行進も。随分何十カ所でもアメリカで行われて、安い農産物入ってくるのは何も日本だけでなく、アメリカの農家だって、ほかから安い農産物入られたら困るので、アメリカも保護貿易もやっていますから、それで農業支えて、その保護貿易でもって日本に輸出補助金なんか出して、安くこっちへ入れられたのではたまもったものでないと。だけれども、それは何も日本だけではなくてアメリカもそうだと、アメリカの農民もそうだとということで、そういう運動が起きているということも、ここではっきり私はさせていく必要があると思うのですが、いかがでしょうか。

○議長

酒森町長。

○酒森町長

先ほども、十勝町村会の取り組みも含めてお話をさせていただきましたが、内容的には繰り返しになりますが、十勝・北海道の農業、日本の食糧供給基地としての重要な役割があります。その国民に対して、安全・安心な食料を供給するという役割をしっかりと今後も実現できるように、TPPについては先ほど申し上げましたが、町村会、足並みをそろえて対応していきたいと考えております。

○議長

いいですか。

○志民和義君

はい。

○議長

次に、10番阿部良富君。

○阿部良富君

先の町長の執行方針について質問いたします。

1点目ですが、子供から高齢者の方々が利用できる多機能型施設については、支援と設置について検討してまいりますと言われたが、これはやらないと判断すればいいのか、それとも何年までやると言ったほうが、町民の方々の理解を得られると思うが、その点を再度お伺いいたします。

2点目ですけれども、保育サービスの充実が図れるように、町の中に認定こども園を設置、それに対する支援や協議を進めると言っているが、これも一歩踏み込んでやはり公園と同時に進行していく考えはないかどうかをお伺いいたします。

3点目ですが、基幹産業である農林水産業では、その振興を図るために生産基盤の整備を継続的に行っているが、その中で鳥獣対策とかそういうものは影響出てこないか、そこら

辺が心配されるけれども、そこら辺をお伺いしたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

それでは、阿部議員の先の執行方針についてのご質問にお答えをさせていただきます。

ご質問の1点目の多機能型施設についてお答えをいたします。

高齢者の方々が利用できる多機能型施設、いわゆる小規模多機能型居宅介護は、市町村管轄の地域密着型サービスとして創設された介護保険サービスで、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイの三つのサービスを一つの事業所で行うものであります。第5期大樹町高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画の中で、サービスの基盤整備として計画されたところですが、実施事業者や設置場所、設置方法はどのような形が望ましいのか、また、補助など町の支援が必要となるのかなどを検討いたしました。第5期の計画期間内では、実施するまでには至りませんでした。このような経過を踏まえ、これまでの計画の検証評価を行い、また、町民の方々の意見をお伺いしながら、次期高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画の策定に合わせて検討を進めてまいりたいと考えております。

2点目の保育サービスの充実についてですが、子ども・子育て支援に関しましては、町では本年4月に開園いたしました町立尾田認定こども園を、大樹福祉事業会では市街地の北・南保育園を運営しております。町は、従来より郡部における保育を担っており、また、大樹福祉事業会には市街地の保育をお願いしてきた経過がございます。大樹福祉事業会におきましては、北・南保育園を来年4月から認定こども園にすることを予定しており、町としてはそのための協議、支援を行っていくということにしております。このことにより、町民の方々には、市街地における教育、あるいは保育を選択することが可能となり、より充実した子育て支援の提供ができるようになると考えております。

3点目の生産基盤の整備を継続的に、その中で鳥獣対策に影響が出てこないか、心配はないかについてであります。鳥獣による農作物の被害は営農意欲の低減や、耕作放棄地の発生につながる懸念など地域に深刻な打撃を与えており、被害の低減を図るため徹底した個体数の調整が必要と考えております。

鳥獣被害対策につきましては、鳥獣被害防止特別措置法による被害防止計画に基づき、北海道猟友会大樹支部長から推薦を受け、鳥獣被害対策実施隊員20名をご委嘱し、町内を4班に分けて巡回して、駆除及び追い払いに当たっており、本年4月の駆除実績は鹿が157頭、キツネ9頭、カラス等の鳥類が61羽と、順調に推移をしております。

また、平成27年度は広尾町との広域協議会事業として、鳥獣被害防止対策事業の補助を受け、ヒグマ用の箱わなの導入、エゾシカ等の農作物の被害等を軽減するための一斉捕獲などを引き続き計画しております。今後とも町内関係機関を初め、国・北海道とも連携を図りながら、引き続き有害鳥獣の被害対策に鋭意努力してまいりたいと考えております。

○議 長

阿部良富君。

○阿部良富君

今、町長の説明で大体わかりました。しかし、この介護施設ですか、これは今、大樹町は老人の方々が大変増えておりますね。だから、私は、これは早急な取り組みが必要と思うので、そこら辺の考えは、もう少し徹底していただきたいと思います。この点について、お伺いいたします。

2点目の北・南保育園、来年1月から認定こども園にすることを予定しているとありますが、このこども園は、今、大樹町に遊園地というか、公園が余りいいところがありません。だから、公園を整備すると同時に、保育園とか、そこら辺の整備も一緒にやったほうがいいと思いますが、そこら辺の考えをお伺いいたします。

そして、3点目の基盤整備はどうかのと言われましたけれども、基盤整備はもうよろしい時代かなと思うのですよね。やっぱり基盤整備は何ぼやっても、今、農業の方々は飼料とか肥料、この問題はひどく重くのしかかっているのですよ。今の餌の値上がりから見たら、それより上がっているのですね。だから、町村会として組んで、国に対して春先に円が134円で固定したら、そこで値段決めたら、あとは上がったときは国で対応してくれと、そういう要望をしたほうがいいと思うのですよ。そこら辺を私は強く望みます。

あと、鳥獣狩りであります。これはもう少し駆除を強くしていただきたいと思いますね。私のとこと、晩成のデントコーン撒いた畑、鹿だとすごいですよ。それに鶴が、撒いた後から突っついて歩いているのですね。私、毎朝、花火で追うのですよ。だから、ここら辺ももう少し駆除体制をしっかりとやっていただきたいというのかな、そこら辺をもう少しお願いしたいと思います。

○議 長

阿部議員、一問一答なのですけれども、たまたま今、3問か4問一遍に出たので、町長、よろしくお伺いいたします。

酒森町長。

○酒森町長

ただいまご質問をいただいたもの、順番にお答えをさせていただきたいと思います。もし答弁漏れがありましたら、もう一度、ご発言をいただきたいと思います。

1点目の多機能型施設についてであります。

私、先ほど説明をいたしました部分とちょっと離れる部分もあろうかと思いますが、高齢者の皆様から本当に多くのお話、ご意見を伺いました。その中で、私、町内に高齢者施設の設置について検討したいというお話を、先ほど同僚議員、西田議員のご質問の中でもお話をさせていただきました。どういう形で、これを実現していくか等も含めて、先ほどの答弁の中でも触れさせていただきましたが、あらゆる可能性、どういう形での事業の実施がいいかも含めて検討を進めた上で、少しでも早い段階でやればなというふうに思っております。ただ、施設の規模等から考えますと、それなりの財源が必要な施設であるというふうに思い

ますので、必要な財源の確保に向けても鋭意努めた上で、事業の実施に向けて検討していきたいと考えているところでもあります。

2点目の保育サービスの充実の関係で、大樹福祉事業会の北・南保育園を認定こども園化をしていくということで、来年の4月を目標に進めていくということでもあります。その中で、町内に有効な有意義な子供が遊べるような公園がないというお話もありまして、あわせて整備をしてはどうかというご意見を伺ったのかなというふうに思っております。

議員もご承知のとおり、実は町なかに「鉄道公園」という公園があります。昨年も伏見前町長ともども関係する職員と、町内の遊休地の状況を確認して歩きましたが、鉄道公園については、残念ながら子供たちが楽しんで遊べるような状況には、いまいまはないというふうな見方がありました。コスモールの地続きのところに、冬は雪捨て場になっている町有地がありまして、雑木が生えているところがあります。そこにつきましては、今年、できれば雑木を処理するなどして、そこも含めた一体化した公園の整備に向けて検討をしていきたいというふうに、私は思っているところでもあります。

南保育園の認定こども園化、来年の春と同時にスタートできるかどうかというのは、ちょっとここでお約束できる状況にはありませんが、子供たちが安心して遊べる公園づくり、原っぱづくりについても私、公約で上げさせていただいておりますので、その部分についても鋭意進めたいというふうにも考えているところでもあります。

3点目の生産基盤の関係であります。農業生産を持続的に、発展的にやっていくためには、基盤整備は私は重要な部分があると思いますので、大樹町が取り組むべき草地の整備であるとか、そういうものについては、町としてしっかり対応していきたいというふうにも考えているところでもあります。ただ、酪農経営・農業経営の中で輸入に伴う飼料等の高騰の問題についても、大きな影響があるものと考えておりますので、飼料の高騰等に関する対策について、町として国などに要望すべき事柄があれば、しっかり要望をしていきたいというふうに思っております。

有害鳥獣の駆除につきましては、議員、生花地区にあると、保護区に近いというところもあって、本当に大きなご苦労があるのかなというのは、私も重々承知をしているところでもあります。駆除の部分、実施隊員の見回り等も含めて、また鳥獣被害の対策協議会等の活動を通じて、少しでも大樹町から鳥獣被害が減るような対策を今後も講じていきたいと考えております。

○議 長

阿部良富。

○阿部良富君

いろいろと、今、答弁いただきました。多機能型施設については、少しでも早く行いたいと、私も、行っていただきたいと思っております。私も多機能型を利用する年代になりましたから、やっぱりそこら辺をもう少し真剣に取り組んでいただきたいと思っております。

2点目の公園の用地ですけれども、鉄道公園のところがうまくいったら利用できるのかな

いかということですが、もしできればそこら辺で進めていただきたいと思います。

問題は、農家の関係なのですけれども、基盤整備ね、いろいろな国の助成はありますけれども、今、家族経営に対する助成は一つもないのですよ。そこら辺も国にお願いして、家族経営、法人、そこら辺をお願いして、もう少しいろいろな形で進められるようにお願いしていただきたいと思います。

先ほど言われました飼料とか肥料ですね、その点、これは牛乳の値上がりは問題にならないくらい上がっていますよ、今年も3月で1.7%上がりました、飼料はね。だから、町村会で取り組んで、国で何とか上がらない制度を設けてほしいということをお願いしていただきたいと思います。そこら辺をよろしくお願いします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

1点目の多機能型施設、高齢者向けの住宅については、先ほどお話ししたとおり、いろいろな状況を検討しながら進めていきたいというふうに思っております。

また、保育サービスの充実で鉄道公園の活用についても、遊べる楽しい公園づくりを計画していきたいと思っておりますので、町民の皆様、また議会の皆様ともご相談をした上で進めていきたいと思っております。

3点目の農業関係の基盤整備の部分であります、私も酪農経営、畑作経営も含めてですが、地域における基幹となる中心となる経営は、家族経営だというふうに思っております。例えば、酪農にとってもそうですが、あらゆる経営形態があつていいというふうに思っております。大きな法人経営もあつてもいいと思っておりますが、その地域にあつて一番根幹となるべきなのは、家族経営だというふうに考えております。家族経営に対する補助制度、確かに今現在、過去に比べて非常に少ない、その部分が振興策が手薄だということも私も重々感じておりますので、その部分に家族経営の皆様が今後も家族で、その地域で営農できるようなそういう取り組みをご支援できるような方策について、必要な部分があれば国とも要望させていただきますし、地元の経済団体とも協議をしながら事業を進めていきたいと思っております。

飼料の高騰につきましても、大きな問題だというふう認識のもとで、必要な部分についてはしっかりと要望・要請をしていきたいと考えております。

○阿部良富君

わかりました、よろしいです。終わります。

○議 長

はい。

休憩します。

休憩 午前11時39分

再開 午後 1時00分

○議 長

会議を再開いたします。
一般質問を続けます。
次に、3番杉森俊行君。

○杉森俊行君

先に通告したとおり質問を行います。
まずは新町長の誕生、おめでとうございます。新町長の初めての定例会でございますので、町政の執行方針に対する質問を行います。
まず第1に、台湾高雄市大樹区との友好交流について。
1番、交流都市の調印を考えているのか。
2番、調印を考えているならば、先進地といいますか、津別町でも交流の調印をしているみたいなので、津別町との交流を考えているのか。
3番、日台の友好を考えるなら、大樹町が先頭に立ち、十勝日台親善協会に加盟してはいいかがか。
以上でございます。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

それでは、杉森議員の台湾高雄市大樹区との友好交流についてお答えを申し上げます。
台湾高雄市大樹区と当町は、同じ大樹、台湾読みではダスウというふうに住むとお聞きしておりますが、長年民間レベルの交流を進めさせていただいております。平成23年に10名、昨年、平成26年に10名が大樹区を訪問いたしました。また、平成24年、柏林公園まつりに合わせまして、高雄市大樹区から黄区長以下16名の皆様が来町するなど、交流が深まっております。
また、本年5月には、観光プロモーション事業として商工会青年部、また大樹町の日台親善協会の会員など、14名が高雄市大樹区パイナップルライチ祭りに参加、大樹町のチーズやサケのチャンチャン焼きを振る舞い、当町をPRするとともに、大樹区民との交流を深めてまいりました。
ご質問の1点目、友好都市の調印を考えているかとのことですが、これまでの経緯から、お互い大変友好的に交流をさせていただいていること、当町にとって初めての海外との友好都市になること、今後、経済・文化・スポーツ・子供など、さまざまな分野での交流を深めてまいりたいと考えておりますので、友好都市の調印については、前向きに考えていきたいと思っております。
2点目、調印を考えているならば、先進地、津別町との交流を考えてはとのご質問ですが、

津別町は、台湾中央部の彰化県二水郷と友好都市協定を締結しておると伺っております。当町は、ご存じのとおり、高雄市大樹區との友好都市の協定を考えておりますので、その点では同じ台湾といえど接点は薄いのかなというふうにも考えております。

議員の言われるように、津別町は、友好都市協定締結の先進地でありますので、どのような交流を進めているか、交流を進める上で難しかったこと、また喜ばれたことなど学ぶことが多いというふうにも考えますので、今後、北海道内に16ある日台親善協会も含め、情報交換を初めとして接点を持たせていただきたいというふうにも考えております。

3点目、十勝日台親善協会に加盟してはとのご質問ですが、十勝日台親善協会は管内の企業、個人が加入して設立した単独の会であります。連合会のような位置づけではないというふうに認識をしております。また、当町が大樹區との交流をしているのとは違い、特定の町と交流をしているのではなく、台湾全体との親善を目的にしているというふうにも伺っております。十勝には、この十勝日台親善協会と大樹町日台親善協会の2団体のみと聞いておりますので、今後、情報交換を進め、連携・協力できるものがあれば、一緒に取り組んでまいりたいと考えております。

○議 長

杉森俊行君。

○杉森俊行君

三つずつ質問してもあれなので、一つずつ聞いていきたいと思っております。

調印を考えている、前向きに考えているということですが、子供たちやスポーツなど経済、交流を深めてからということですが、町長としては、いつごろまでというようなご意見とか考えをお持ちなのかを、考えがありましたらお聞かせ願いたいと思っております。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ご質問の調印の時期であります、このたび5月に行った14名の皆様からも報告をいただきました。その報告の中で、台湾高雄市大樹區の皆様との関係、今現在、良好な関係がありますが、その関係を一歩進める意味でも友好の関係を結びたいという思い、台湾側には大変強い大きな思いがあるということも、今回の観光プロモーションの行ったメンバーの中からもお聞きをさせていただいております。

私も、昨年9月に鉄橋の100周年のイベントにお呼びをいただきました。その中で本当に歓待を受け、また台湾・高雄市側の大樹町に対する思いというのを強く感じてまいったところでもあります。仮に、大樹町が友好関係を結んで、文化・スポーツ・子供など多様な交流を進めるということを進めるということであれば、調印については私は議会、そして町民の皆様ともご相談をさせていただき、ご理解を得られるならば年内に行えればなという考えでおります。

○議 長

杉森俊行君。

○杉森俊行君

議会や町民の理解がありましたら、年内というふうに進歩的な答えをいただきまして、本当にありがとうございます。私も台湾に行って、すごく歓迎を受けまして、せっかくこれだけ熱意が伝わっています。特に、台湾は東日本大震災には、世界で一番、義援金を捻出した国であります。それほど日本とのつながりは強くて、日本をすごく友好的に思っている国でございます。それでございますから、先の返答のように、双方の熱が冷めないように、冷めないうちに、例えば、議会なり町民に説明をして年内の調印を目指してもらいたいと、切に願っております。

次に、2番目でございますが、調印を考えているならば先進地、津別町の交流と書きましたが、私は、町長の答弁書にあるとおり、津別町に行きまして調印の難しさ、友好の難しさをどのように考えているかということ、津別町に尋ねたらどうかという意味で書いたので、私の文書の間違いでございますので、その点を町長はどのように考えているのか、よろしくをお願いします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

先進地、津別町との交流という部分で先ほどお答えをさせていただきましたが、実は私、昨年10月7日に札幌市で開催されました台湾の国慶節を祝う祝賀のレセプションに、大樹町から参加をさせていただきました。そのときは、私どもと日台親善協会の理事、数名とご一緒させていただきました。その中で、実は歓迎レセプションの中で津別町の皆様とお会いをして、ご挨拶もさせていただいたところです。その段階で津別町の佐藤町長ともご挨拶をさせていただき、また議会の議長であります議長の方ともご挨拶をさせていただきました。その中で、津別町の今までの取り組み等も簡単ではありますが、お聞かせをいただいたという経過があります。

今後、私ども大樹町が高雄市大樹区と友好関係を結ぶに当たって、どういう手はず、どういう形で協定の締結をすればいいかという部分、情報等につきましては、ぜひ私ども役場として、津別町の事例を参考にしていきたいというふうにも思っております。

○議 長

杉森俊行君。

○杉森俊行君

酒森町長とは、そのとき多分札幌で一緒だったと思うのですけれども、津別町の町長の話ですと、ホームステイの関係で話がずんずん進んでいって、調印までこぎ着けたということも私も聞いております。そういうこともありまして、町長も津別町とそういう意見交換をしたいとか、調印式ではどのような問題があるとか、こういういいこともあるとかというものを

聞きたいということでございますので、それには私も賛同いたしますので、これからも随時進めていってもらいたいと思います。

3番目の日台友好を考えるなら大樹町が先頭に立ち、十勝の日台親善協会に加盟してはというのは、十勝の日台親善協会に対して、よその町村はなかなか賛成をしているということも余りないですね。それはアピールが足りないということで。前回、日台の十勝の会議行ったときに、商工会の連合の会長が、商工会としても十勝管内の商工会に対して、こういうものがあるのだよということを発信していきたいというようなことを申しておりました。

それで例えば大樹町にないもの、台湾は昆布を物すごく愛する国なのですね。そのためには、大樹は昆布はないのですけれども、隣の町にはそういうものがあるので、できたら、大樹町は台湾との友好を進めているのだということを猛烈にアピールするためにも、大樹町の名前を使って、大樹町がやっているのだということで、よその町村を引っ張っていくような原動力を出したらいかがかと思っておりますけれども、町長はいかがでしょう。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま十勝日台親善協会に大樹町が加盟をして、他の自治体、管内の自治体を大樹町がリーダー的に引っ張っていったらどうかというご意見をいただきました。十勝の日台親善協会と大樹町の日台親善協会につきましては、北海道の日台親善協会もございますが、そこを考えると、横並びの同率な立場であるというふうに私は認識をしております。

十勝日台親善協会の加入団体等も拝見をさせていただきましたが、個人については本当に少なく、ほとんど帯広のあらゆる業界の会社法人が会員という形で構成されているというふうに理解をしております。その中で、今現在では自治体であるとか、商工会であるとか、そういう団体、経済団体も含めて、そういう組織での加入はないというふうに理解をしているところでもあります。

大樹町の日台親善協会、大樹町が台湾と交流を進めていくという部分では、台湾の高雄市大樹区というような限定された地域との交流を大樹は目標、目的としておりますし、十勝日台親善協会につきましては、台湾全体での交流を協会の目的にしているところでもありますので、まずは大樹町は高雄市との交流を進めるという点で、この日台親善協会とともに、大樹町がともに協定の締結に向けて歩んでいきたいというふうにも思っております。今後、十勝日台親善協会がオール十勝での受け皿としての機能を有する活動が進められるということであれば、その段階で大樹町として必要であれば、加入をしていくということで考えてまいりたいと思っております。

○議 長

杉森俊行君。

○杉森俊行君

私も、その十勝の会議に行ってきたのですけれども、やっぱりたしか、帯広を中心になっ

ているもので、大体が103ぐらいなのですね。その中でも大樹は個人的に理事なんかを入れると、7名ほど入っているのですね。そういうものが日台と大樹区との交流をこれから求めていくという姿勢が、十勝の親善協会に対してもすごくアピールになっていると思います。それで、今、町長が答弁したとおり、十勝の親善協会がますます発展して、そしてこれが大樹にもメリットがあるのだということになったら、本当に議会や町民に対して大樹町自体が、それに加盟していくというようなアピールをしてもらいたいと思いますので、その点をよろしくお願いします。

それと、大樹区は確かに2万5,000人ぐらいの人数、たしか高雄の大樹区は2万5,000人ぐらいの人口だと思うのですが、大樹は今6,000人ぐらいです。それでつり合いといえますか、そういうものを考えたときに、私は南十勝ぐらいでも、みんなを引っ張って行って、どうですかというような感じ。例えば、大樹はチーズですし、広尾は水産物ですし、そのほかにいろいろな更別の豆とか、更別でしたか、中札内の豆とか、そういうものもPRしながら、引っ張っていくという気持ちがあるかどうかを町長にお尋ねいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

私どもが交流を進めようとしております高雄市大樹区については、私の記憶ですと、人口は4万3,000人程度だと思っております。また、高雄市全体では280万人の都市であります。そこと交流を進めていくということで、南十勝全体、広域での交流を窓口として進めてはどうかというお話だったと思います。

今回、5月に観光プロモーションでお邪魔した際に、大樹町から持っていった物産に加えて、実は広尾町の昆布を持ってまいりました。これについては、広尾町、または広尾漁業協同組合の全面的な協力をいただいて、全部提供いただいて持っていったという経過があります。議員もご承知のとおり、中華圏、台湾でも昆布に対する需要が非常に大きいものもございますので、今回、そういう形で広尾町の協力も得て、観光プロモーション事業を実施したということの経過がございます。

本年9月に、台湾のほうから黄區長以下、柏林公園まつりに合わせてお越しをいただけるという、予定が組まれているようにお聞きをしております。お越しいただければ、例年同様、大樹町でも歓迎のレセプションを開催させていただこうかなというふうに思っておりますが、そのときにはぜひ広尾の町長初め関係者の皆様をレセプションに同席をいただいて、交流の輪が広がってくれることを祈っております。今後、そういう形で交流の輪が少しずつ大きく広がっていければ、大樹町を核として南十勝の自治体にも、そういう形での交流のお願い、促進を進めていくということも、大樹町にとっての役割ではないかなというふうにも思っております。

○議 長

杉森俊行君。

○杉森俊行君

町長のほうから、友好的なというか、大変いい返答もらいましたので、ありがたく思っています。

たしか今月の18日に、帯広で十勝日台の会議がありまして、会議といたしますか、研修会みたいな勉強会みたいのがありまして、そのときに所長が来るということになっているみたいで、それが次の日かいつか、大樹町に表敬訪問したいというふうなうわさも聞いておりますので、議員の方とか町民の方でもそれに出れるような人があったら、連絡をとりながらやってもらいたいというふうに考えていますので、よろしくをお願いします。

これで第1の質問終わりまして、第2の質問に移りたいですが、よろしいでしょうか。

(「はい」と議長発言あり)

それでは、これからは同僚議員の質問にもありましたが、再度お伺いすることがありますので、その点を考慮してよろしくをお願いします。

質問事項ですが、市街地での認定こども園、学童保育について。

1、第1子が保育所に入所して第2子を出産したら、第1子が保育所を退所させられることがあるのは本当ですか。

2番目、保育所、認定こども園、学童保育、ほっとなど、複合集合施設の建設を考えてはいかがでしょうかという質問でございます。

○議長

酒森町長。

○酒森町長

それでは、杉森議員の市街地での認定こども園、学童保育についてのご質問にお答えをさせていただきます。

ご質問の1点目の第1子が保育所に入所していて第2子を出産したら、第1子が保育所を退所されることがあるのかというご質問についてお答えをいたします。

大樹町における保育認定ですが、ご質問の第1子の場合、保育園に入園できる期間は、第2子の生まれた翌日から3カ月を経過した日までとなり、それ以降については退所、あるいは教育認定として幼稚園の利用をしていただくということになっております。ただし、既に入所されている第1子が次年度に小学校入学を控えている場合や、保護者の健康状態、子供の発達上、環境の変化が好ましくないと考えられる場合など、町が継続して利用することを認定する場合があります。

この認定の制度につきましては、子ども・子育て支援法の施行前と施行後とでは、変更はされておられません。また、国よりも約1カ月程度、長く利用できることとなっております。今後、大樹福祉事業会が運営しております北・南保育園が認定こども園に移行するということになれば、市街地においても教育、あるいは保育を選択することが可能となり、より充実した子育て支援の提供ができるようになると考えております。

ご質問の2点目、保育所、認定こども園、学童保育、ほっと等、複合集合施設の建設についてお答えをいたします。

複合集合施設の検討につきましては、前段でもご説明いたしました大樹福祉事業会の北・南保育園の認定こども園の移行や学童保育所における武道館の利用など、勘案しなければならない事項が複数にあります。当面、学童保育につきましては、改築を含め施設整備の検討をすることとしておりますので、その際に複合集合施設として建設することが可能かも合わせて、検討してまいりたいと考えております。

○議 長

杉森俊行君。

○杉森俊行君

第2子が生まれたらば、3カ月ぐらいで保育所を退所しなければならないというような、これは国の方針なのだろうと思いますけれども、それに対して町では退所しなくてもいいような対策というのは、全然、考えていないのでしょうか。

今、町長の説明では、国よりも1カ月ぐらい長くというふうに考えていますけれども、私から見れば子育てに優しい町だよと言いながら、今の答弁といたしますか、国の方針に沿っているようであれば、すごく優しくはない町だというふうに私は感じるのですけれども、いかがでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいまご質問の1点目の保育所に入所していて、第2子が産まれた場合の取り扱いについて、再度、ご質問をいただきました。

先ほど、私が説明させていただいた部分については、国の制度に基づいた考え方です。その中で、いろいろな条件がある場合は、町が継続して利用することを認定できるというようなことで、大樹町でのそういう部分で、この制度をしゃくし定規にとらえて運用してはいないという認識でおります。取り扱いの部分も含めて、現状のこの制度に対する進め方については、担当課長のほうからもう少し詳しく説明をいたさせます。

○議 長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

町長のほうからご説明がありましたとおり、第2子が産まれた場合の保育園への入園できる期間というのは、ご説明のとおりになっております。ただし、第1子が次年度に小学校入学を控えている場合など、特例的な場合等、あるいは町の保育園等での受け入れの可能状況等も踏まえての判断はありますので、その部分については、ご相談をしていただきたいということがまず1点目としてございます。

もう1点目といたしましては、例えば、ではどうしても退所しなければいけないような場

合、杉森議員おっしゃるように、そういった方々の子育てに対するサポートがないのではないかということなのですけれども、そういったことを踏まえまして、今年度からファミリーサポートという制度を創設させていただきました。この制度は、前もご説明いたしましたけれども、援助をしていただきたい方と援助してもいいという方の契約に基づきまして、町がコーディネートをして、そういった方に例えば、子供が産まれたばかりで買い物ができないとか、家事援助が難しいというような方についてのサポートをしようということでございます。

あともう1点につきましては、場所は郡部ではございますが、尾田で認定こども園ということで開設をいたしました。従前は、大樹町内におきましては、保育園しかございませんでしたので、保護者の方が両方とも働いてなければ、保育園への入園はできないということでしたが、仮に出産して保育園等が退所になった場合でも、お母さんが働いていなくても幼稚園の利用ということでは、午前中だけにはなりますけれども、可能になったということで、その分につきましては一歩前進かなというふうに思っております。ただ、場所が尾田ということで、市街地の方については利用しづらいということもございますが、その点も法人のほうで来年4月から認定こども園化を目指して進んでいただけるということですので、その部分も町側としても支援しながら、一緒に進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議 長

杉森俊行君。

○杉森俊行君

一歩進んだという答弁でございますが、私から言わせると、子供を産んだ人のところに3歳なり4歳の子供がまた来るのですよ。それは優しい町のやり方なのですかと、物すごく気になりますね。

さっきも同僚議員と話したのですけれども、子供というのは、産まれた子供というのは夜泣きでも何でもするのですよ。大体2時間かそのぐらいでおしめ取りかえたり、おっぱい飲ませたりしなければならぬのですよ。そういう中で、産まれたから返しますと言われたら、それはどういうふうにして対処すればいいかということですよ。私は、もう少し町のほうで、それでも町の町費使っても例えば予算を組んで、子供が産まれた場合は1年以上なり3年以下なりとかと区切りをつくってやらないと、町から逃げていつている出産する人たちがいるということも、これ現実なのですよ。そういうことをもう少し、子供を優しく育てる、安心して育てるのであれば、もう少し何というのですか、そういう予算をもっと組んでもいいのではないかというふうに私は思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

第2子が出産した場合の第1子の保育所の通園、または退所の関係については、杉森議員

から以前にもご質問、ご意見をいただいた経過があるというふうに思っております。

先ほど、制度としての中身をご説明をさせていただき、また事務段階での今現在の取り扱い、それに対する考え方等も説明をさせていただきました。ただ、子育て支援におけるこの部分の扱いについても、私も大切だなというふうに思っておりますし、しゃくし定規に3カ月がたった、4カ月がたったということで、この制度に基づいて退所いただくというようなことは、本意ではないというふうに思っておりますので、こういう形で第1子をお預けになった保護者の皆様とも丁寧に対応させていただいて、適切な子育て支援につながる方策について、講じていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議 長

杉森俊行君。

○杉森俊行君

さっきからちらちら出てくるのは、第1子が産まれたときには、同僚議員の中の説明でもあったとおり、子育てというのは子供に対しての支援金はないよ。二人目が産まれたときには、よそでは30万円出すよとか100万円出すよとかいう話も聞きます。そういうものであれば、第1子、第2子が産まれたときには、大樹町としてはそれを退所させないで、第1子のほうはずっと保育所に置いておくという方法をとるとかと、これやり方がいろいろあると思うのですね。ただのしゃくし定規でなくて、町の職員に対してもそうですけれども、私たちがそうですけれども、そういうものに対してもう少し勉強して、金を払っていいものなのか、それともこういうシステムのために予算を組んで、子育てする人たちを助けようという気持ちがないのかということ、物すごく切に思うのですね。これは何十人、去年もやっているのですけれども、何十人のお母さんたちもいるのですね。産まれた人も杉森さん、私は3カ月たったら出さなければならぬのですよ。助けてもらえませんかという人がいるのですよ。そういうことをもう少し、2子が産まれたから30万円払うとか、3子が産まれたら100万円払うのではなくて、逆に2子を育てるだけでもゆるくない母親のために、もう少し柔軟に、町の職員たちもそういうことをもう少し考えてもらいたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

子育て支援の部分につきましては、今、議員もお話がありましたとおり、あらゆる方策があるというふうに思っております。その中で、出産お祝い金の制度ももちろんありますし、在宅で子育てができる環境をつくっていくという子育て支援の方策もあろうかと思えます。

今、議員がお話いただきましたとおり、第2子が産まれた段階で第1子を保育所に預けていながら、3カ月で退所に至というようなところで、町が何らかの手だてを講じる部分が、対応がとれるということであれば、私はとっていききたいというふうに思っております。

ただ、保育所の定員の関係であるとか、保母の設置基準であるとか、いろいろ解決しなければならぬ問題もあるというふうには思いますが、こういうケースで保護者の皆様が不安に、不満に思われないような子育て支援の方策について、検討を進めたいと思っております。

○議 長

杉森俊行君。

○杉森俊行君

これは子育てでなくて、空き家対策にもなってくるのですね。よその町村のところに入るのではなくて、大樹、空き家がありますよと、子育てがものすごく楽ですよと。そういうことになれば、逆にそういう空き家に対して、ここに住んで、子育てしたいという人も出てくるという可能性もあるのですね。そういうことも考えますと、もっと柔軟にしゃちほこぼった物の考え方でなくて、こうしたらどうですか、こうしたらどうかというのをもう少し柔軟に考えてもらいたいというふうに考えています。

町長のほうから、それなりの答弁をもらいましたので、第1を終わらしまして第2、保育所や認定こども園、学童保育、ほっと等、複集合施設の建設を考えてはどうかと。これは町で建設し、法人というのですか、今までやっている法人等に運営をさせるのか、また町独自で建設や運営も行うことを考えているのかどうかということをちょっと聞きたいのですが。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいまのご質問の部分で、今現在ある法人保育園の関係の認定こども園化という部分に限ってお話をさせていただきますと、ご承知のとおり、市街地の保育所、保育部門については、大樹福祉法人に担っていただいたということでもありますし、新年度に向けて市街地で認定こども園の開設を計画していただいておりますので、市街地における認定こども園については、今後も町として法人にお願いをして、進めていきたいというふうに考えております。

○議 長

杉森俊行君。

○杉森俊行君

保育所は法人にやらせるということでございますけれども、私が言いたいのは、南も北も保育所自体も、南は土地は個人の物、建物は町の物、北は土地も建物も町の物といいながら、この施設自体がかなり老朽化していると思うのですね。私は、何年たっているかというのはわからないのですけれども、北保育所はどこかの施設を持ってきて、保育所につくり変えたという経緯もあります。それは町の予算もかなりないというふうに、切羽詰まっているのもわかりますけれども、法人にやらせるにしてもどこかもっと広い土地に、保育所も学童保育も、そしてお年寄りも一緒に遊べるようなというか、年寄りも集めるようなことができないのかと。

例えば、栗山町に行ってきたときには、町なか駅というのがありまして、お年寄りが来る

と。そうすると、そこに学校帰りの子供、大樹で言えば学童保育みたいな子供が来て、お年寄りにはそれに算数というのですか、国語とか、そういうものを教えているのですね。そうすると、子供は、自分のばあさん・じいさんでない人に、じじ・ばば教えてとかといって遊んでいるのですよ。そういう施設を大樹町はつくったらどうかと思うのですね。ただ保育所だけでなく、お年寄りも来て遊べるというか、ことができる保育所、保育園の子供たちも遊べる、小学生たちもお年寄りと遊べると。もう少しちまちましたものを考えないで、ある程度つくれば30年持つだけのものができると思うので、そういう大きい考えを持って、そして法人の理事長と話ししたのですけれども、認定こども園やるにしても建て増しにしてはやりたくないという意見は持っているみたいですね。それであれば、町のほうで金はかかるとは思いますが、どこかにもっと広い土地を求めるとして、そういう大きい構想を持ったものをつくってはいかがかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま保育所、認定こども園も含めて学童保育、複合集合施設に考えてはどうかというご意見をいただきました。

認定こども園につきましては、先ほどご説明申し上げましたとおり、法人が来春の開園に向けて準備を進めていただいております。その中で、過去に認定こども園化を図るに当たって、法人の施設を、具体的には南保育園ですが、どういうふうに活用していくかというところで、いろいろ検討された経過についても私、報告を受けたものがございます。

その中では、当初は増設して今のグラウンドの一部をつぶしてでも、足りない部分を増設してやっていきたいという検討がなされたということもありますが、来年度、新年度に向けてのまだ具体的な施設の活用方法については、私、まだお聞かせをいただいております。南保育園の施設については、私も老朽化が進んでいると、狭隘であるという認識は持っております。今後、認定こども園化を図って、市街地の保育をどういうふうにしていくか、子ども・子育てをどうやってやっていくかという部分で、施設の改築が必要な部分があれば、私ども進んでその相談、協議には入っていききたいというふうに思っております。

その中で、今現在は、法人の土地の中に施設がありますが、新たなところで建設が好ましいのであれば、それはまた検討を進める、また、既存のあの中で有効的に施設がレイアウト、配置ができるのであればそこも含めて、その部分については町としても検討させていただきたいというふうに思っております。

複合集合の関係であります、いろいろな可能性があるというふうに思っております。高齢者の複合集合等も含めて、子育て、子供に関する施設の複合化、集合してつくるという方法もあろうかと思っております。認定こども園の来春の開園までに、そういう複合集合ができるかどうかというのは、今となっては時間的な余裕がどうなのかということもありますが、将来に向けて必要な部分があれば、一体的な施設の設置というのも十分検討に値するというふう

には思っております。

ただ、実施に向けては実施の時期であるとか、タイミングであるとか、そういう部分も含めて大きな構想の中で、複数年にわたって事業展開できればそれが一番ベストではあります。認定こども園、また学童保育については、早急な対応が求められるというようなこともありますので、そういうトータル的なことも含めて、検討を進めていきたいと思っております。

○議 長

杉森俊行君。

○杉森俊行君

町長のほうからは、よい返事をもらいましたということでございます。

町長のほうから、今、返答がありましたが、次の質問のほうにも関連がありますので、この市街地での認定こども園についてはこれで終わらせて、次に進みたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

質問事項、政策的経費を盛り込まない骨格編成について、町長にお伺いします。

本年度予算は、骨格編成ですが、来年度からは酒森町政の色が見える予算となると思えます。どれを第一義と考え、取り上げて実施するのか。

2番目、計画や議論を速やかに行い、設計費等を早目に予算化すべきではないか。

よろしくをお願いします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

杉森議員の政策的経費を盛り込まない骨格編成についてというご質問に、2点についてお答えをいたします。

1点目のどれを第一義と考え取り上げて実施するのかというご質問ですが、私は、まちづくりの重点項目に、産業と振興と子育て支援を上げさせていただき、今議会でお認めいただいた補正予算の中にも一部ではあります。産業や経済の活性化方策と子育て支援関連対策を盛り込ませていただいております。今後もこの2点が、町政運営の重点項目となりませんが、一方で町民の皆様が求める行政課題としては、福祉や医療の充実、生活環境の整備、生涯学習への推進など、多岐にわたっております。

私が公約として上げた各種の施策につきましては、皆様のご意見を十分にお聞きした上で、施策を練り上げるための時間、財源の見通し、緊急性などを考慮しながら判断するため、必ずしも産業振興や子育て支援が最優先とならない場合も考えられますが、市街地での認定こども園の開設など緊急性の高いものについては、既に協議・検討を進めさせていただいているところでもあります。

2点目の計画や議論を速やかに行い、設計費等を早目に予算化すべきとのご意見ですが、私もそう考えており、できるものから速やかに取り組んでいく所存でございます。町政の執

行方針でも申し上げましたが、今年度のなるべく早い時期に、大樹町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしますので、この中に皆様からのご意見を取り込み、国の新たな財政支援措置も活用しながら、スピード感を持って施策の実現に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議 長

杉森俊行君。

○杉森俊行君

午前の部の同僚議員の答弁の中にプールを第一に考えて、今年はプールをやりたいと、改築をやりたいという答弁でございましたが、それでよろしいのでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

町民プール、プールの関係につきましては、今現在、B & Gのプールを使用しておりますが、上に張ってあるシート等も含めて、もう既に耐用年数が来ております。また、子ども議会等を通じて、毎年のように小学生のほうから脱衣所の狭隘さ、また施設の老朽化等について指摘を受けているところでもあります。

伏見前町長もプール、早期の改築については、前向きな答弁もしておりましたが、私も全くそのとおりだというふうに思っておりますので、プールの早期の改築に向けて取り組みたいという気持ちを持ってございます。ただ、同規模のプールを改築するということでは、それ相当の事業費が考えられます。プール改築に当たって、どういう財源が充てられるか、そういうところも含めて検討を進めた上で、しかるべき段階で財源の見込み等がついて、改築に向けての判断が下せるというようなことがあれば、議会、町民の皆様にもご相談をさせていただいた上で、改築のほうは進めていきたいというふうに思っております。

○議 長

杉森俊行君。

○杉森俊行君

プールは、7月ごろからなるので、今年は間に合わないと思うので、来年度の予算の中で上がってくると思いますので、なるべく子供たちが使えるように、そして前回プールの中に沈める台も予算化してありますので、なるべく早く子供たちなり町民が使えるようにしてもらいたいというふうに思います。

さっき2番目のほうなのですが、説明がありました。町長のほうもなるべく早く、速やかにやるべきものはやって、予算に上げるものは上げたいというふうに答弁いただきました。来年度に向かって予算ができなくとも、町長は、同僚議員の質問に対しても4年間のうちでやりたいというものがあるというのであれば、来年度はできなくても再来年度にやるために、今年度からもうそろそろ町の職員たちも取り組んでいかないと、また間に合わなくなるということになると、言うては悪いのですけれども、引きずるということもあります

ので、なるべく早目早目に議論なり、そして町長が言いました町長の諮問機関などを使いまして、それを進めていってもらいたいというふうに考えています。その点は、どうでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

私は、公約でお約束したものについては、先ほど同僚議員のご質問にお答えしましたが、基本的には1期4年間でやりたいものというふうに説明させていただきました。また、ハード面ではなくてソフトの部分では、この定例会で補正でお認めいただいた部分についても、政策的な部分を盛り込ませていただきました。

先ほども説明をいたしました。起業家の支援に伴う商工業の振興策、また具体的な予算化はありませんが、前段先ほども一部、答弁の中で発言をさせていただきましたが、学童保育の土曜日保育の実施に向けて、今、取り組みを進めているところでもあります。土曜日の保育については、今現在、学童を利用されている親御さんからも、土曜日の保育の実施に向けての希望が寄せられておりますので、その希望を真摯に受けとめて、その実現に向けて努めてまいりたいというふうにも考えております。

その実施に向けては、事務手続、また保護者の皆様に向けて、どういうご希望があるかと、そういう希望のご希望される児童の数等も含めて、職員の配置等も検討していかなければならないというようなことがありますし、その中で今現在の条例が土曜日の学童保育の実施に適合していないというようなこともありますので、条例の改正についても改めて、しかるべきときに議会の皆様にご提案申し上げて、願わくば夏休み明けの9月1日ころをめどに、学童保育の土曜日保育の実施については進めていければなという思いを持っております。

プールの件につきましても、決めた、すぐやるということには、なかなかならないというふうに思っております。正直、今の立ち位置、今のある場所がいいかどうかも含めて、町のレイアウト、施設のレイアウトを検討していかなければなりませんし、どういう形でのプールがいいかということも学校関係者、または利用する方々、多くの皆様からもご意見を伺いたいというふうに思っておりますので、そういう準備については、議員のご指摘のとおり、早い段階から進めて、準備を進めていければなというふうに思っております。

○議 長

杉森俊行君。

○杉森俊行君

今、町長のほうから、早目に、そしてスピード感を持ってやるという答弁をいただきましたので、ありがたく思っています。ちょっと私の意見と、意見といいますか、町の職員に対してのあれなのですけれども、若い人たちの意見をもう少しみ上げてほしいと。今回、課長になって一、二年の若い課長もいますけれども、もっと若い人たちがチーズサーモン丼とか、商工会なり、漁協の人たちとタッグを組んだりしていろいろなことをやっています。そ

のために若い人たち、結構手伝っているのですね、そういうものをもう少しみ上げて、町をもう少し盛り上げるように。それこそ高規格道路ができたために、1.2%なのか1.5割なのか、寄る人が増えているというデータもありますので、なるべく若い人の意見を取り入れた町政を進めてもらいたいと思いますので、これは私の意見で、答弁はいいということでございますので、これをもちまして私の一般質問終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議 長

本日の会議時間は、ナイター議会開催のため、あらかじめこれを延長し、午後6時より再開いたします。

休憩いたします。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 6時00分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

初めに、2番齊藤徹君。

○齊藤徹君

ひとつよろしくお願ひいたします。

先に通告いたしました漁業振興と河川・海岸の流木処理の対策についてお伺いしたいと思います。

農林水産業は、地域を支える重要な基幹産業の一つであります。そういった中で新しくなられた新町長の1期、これから4年間の漁業振興の考え方についてお伺いしたいと思います。また、今、直面している河川・海岸の流木処理の対策についてもお聞きしたいと思います。

1点目ですけれども、時期的なこともあります、河川・海岸の流木の処理量は、国と道で行っているのですけれども、どのぐらいの量が出されているのか、また、それに対する処理対策費用はどれぐらいかかっているのか、お伺いしたいと思います。

2点目ですけれども、これから行われる8月以降の秋サケ定置網漁業に向けて、今、漁業者が一番心配している流木対策ですが、直近もこの1年間において流木による漁具の網等の被害額と漁獲高にどれだけ影響しているのか、1年間の被害額はどれぐらい、また増加傾向にあるのか、減少しているのかをお聞きしたいと思います。

3点目ですけれども、町の基本的な、国や道で処理するのですけれども、大樹町も予算をある程度100万円ほど予算持っていますけれども、河川・海岸の流木対策の考え方についてお伺いしたい。

4点目ですけれども、安定した漁業経営を行うため、栽培漁業の推進や資源管理型の漁業、沿岸漁業資源対策等を含めた町としての漁業振興の具体的な取り組みはどうか、また、新たな取り組みを考えられているのかをまず4点をお伺いいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

齊藤議員ご質問の漁業振興と河川・海岸の流木対策についてお答えをさせていただきます。

4点のご質問をいただきましたので、それぞれ順次お答えをいたします。

まず1点目の河川・海岸の流木処理量と国や道からの処理対策費用の額はどうかということですが、過去3カ年の数値につきまして、まず流木の処理量ですが、平成26年度では1,014トン、平成25年度2,146トン、平成24年度2,522トンとなっております。

続いて、国や道が実施した流木処理費用では、平成26年度1,277万円、平成25年度1,723万円、平成24年度2,99万円となっており、台風、または大雨などにより増水の影響により、河川域や海岸に大きく漂着した結果、それぞれの年度において処理量・費用ともに大きな被害となっております。

次に、2点目の流木による漁具等の被害額と漁獲高の被害額は増加傾向にあるかということですが、近年では平成18年10月6日に発生した爆弾低気圧により、定置網が全壊流出して約9,000万円の被害が発生しております。当時は、秋サケ最盛期の時期でもあり、関係者の懸命な復旧作業により、部分的な早期操業が開始されましたが、その年の漁獲量は前年対比86%、大きな被害となりました。平成19年以降は、流木による漁具の被害額は報告されておらず、不明であります。河川が増水するたびに定置網から流木を取り除き、時には網の一部補修や取りかえのため漁を休まなければならないなど、流木処理による漁業被害は多いものと認識をしております。

3点目の町の基本的な河川・海岸の流木処理対策の考え方についてですが、本町の歴舟川は64.7キロメートルの全長で、昭和62年より何度も清流日本一に輝いた清流を初め多数の河川があり、台風などの大雨により多くの流木が流出し、河川にたまるもの、そして海岸まで漂着するものがあります。河川に残る流木は、河川の流水に影響を与え、海岸に漂着する流木は定置網など漁具に影響を与えるおそれがあり、迅速かつ適正に処理を行う必要があるものと考えております。

また、平成21年度に海岸漂着物処理推進法が制定され、海岸や河川内に堆積する流木処理対策が進められており、今後も国による継続的な海岸漂着物対策が十分に継続されるよう要望していくとともに、町といたしましても漁業活動に支障が来ることがないように、また、漁業者が安心して漁業が行えるよう関係機関と協力しながら、流木処理対策を推進していきたいと考えております。

次に、4点目の栽培漁業の推進や資源管理型漁業、沿岸漁業資源対策を含めた漁業振興の

具体的な取り組みについてですが、現在、町では沿岸資源対策としてエゾバイツブの資源調査や放流等の増殖を目指すエゾバイツブ増殖事業、ほっき漁場の耕運を行い、ほっき資源の維持回復を促すほっき漁場の耕運事業などを行っております。

また、内水面資源対策として、ホロカヤントウにおける資源増殖を目的として、わかさぎ卵を放流するわかさぎ増殖事業、大樹漁協青年部が中心に実施をしております生花苗沼の保全活動として、シジミの資源維持・回復を図る水産多面的機能発揮対策事業などを行っております。

さらに、十勝管内の広域連携による事業といたしましては、マツカワ増殖事業、ししゃも調査事業にも積極的に取り組んでおります。

近年、海洋環境の変動が要因とする低調な資源状況の中、本町の太宗漁業であります秋サケ漁も一昨年から回復傾向となっておりますが、まだ平年漁には達していない状況となっております。今後も秋サケの回帰率向上に向けた方策を関係機関と検討していくとともに、前浜資源の増大対策を継続して実施していくことはもちろんのこと、新たな魚種や増殖方法についても大樹漁業協同組合を初め、関係機関と研究をしてまいりたいと考えております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹君

年度において、処理量とか台風の影響、大雨の影響によって費用が違いますが、大体この3カ年の平均でいくと、トン当たり1万1,000円前後の経費がかかっているが、経費が国や道で処理されているのかなとわかりました。

また、それ以上に流木による漁業被害額が大きいことを認識し、漁業者が安心して漁業が行えるよう関係機関と協力しながら、流木処理対策を推進していきたいというような答弁いただいたのですが、この関係機関と具体的にどのような連携をしながら推進しているのか、その辺ちょっともう少し具体的にお聞きしたいです。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

大樹町には、北海道建設管理部大樹出張所、旧土現がございます。大樹漁業協同組合と旧土現、北海道の建設管理部大樹出張所との連携が重要であるというふうに考えております。大雨や台風時のときには海岸パトロールを実施するなど情報把握に努め、異変がある箇所を発見した場合は、お互い情報を共有しながら、早期に対策を取り組んでいくということが肝要かと考えております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹君

建設部、管理部ですか、お互いに情報を共有しながら対策していく取り組みも必要だと思

いますし、また町内で災害が出た場合、農業被害だとか道路の被害だとか出ますよね。それに合わせて漁業被害も早期に把握することも、町内で少なくともパトロールをすることも大切なのかなと思いますので、その辺も取り組んでいただきたいなと思っております。

道内において、特に十勝沿岸の流木の被害が道内でも多いと聞いております。平成21年度に海岸漂着物処理推進法が制定され、今後、国や道に継続されるよう要望していく答弁だったのですけれども、流木処理は町内の河川だけには限らないのですよね。よく浜の人が言うのですけれども、しけによると、上しけ・下しけとありまして、それによっては釧路方面から流れてきたり、十勝川から出たり、または広尾のほうから流れてきたり、そういった流木がうちの町内の海岸線に上がってくると。そういうことも考えるのですけれども、今後、単位町村での要請だけではなく、十勝管内4町3単協で漁業活動をしているのですけれども、それに支障を来すことのないよう単位町村だけでなく、4町3単協で要請活動していくことも今後は大事ではないかと思うのですけれども、その辺の考え方についてお聞きしたいのですけれども。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

議員ご指摘のとおり、十勝管内の海岸漂着物の回収実績につきましては、北海道内での実績の半分以上を占めるという状況にあります。ご指摘のとおり、十勝管内の流木回収率、他地区と比べても非常に多く、この問題については十勝4町3単協においても、同じ漁業問題として認識をしているところでもあります。それぞれの漁業協同組合における主要懸案事項として、共通的な問題として連携していく必要があるというふうに思っております。

十勝総合振興局や帯広開発建設部、また十勝沿岸4町の水産環境衛生の担当課で、十勝地域海岸漂着物対策推進協議会という組織をつくっております。この協議会の活動を通じて、海岸の良好な景観と環境を保全するために、関係者が情報を共有しながら連携して円滑な処理が図れるように、今後も取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹君

ぜひ流木対策の国の近年、この一、二年を見ますと、国からの流木処理の総額の予算が年々減額されている傾向にありますので、引き続いて要請活動をお願いしたいなと思っております。

それで、流木の前の河川に生育している雑木処理の関係なのですけれども、これも国や道の河川の規制だとか制約といった結構、ハードルが高いように聞いております。そういった中、なかなか雑木処理ができない状況に聞いているのですけれども、少しでも海岸の漂着物を減少させることが、漁業者の漁獲高の安定化に図るためにも国や道に理解を求め、特に雑木処理の規制とか制約とかはよく理解していただいて、ハードルを下げるという要請活動

も今後は長い目で見たときは必要でないかと思っているのですけれども、その辺の考え方については、町長、どうでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいまご指摘のとおり、河川に生育している雑木やまたは流木については、河川が増水ことで海に流れ出るということ、それを防ぐためにも事前に処理することが重要だというふうに認識しております。平成26年度、北海道において河川内にある流木処理も実施をしていただいているところでもあります。ただ、河川内の大量の流木を処理するという部分では、重機を使用して運搬・処理まで、一連の処理を行うという作業になります。処理に要する規模、または費用等も含めて多額なものがかかるというようなこともありますので、この流木・雑木の処理につきましては、河川を管理している管理者が、責任を持って処理をしていただくということが大事だというふうに考えております。

大樹町の河川、北海道が管理しているという部分もございますので、そういう部分では必要な管理または処理については、北海道のほうにもしっかりと町として要望していくということが大切だと思っております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹君

わかりました。それでは、次に、沿岸漁業の資源対策を含めた漁業振興の具体的な取り組みなのですが、答弁の中で、特に今後も秋サケの回復率向上に向けた方策を関係機関と検討していくという内容だったので、具体的にこれからどんなことを、なかなか平年漁獲高に戻らないという、今、答弁いただいたのですが、それに向けてどんなことを支援、方策を検討されているのかお聞きしたいです。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

秋サケの関係ですが、大樹町のサケ・マスふ化場施設は4カ所ございます。昭和49年に、大樹事業所と更生のふ化場、昭和55年に小紋別のふ化場、平成3年には小紋別飼育池・飼育地が設置をされております。

施設の老朽化でありますとか、河川環境の変化などいろいろな課題はありますが、十勝・釧路管内サケ・マス増殖事業協会での施設修繕、また海洋環境の変化に伴う秋サケの回遊行動については、北海道で今も調査・研究が行われております。大樹漁業協同組合とも連携を図りながら、秋サケ稚魚の健苗育成、また、適時放流に努めてまいりたいというふうに思っております。

今後も秋サケの回復率向上に向けて、関係機関と協力・連携しながら取り組んでいきたい

と考えておりますし、漁組が所有しておりますふ化場施設についても大樹町で町単で補助をさせていただき、増設したというような経過もありますので、今後もしっかりと資源の回復に向けて対応していきたいというふうに思っております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹君

ぜひ、ふ化場の老朽化とか、維持管理も定期的に修繕するところは予算取って、進めていただきたいなと思っております。

今、町内は、浜大樹、旭の両地域の振興について、普段の日常生活の振興についてお聞きしたいのですけれども、今日まで両地域ともきちんとして整備されまして、特に津波の災害時の避難場所だとか、災害時の避難所のマップやまた避難道路の確保、新たに確保・整備されたのですけれども、日常生活において地域の活性化、また、今、若い世代がおりまして後継者の担い手対策について、これも一つ重要な課題かと思っております。その辺、これから1期4年間進めていく中で、町長としてどんな取り組みをお考えなのか、それをお聞きしたいです。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま浜大樹、旭の両地域の振興策についてのご質問をいただきました。

前段、災害に対する対応ということで、両浜については避難場所、また避難路の整備を進めているところでもあります。避難路につきましては、緊急性があるというようなことも踏まえて、今年、当初予算で計上をさせていただき、お認めをいただきましたので、早急に整備を図りたいということで対応していきたいと思っております。

また、地域の活性化対策、後継者対策ということではありますが、全国的にも漁業後継者の担い手不足が叫ばれておりますが、大樹町においては平成23年度に4名、平成24年度に1名、平成25年1名の新規漁業者が就業して活躍をいただいております。大樹漁業協同組合では、後継者対策として必要な教育や研修を実施をしておりますし、若い漁業者が所属している青年部活動を通じて、郷土意識の高揚を図っているというような状況があるのかなと思っております。

また、最近になって漁業青年部以外、農業青年部、商工青年部との各青年部の交流が進められております。こういう町内の青年部活動の交流が図られるということで、さらに青年部後継者、若い方々の意識が高まるというふうに大きく期待しているところでもありますので、そういう交流の場が拡大していただくということも大切だというふうに思っておりますし、町としてもしっかりとご支援をしていきたいということも考えております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹君

それで、各青年部の交流を深めて、そういった担い手を育てるのだと言うのですけれども、まず地域に住んでいただかないと、どうにもならないのですよね。例えば、旭、浜大樹地区なのですけれども、統計調査によると、組合員が101名、40歳以下の組合員が20名で、そのうち青年部の会員が27名と聞いております。また地域によって、結婚されると町へ出る地域とか、地域によっては結婚されても地域で住みたいのだと。そういったことを考えると、後継者が地域に住みやすいような、特に今、若い人たちは住宅環境の整備、公営住宅等もリフォームだとかいろいろ含むのですけれども、そういったことがこれからそれぞれの旭、浜大樹も必要ではないかと考えているのですけれども、町として、後継者の地域によって結構これから婚期を迎える方も青年部おられますので、そういったニーズを調査しながら進むべきと、住宅情報だとかそういったことを考えるべきだと、私は思うのですけれども、その辺は、町の考えはいかがでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

浜大樹地区、旭地区における後継者も含めて、住宅環境の整備という部分も大切な町の役割だというふうにも思っております。旭浜地区を例にとりますと、実はこの25年、26年で老朽化している公営住宅について、年次計画で解体を進めてまいりました。これにつきましては、公営住宅の長寿命化計画に基づいて、その計画に基づいて実施をしているということであります。

最近になりまして、旭浜地区の漁業後継者の方が結婚されて、公営住宅の申し込みをいただいたケースがあります。1件については、旭でのお住まいを希望されたということで、公住のほうに入居をいただきました。また、もう1件につきましては、町内を希望されたというようなこともありまして、今、町なかの公営住宅、入居の手続を進めているところでもあります。

議員ご指摘のとおり、後継者が世帯を持つ、または新たな住居を確保するという意味で、前浜に近い場所で居宅を構えるということは、漁業の振興、または通常の漁業に対する作業等の早期対応に向けても、大切なことかなというふうにも考えているところでもあります。

旭の公営住宅につきましては、今現在、1戸の空きがあるということではありますが、今後、仮に後継者の住宅確保のために新たな施策が必要となった場合については、その状況を踏まえながら、どういう形で町として住宅、後継者対策を講じられるかは、検討を進めていきたいというふうに思っております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹君

ぜひ地元に住めるような住宅環境づくりが大切ですし、担い手がそこで生活するというこ

とは、そこで子供が出産され、また子供の声が聞こえて、地域が活性化するというのが一番第一条件なのですよね。そうしないと、漁業も力入らないし、そういったことで町の役割は、これから大きいのではないかなと思っております。

近年、国や道からの先ほどお話ししましたが、総額予算が年々減額傾向にありますので、安定した漁業経営を行うためにも雑木処理・流木処理の回収率の維持と、また4町3単協一丸となって海岸の良好な景観と環境保全できるように、今後も要請活動をお願いしたいのと、また両地域の日常生活において、担い手漁業後継者が地域で根をおろして活躍できるような住宅環境やいろいろなことを含めて、大樹町の漁業振興の政策をお願いいたします、これで一般質問を終わります。

○議 長

次に、6番菅敏範君。

○菅敏範君

それでは、先に通告した項目で質問させていただきたいと思います。

人口減少問題に対する具体策についてであります。

きょうの質問の中で何回か議論になっていますが、平成27年4月現在の大樹町の人口は6,000人を割って、約5,800人となっています。ピーク時の約1万2,000、1万3,000人から50%を割り込んでいるのが実態であります。この人口減少問題は、ただ大樹町だけの問題ではありませんで、近年、人口の都市部への流出が続き、多くの自治体にとって深刻な悩みであることは言うまでもないと思います。

人口問題研究所がまとめた推計計画によると、この人口減少は今後も続きまして、何回か言われていますが、2040年には大樹町も推定人口4,000人以下となって、ゆくゆくは町の存続が危機的状況に陥るとい、厳しい現実の指摘もされているところであります。このような現実に直面しながら、町の基幹産業を守り、商工業の活性化を図りながら、町民が安心して安全に暮らせるまちづくりを推進していくためには、これまでよりも一歩も二歩も踏み込んだ具体的な政策を早急に策定して、着実に実践していくことが大切ではないかと思っております。これは町民一丸となって取り組んでいかなければならない問題であると考えますので、町長の考え方をお聞きをしたいと思っております。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

菅議員のご質問、人口減少問題に対する具体策についてお答えをいたします。

私も議員の申されるとおり、人口減少問題は町の存続にかかわる重大かつ喫緊の問題であり、早急な対応が必要であると認識をしております。本町の本年3月末の人口は5,750人となっており、ここ10年で766人、年平均にいたしますと76.6人、減少をしております。

国立社会保障人口問題研究所の将来推計人口によると、全国では2010年、1億2,8

00万人であったのが、30年後の2040年には1億700万人、約16%の減、北海道は550万人が419万人、約24%の減、大樹町は5,977人が3,990人、約33%の減と推計がなされております。日本国民全体が減少する中では、首都圏への一極集中と過疎地の人口減少が加速化するというふうに言われております。

十勝管内19市町村では、帯広近郊の減少率が低いものの、全ての市町村で減少するとされており、本町の人口減少も避けられないものと思っておりますが、あらゆる手段を講じて人口減少のスピードをおくらせる取り組みを進めなければならないと考えております。

第5期の大樹町総合計画では、目標年の2023年、平成35年に推計値5,120人とされていますが、目標値は5,200人に設定をしております。人口減少を食い止める具体的な施策は、産業振興、企業誘致など働く場の確保、子育てや福祉・医療の充実、そして安心して暮らせること、学校教育・社会教育・文化・体育の環境が整い、魅力ある町となることなど、まちづくり全般であると考えております。

今年度、今後、5カ年の政策目標と施策をまとめる、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたします。この総合戦略は、私を本部長とし、副町長、教育長、各課長をメンバーとした総合戦略推進本部と広く町民に意見を反映させるため、産業・教育・金融・労働などの代表者で構成する総合戦略推進会議により、内容を審議することとしております。

総合戦略の方向として、安定した雇用を創出する、新しい人の流れをつくる、結婚・出産・子育ての希望をかなえる、安心な暮らしを守り地域と地域を連携するの4項目が示されておりますが、まさにまちづくりの政策全般にわたるものだと思っております。

本町の特色である雄大で多様な自然、美しく豊かな農地、恵まれた沿岸漁業資源などが上げられますが、長年取り組んでおります航空宇宙産業基地誘致も今後の展開によって、大きな期待が持てるものと考えております。第5期総合計画と合わせて、総合戦略を着実に遂行することが人口減少を食い止め、町に活気を戻すことにつながるものと考えておりますので、まち・ひと・しごと創生総合戦略策定に努めてまいりたいと考えております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範君

日中の同僚議員の一般質問の中にも一部出た部分がありますので、重複を避けて簡潔に申し上げます。

今、町長の答弁で、この問題が町の存続に対し緊急かつ重大な課題であるということ、早急な対応が必要であるという認識をしていることについては、当然、理解をしているところであります。ただ、今年度、これから5カ年の政策目標などの、まち・ひと・しごと創生総合戦略を理事者中心の推進本部と町代表、多くの幅広い町民代表の推進会議で審議を進めて、第5期総合計画と総合戦略を策定をして着実に実行することで、人口減少を食い止めるという考え方を今聞かされました。

このことで言いますと、これがどのような形ででき上がるか含めまして、個別の課題で言

うと、総合戦略の内容に触れる部分になるから、なかなか具体的な細部については言いづら
いような状況にあるのかなと思いますけれども、何点か認識統一を図らせていただきたいと
思います。

今、この審議を始めるということですが、具体的な審議はいつから開始をして、最終的な
総合戦略がいつまでにでき上がるというスケジュールが決まっているのか。推進会議の町民
代表というメンバーの中に、メンバーが確定しているのかということと、できれば僕は婦人
や若者がたくさん参加できるようなものにしていただきたいと思うのですが、いかがです
か。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定についてですが、スケジュール的なものを申し上
げますと、今のところ想定しているスケジュールについては、6月、定例会が終わった来週
以降、メンバーの選定も含めて作業に入っていきたいというふうに思っております。実際
に審議、検討が進められるのは7月に入るかなと思っておりますが、目標の時期といたしまし
ては、10月中を考えております。

今、ご指摘のとおり、意見を反映させるため、産業・教育・金融・労働など多くの代表者
で構成する組織となりますので、メンバーの想定に当たっては、私もぜひ若い方から多く
のご意見をいただきたいというふうにも思っておりますので、その審議を進める構成につい
ては、そこに意を尽くしたいというふうにも考えております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範君

わかりました。そのようにしていただきたいというふうに思います。

この総合戦略が、今のお話でいいますと10月に決定を、でき上がるということでありま
すから、その議論をするのが町長以下町の理事者、そして町民の多くの有識な代表でありま
すから、私ごときが一言言う必要もないのかと思いますので、釈迦に説法かもしれませんが、
現状認識の中で何点かすり合わせをさせていただきたいと思います。

今、人口減少人口減少という中で、単に町民の理解としては、以前よりも本当に人口が減っ
て半分以下となったということはよく言われるのですが、私は実際にはいいことですが、お
年寄りが長生きをするようになって高齢者が増えて、平均寿命が延びて、そして高齢化率
が上がったと、これは単に悪いことでないというふうに思っています。ただ、一番危惧する
のは、以前に増して子供たちが本当に減ってしまったということでもあります。町の中で子供
たちの姿が、本当に見えない状況になっているというふうに、常々感じているところであり
ます。

単に一つの例で言いますと、全ての正確な人数の把握はしていませんが、約50年前と比

較をすると、当時の小学生・中学生の人数が、今は20%を切っているのではないかというふうに思います。正確ではありませんが、現状の小中学生が約400人程度でないかというふうに理解をしています。50年前は2,000人以上、ひょっとしたら2,500に近い人数がいたのではないかというふうに思います。参考に1964年の大樹中学校の卒業生の数を一つだけチェックをさせていただきましたら、4クラスで多分164名ぐらいだと思います。そのほかに郡部に中学校が7校ぐらいあったはずです。坂下からずっと生花まで、それに小学校もいつときは13から14校ぐらいあって、それを大体加味すると、ひょっとしたら2,500に近い人数であったのではないかと。それが400人ぐらいですから、本当に20%を切ったような状況であります。

それと加えて、官公庁の統合廃止や経済活動、農業、漁業、林業に従事する働き手の減少、統合廃止でもって減ったのがあります。それが人口の減少と高齢者の示す比率の増加になっているというふうに思います。現実には、子供が本当に激減をして、若者が大樹で就労する場所が減って大樹を去り、そういう高齢者が多くなるといういびつな実態にあるという認識については、多分、同じだと思うのです。そこはよろしいでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま、具体的に過去の人口動態も含めて減少のお話をいただきました。1964年に、4クラスで164名の卒業生だったということですが、私事ですが、その10年後、1974年に中学校を卒業いたしました。そのときに3クラス、135から140名近い同級生だったかなというふうに思いますので、今の子供たちの数を見ると、隔世の感があるというのは痛感をしているところでもあります。

人口減少をとめる方法として、私、正直に申し上げますと、特効薬というのは今のところ思い当たるものがございません。ただ、先ほど総合戦略の方向として4点の項目を上げさせていただきました。1点目の安定した雇用を創出するという部分では、私は、町内の商工業者の皆様に頑張っていただいて、商工業を発展させていただいて、それぞれの事業所で雇用を一人でも多く拡大していただくということが、町の雇用、労働をしていただく方々の拡大につながるのかなというふうにも思っております。

また、新しい人の流れをつくるという部分では、いろいろなさまざまな交流人口の拡大が必要かなというふうに思っております。都市部から大樹町の自然豊かな生活を体験していただいて、移住をしていただくということもあろうかと思ひますし、地域おこし協力隊の努力によって、大樹町の情報が広く日本全国に発信され、そこから大樹町に興味を持っていただいて、移住交流をしていただく方が増える。また、結婚・出産・子育ての希望を叶えるという部分では、子育て支援、また婚活について活動を強めるということで子育て、新たな家庭をつくっていくという取り組みも大切かなと思っております。

安心な暮らしを守り、地域と地域を連携するという部分では、まさに地域のコミュニ

ティーづくりが大切かなというふうに思っております。全ての部分、そういう部分も含めて少しでも人口減少を食い止められるような施策を、この総合戦略の中で皆さんとともに知恵を出し合い、盛り込んでいければなというふうに思っております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範君

私も同じ認識であり、今、これでどうしたらいいと問われれば、特効薬は難しいのではないかというふうに理解をしていますが、避けて通れないという認識も同じであります。総合戦略を確定する中に、ぜひ入れていきたいということがありますので、提起をさせていただきたいと。まず、地域に若者が雇用されるような場をいかに確保するかと、例えば町の産物の加工だとかそういうのを含めて、企業の誘致の問題もあろうかと思いますが、それを深掘りをして議論をしていただきたい。

それから、子供を増やすというよりもいかに食い止めるとなれば、子育てをする家庭、結婚する人たちに対する支援だとか、子育てをする家族、教育費が高いという現状もあります。それから、子育てをしながら働きたいと考えている子育てママも、ママさんと言われる方々も働きながらできないと、子供が産まれたらやめなければならないと、職場復帰ができないというような現状もままあります。そういう部分で、もう一人子供が欲しいけれども、財政的に大変だという若者に対してどうやってその支援をするのか。そして働きながら子育てをしたいという子育てママに対して、どういう支援をしていくのか。それと、子供が産みたいが産めないという不妊治療の支援の問題などなど、たくさんあるのではないかとこのように思っています。

そういうことを含めまして、総合戦略の中でいろいろな方々が集まるわけですから、ぜひそういうことを中身のある議論をしていただきまして、早目に結論を見出していきたいというふうに思います。そして財政的にいって、町長先頭になる部会というか、会議のほうでは金にかかわる縛りをしないと、どういう方法でできるのかということをごつくばらん議論ができるような体制をしていただきたいというふうに思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

今、議員から総合戦略を策定するに当たってのポイントとなる部分を何点かお話をいただきました。

先ほど、私が4点お話しした内容とある意味同じ思い、同じ方向を向いたご提案をいただいたというふうに私も理解をしております。この総合戦略策定するに当たって、人口減少の部分はいかに食い止めるかという部分がとても大事でもありますし、そこにも鋭意考えを傾注するというようなことも必要であります。大樹町人口減少する、仮にしたとしても住ん

でいる町民の皆様の住みやすさ、安心・安全なお暮らし、健やかに生活できる住環境については、向上させるという思いをしっかりと持って、この総合戦略の策定に携わっていきたいと思っております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範君

わかりました。そのようにぜひお願いしたいと思います。

最後に、今まで若者とか子供の話をしました。もう一方では、一つはお年寄りに一生を大樹で過ごしていただけるような町にしていきたい、いくべきでないかというふうに思います。現実にはだんだん配偶者に去られると、自立の生活ができないからということでもって、遠くにいる子供たちのところへ行くとか、大樹を離れるという実態もまま見られます。この環境に恵まれた大樹でもって一生を送りたいという人たちが、医療とか買い物とかいろいろなことを含めて、大樹に残れないという苦渋の選択もあるやに聞いていますので、そういうことでお年寄りが安心して、最後まで大樹で生活ができるような体制がとれるような、そういう中身の検討もお願いをしたいと思います。

今、お年寄りの話をしました。大樹に長く住んでいる人から、町長が、先ほど言われました環境の問題で、大樹の橋から見る歴舟川の環境が変わりましたねという話はそのまま聞きます。私も大樹しか知りませんので、ある程度理解していますが、上流のダムで砂利がせきとめられて、市街地のところが草木が生えて、砂利がなくて下の粘土盤が出ていると。日本一の清流と言われているのですが、何と見たら、ちょっと情けない姿になっている面もありますので、上流のダムを壊すことも含めて、その辺の議論も総合戦略の中では必要でないかというふうに思います。

そういう話題については、ここから離れますので、改めた機会にお話をしたいと思います。お年寄りからもそういう声もあるということもつけ加えて、この課題に対する質問をお願いをして終わりたいと思います。

○議 長

休憩します。

休憩 午後 6時48分

再開 午後 7時00分

○議 長

会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

次に、9番志民和義君。

○志民和義君

先に通告してありました1点について、町長に質問をいたします。

介護保険の負担軽減の問題でございます。

介護保険制度は、介護が社会全体で負担する制度として、平成12年4月に施行されました。しかし、サービスを受けるために支払う利用料、保険料等の負担、中でも介護保険料の軽減を求める声をお聞きします。町長のお考えをお聞きいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

それでは、志民議員のご質問の介護保険料の負担軽減についてお答えをいたします。

今年度から始まりました第6期の介護保険料は、平成27年度から29年度までの3カ年における高齢者人口の増加と、それに伴う介護サービスの需要や保険給付費の増加が見込まれるほか、負担料のアップなどの影響で、第5期と比べ大幅に上昇することとなりました。

保険料の基準額は、これまでの月額4,800円を5,800円とし、月額で1,000円、年額で1万2,000円の増額となったことから、負担能力に応じた保険料の設定を行うため、第5期に引き続き新第2段階及び新第4段階においては、弾力化として保険料率を引き下げをいたしました。

また、公費による低所得者の介護保険料軽減では、消費税を財源とし、新第1段階の保険料率を引き下げいたしました。公費による低所得者に対する介護保険料の軽減につきましては、消費税の10%への改定が平成29年4月に延期されたことから、一部分の実施となっており、消費税率の改定とともに、さらなる軽減の実施が予定をされているところでもあります。

介護保険料の国の負担割合につきましては、現行の介護保険制度では、保険給付費のうち50%を保険料で負担することとしており、そのうち65歳以上の方が22%、40歳から64歳までの方が28%を負担することになっております。残りの50%は公費負担で、市町村と都道府県がそれぞれ12.5%、国が25%を負担しますが、そのうちの5%は各市町村の高齢者の人口構成や所得水準を勘案し、調整交付金として配分することに定められております。国の負担割合につきましては、介護保険制度のスタート当初から全国町村会や全国市長会で、国は確実に25%を負担し、調整交付金は別枠で交付するように、国に対し強く要望してきております。

また、介護保険料の減免や利用料の軽減措置など、低所得者対策につきましても財政力のある市町村が、手厚い軽減を行うという状況が見られることから、全国一律の対策が講じられるよう、国の責任による財政措置についても求めているところではありますが、今後も継続して要望してまいりたいと考えております。

○議 長

志民和義君。

○志民和義君

今、町長から、介護保険全体としては上がったのだけれども、その中での軽減措置というのは、それなりに努力しているということでは、私たちも理解をしております。町としても低所得者対策もほぼやっております。ただ、この消費税上がったから軽減するというのも、そっちのほうで取られて、こっちのほうでといっても、差額はとても大きなものがあるので、そのことについてはまた別の機会にしますが、調整交付金の問題ですよ。

まず、これ当初から町長もルール分はとにかくくださいと、こういうことを要望しているのだということ、再三にわたって私も答弁聞いているのですが、大樹町の場合は、調整交付金は満度に5%いただいているのでしょうか。

○議 長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

申し訳ありません。ちょっと調整交付金の額と割合につきましては、今、手持ちの資料がございませんので、満度かどうかちょっとすぐお答えできません。

申し訳ありません。

○議 長

志民和義君。

○志民和義君

ぜひ後ほどお願いいたしますが、恐らく来てないのだね、今までも、町長も今までの前町長も、そういう答弁を繰り返していたというふうに思うのです。やっぱりルール分くれと、くださいということです。そうしないと、変なことになるね。たらいの水をこっち大変だからこっちへあれしたら、こっちのが少なくなるとかそういうことになるので、やっぱり基本的にはルール分はきちんと、25%は25%として出すと。そしてさらに、それに別枠で本当に国による責任で財政措置とらないと、格差というのは縮まらないと思うし、やっぱり手厚い財政力のあるところは手厚い軽減をできるということになると、本当に地方の時代とはいえ、できないところはやっぱりできないのだと、こういうことになってしまいますので、その点を引き続き強く要望していただきたいと思いますので、町長、再度お願いいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

先ほども私からご説明をさせていただきましたが、介護保険制度につきましては、50%を保険料で負担をする、また、残りの50%は公費で負担をするということになっております。公費で負担する部分については、国・道・市町村それぞれの負担割合が定まっておりますので、今後も国の負担割合をしっかり堅持すること。

また、先ほどもお話のありました調整交付金については、別枠で交付をするよう町村会等を通じて国に要望しておりますが、今後も引き続き要望を進めていきたいと思っております。

○議 長

志民和義君。

○志民和義君

引き続き強力に要望していただくよう私も強く要望して、質問を終わります。

○議 長

次に、6番菅敏範君。

○菅敏範君

先に通告してありました1点につきまして、新任の教育長に質問をさせていただきたいというふうに思います。

学校教育におけるスポーツ活動の推進であります。

教育行政執行方針を聞きました。前書きの中で、「将来を担う子供たちが、夢や目標の実現に向けて成長していくための環境を整えていくことが、教育に携わる者の責務と位置づけられています」と、私も全く同感であります。それを踏まえて、学校教育の推進と社会教育の推進に分けて、各項目ごとに考え方が示されています。

社会教育を推進する項目の中では、社会体育の推進として、子供からお年寄りまで広い範囲でのスポーツ活動の推進を取り組むことが考えられています。しかしながら、学校教育を推進するという項目の中には、スポーツ活動推進に対する記述が全く見られないのであります。小学生のスポーツ活動は、学校教育の一環としては位置づけられていませんが、町内の高校や中学校では生徒数が年々減少する中でも、子供たちが限られた種目での部活動に汗を頑張りながら、各種大会で好成績を上げている実態もあります。

そんな中で、中学校には女子バレー部がなく、小学校の少年団で活躍していただ子供たちが、中学校では同好会という対応で練習に励んでいるのですが、中体連の公式大会には参加資格がないというふうに聞いています。同好会とされたその理由については、聞くところによりますと、女子バレー部は数年前に廃部で処理されているため、簡単には復活できないとのことらしいですが、今の子供たちには全く関係ないことであり、子供たちの頑張りを支えていくのは、これが大切であり、早期のバレーの復活を実現させることが大切だと思うのですが、教育長の考え方をお聞きをしたい。

○議 長

浅井教育長。

○浅井教育長。

菅議員の学校教育におけるスポーツ活動の推進についてのご質問にお答えいたします。

教育行政執行方針の学校教育の推進において、スポーツ活動の推進を具体的な項目として上げておりませんが、執行方針の前段で述べましたとおり、大樹町教育目標の実現に向け教育行政を進めることを基本理念と考えておりまして、この教育目標の中では学校教育推進目標として、たくましい体力を持つ子供の育成を目標として掲げております。

小中学校におきましては、児童生徒の体力の向上のための取り組みを行っておりますが、

そうした中、スポーツ活動も体力の向上のためには、大変重要な役割を果たしていると認識しております。大樹中学校でのバレーボール部の設置に関しては、しばらくの間、大樹中学校にはバレーボール部がありませんでしたが、小学生によるバレーボール少年団が復活し、このうち7名がことしの新1年生として大樹中学校に入学して、現在、同好会の形で活動しております。

昨年12月、バレーボール少年団の後援会より大樹中学校に対し、バレーボール部設立の要請がございました。大樹中学校としては、既存の部活の活動状況や教員の指導体制等を考慮し、また今後、この1年生がバレーボールを1年間継続することや、将来的にも継続していけるのかを見きわめることが必要と考え、まずは同好会として活動していただき、その後、部の設置について判断していくこととしたところであり、本年4月に、この旨バレーボール少年団の後援会、同好会の生徒とその保護者に対しましてご説明し、了承を得て、現在、バレーボール同好会として活動しております。

教育委員会といたしましても部の設置に当たっては、指導者の確保、部員の確保、施設設備等の条件を踏まえ、長期にわたる活動が可能な場合に、設置することが望ましいと考えております。

なお、同好会では、中体連の参加資格がないのではとのご質問がございましたが、同好会であっても学校が教員を監督とし、大会の参加を申し込むことにより、参加できるようになっております。中学校としては、バレーボール同好会が中体連に参加できるよう、先生方の理解・協力を得て、現在、練習での指導も行っているところであります。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範君

今、答弁いただきましたが、ちょっと言葉尻をとらえるようで悪いのですが、具体的に項目に触れられていないという指摘をしましたら、教育目標の中に入っていると、そういうふうに言われると、そうしたら社会体育もそこに入ってもいいのではないかというふうに言いたくなるのですよね。だから、何となくまやかしみたいな話をされると、身もふたもないということになるので、こじつけみたいに全てがそうになってしまうので、そうならないようにしていただきたいというふうに思います。

今の答弁の中で、一つ、教員の指導体制等を考慮するということですが、それは教育委員会、学校教員の大人の論理であって、子供をのびのび活動してもらおうという意味からいうと、それは締めつけて子供を犠牲にすると、そういうことになりませんか。

○議 長

浅井教育長。

○浅井教育長。

子供が犠牲になっているのではないかというご質問ですけれども、現在、大樹中学校の学校規模、職員数、施設状況などを考えますと、設置されている部活動の規模は、ほぼ適正と

いうふうで、新しい部活動の設置は、ほかの部の活動にも少なからず生じることが考えられます。同好会から部活へ移行する場合には、職員のみならず保護者を含めた学校全体の理解が必要と考えておりますので、一定の期間、周知をするための期間も必要であるというふうに考えております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範君

どうもおかしいというふうに思うのですよ。大樹小学校には、ずっと昔にバレー少年団があつて、中学校にバレー部もありましたし、全十勝大会で3位とか好成績を何回かあるのを承知をしています。一時期なくて、4年前ぐらいに再結成されて、指導者や父母の熱意もあつて徐々に実力を発揮して、昨年は道大会にも進出をするし、マスコミにもその頑張りが取り上げられた実績があるわけでありませう。

そういう中で実際は、2年生はテニス部に所属している話ですが、新1年生は小学校から持ち上がつて、頑張つていこうというふうに意思統一をして、部をつくつてほしいという要望をしているのに、それをその期待を裏切るような現実でないかというふうに、大人が夢を踏みにじつたのではないかというふうに思うわけですよ。何も本当に困難な理由がないというふうに理解をするのです。

先ほども言いましたが、指導体制考慮でなくて、練習もしているわけですから、何の支障があるのだと。答弁の中で言われました。1年生が1年間継続することを、将来も継続していけると見きわめ、部の設置を判断するということになっていませうと、言われましたが、何でその1年間経過観察もしなくてはならない。何か労働者の使用期間みたいな話をしているのではないか、これも言い訳でないかと思うのですよ。

小学校、小学生の現状を見たら、3年も4年も前にバレー少年団が復活をしたら、その子供たちは中学校に来るわけですよ。既にそこから準備をすること自体が大切だと思うのです。子供たちのことを考えたら、それを来てから、だめですよと引導を渡すなんていうのは、これは子供を踏みつけているという何物でもないというふうに思うのです。

教育委員会としても、長期活動をすることを設置の判断にするといひますが、それも変なのですよ。部活というのは休部もあるし、また人数が減つた場合に、団体競技は今ほかの各中学校との合同参加も許されているわけですから、何を、来年、何年後に人が減るとかということ、そんな展望を見る必要なくて、今、目の前の現実に対して一番やつてやることを、本当に子供たちが自信を持って元気に頑張れることに対して支援をするのが、この項目であると思うのですけれども、何かへりくつでもつて1年間見て、来年になったらまた、まただめだつて延ばされる、そんなことではいかんのではないかと思うのですが、いかがですか。

○議 長

吉岡学校教育課長。

○吉岡学校教育課長

丸々、まるっきり否定しているわけではなくて、当初、この話が先ほど教育長からありましたように、昨年の12月にバレーボール少年団のほうからあったという中で、大樹中学校としてはその態勢をどうしていくかという中で、先生方と十分検討して、こういう結果でなっております。

それで同好会という形ではありますが、議員が心配していたことに対しては、中体連も参加できるようになってございますし、やはり部として継続していくことが、先生方の理解も得てやっていけるのかなということと考えております。そういう中で、実際に少年団の後援会、代表者の方にお話ししていると。また、生徒も了承し、生徒も現在の同好会として、今、今日も部活というか、同好会のバレーボール練習やっているわけですけれども、そういう中で後援会も現在の同好会の生徒、保護者もそういう形で、中学校の考えを理解してやっていただいております。

そういう中で、中学校としては前向きな考え方として、4月の当初から、将来的にもし継続していただきたいと、部活になれるようになっていただきたいという中で、中体連も参加する、できるようにするということで、当初から先生もこういうふう割り当てて、教員の中で話し合っ割り当てているということでございますので、理解をお願いしたいと思います。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範君

中体連に参加もできないというのを私が聞いたときの聞き間違いでなくて、間違っ判断の部分聞いたのではないかと思いますので、理解不足でお詫びをしたいと思います。ただ、どうも腑に落ちないのです。先ほど言いました1年間様子を見ると、続けられそうだったら将来展望見て決めると、これ何か基準があるのかどうか、なぜそれをしなくてはならないのかと。今、高校野球だって合同チームいいのですよ。新聞で話題になったではないですか、幕別チームとかと何とかと、士幌が入って、そこまでやって、みんなの頑張りをあるわけです。中学生だって合同チームあるのですよ。たまたま孫がやっていますから、見ていました。少年団も学校、合同でやっていますよ。本別も勇足と本別で中学生、チーム組んでいますし、1回は忠類と豊頃が合同でやって、広尾と豊似がやったりしています。ですから、できるのですよ。

様子を見るというのは、子供たちが真剣にやるかどうかを見て、つくってやった方がいいが、途中で投げ出すのではないか、そういう疑いのまなざしでないかというふうに思うのですよ。ずっと3年間なり4年間、歯を食いしばってやっていた子供たちも、これで頑張ると言うのだから、小学生もやっているのだ、少年団で。それを何で酌んでやれなかったのか、その理由をもう1回聞かせてください。

○議 長

吉岡学校教育課長。

○吉岡学校教育課長

済みません。何回も同じことになるとは思いますけれども、結局、部活で言えば顧問と言っておりますけれども、生徒に対する指導を行うこととなります。現在、大樹中学校には6部活がございます。そういう中で、教員も限りがございます。そういう中では、目いっぱいあれば、もしかしたら今回、同好会にも先生をおつけできなかった可能性もありますけれども、その中で調整して、将来的なことも見まして同好会ではありますけれども、秋の中体連ですか、その参加に向けて今できるようにということで、当初から配置をしているという学校の努力も酌んでいただきたいなと思っております。

やはり、新しく部活にするためにはいろいろ学校としても、そういう見方をしていかなければならないということがございますので、説明にはならないかもしれませんが、教職員の任意の善意によって顧問になっていただいているということもございますので、いろいろそういうことも、いろいろ教員の私的な部分で、大変苦勞もしているところもございしますので、そういう中で先生方が一生懸命話し合って、善意でこういう同好会の活動という形ではありますが、協力していくということがございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範君

何となくちが明かないような話になってしまうのですけれども、同好会だから善意だという話みたいなのです。部活になれば、それは義務として正式に指導者になると、そんなことの小さいことでなくて、教育委員会、学校が、この頑張る子供たちに対して、何で手を支えてあげられないのかというのが、一番課題だというふうに思うのですよ。

先ほど言われました、私、間違ったのですが、同好会でも中体連に参加できるということになれば、では中体連には今回のバレー同好会は、参加できるということによろしいですね。

○議 長

浅井教育長。

○浅井教育長。

先ほども申し上げましたけれども、同好会であっても学校の教諭を監督にして、学校で参加する意思があれば参加できるということは、中体連の事務局のほうにも確認しております。いずれにしましても大樹中学校の教員が、全部で16名いるのですけれども、全員が部活動に何らかの形でかかわっていて、今回、同好会も含めて全員が指導に当たっているという状況もあって、学校長としてはそういったことも考慮して、まずは同好会からスタートさせて、次年度に向けて部の設置について、検討していきたいというふうな考えでいるところでございます。ご理解いただきたいと思っております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範君

普段の練習とそれから大会参加について、何の支障ないのであれば、それは同好会でやるか部でやるかということについて、余りとやかく指摘をするつもりはないのですが、今言われましたように、同好会であっても参加できるということで、中体連にも参加していくよう取り組んでいるという話がありましたが、それ結構まやかしです。だから信用できないという話になるのですよ。

あすから13、14と、全十勝の春期中体連のバレー大会が、総合体育館と一中であるのですよ。もう組み合わせも決まっているのです。管内の40何校くらいの中学校のうちの32校が参加をすることになっているのですよ。ですが、その中に、組み合わせ表を手に入れましたけれども、大樹中学校バレー同好会の名前はありません。ですから、参加するよう努力する、それはうそではないですか、だから。

○議 長

吉岡学校教育課長。

○吉岡学校教育課長

先ほど、私、申し上げましたけれども、同好会の生徒と指導に当たっている先生、校長もこのバレーボールの同好会のほうにオブザーバーとして参加しているわけですがけれども、3年生、2年生がいれば、もちろんこの大会に参加しているところでございます。ただ、小学校と中学校のバレーではルールが違っていると聞いております。小学校では、ローテーションがないと聞いており、中学校ではローテーションがあるという中で、今、練習の中で選手の力量とかそういうものを見きわめながら、秋の中体連に、新人戦に向かって練習していこうという中で、生徒・保護者・教員が理解して行っているところでございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範君

堂々めぐりですから、最後にしたいと思いますが、どうも話がはぐらかされているのではないかというふうに思います。大会に参加をするのは、3年生がいるとか、2年生がいるとか、2年生がいなくて、1年生いないとか、関係ないです。基本的にはルールに基づいた大会なわけですから、ルールを覚えて、5人では出られないということ、単独では。僕は、今の1年生、見てきました、ずっと。あの子たち、今の6年生、5年生も加えて道大会まで行ったのですよ。少年団大会、去年はほとんどベスト4に入っていたのですよ。全道大会、釧路大会とか参加をして、好成績を上げています。その子たちが、中学校で頑張っているなど、だろうなと思ったら、同好会で中体連に出られないという話聞いたので、非常に残念だからこの話をしたのですが、出れるのであったら、何で今回の4月から始まって6月の大会、出してあげられなかったのか、どうも内容的には理解しがたいのですが、私も今回の参加にされていないから、ぜひ新人戦の大会まで、また夏の中体連もあるわけですよ。そこまでは

ぜひ同好会でも参加できるということですから、勝とか負けるとかでなくて、普段の鍛錬をした力を大会に行き行って発揮できるように、子供たちに希望を与えてやってくださいよ。そのことを強く要望して、この次の夏の大会に、また参加をしないことがないように、教育委員会としても先生の大変なのわかりますけれども、そこにアドバイスをしながら支援体制をつくってやっていただきたいということをお願いをして、終わりたいと思います。

○議 長

以上で、一般質問を終了いたします。

◎日程第3 議員の派遣について

○議 長

日程第3 議員の派遣についての件を議題といたします。

お諮りします。

議員の派遣については、お手元に配付したとおり派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配付したとおり派遣することに決しました。

お諮りします。

ただいま議決されました議員の派遣について変更を要するときは、議長に一任していただきたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、変更を要するときは、議長に一任とすることを決しました。

◎日程第4 委員会の閉会中の継続調査について

○議 長

日程第4 委員会の閉会中の継続調査についての件を議題といたします。

各委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付したとおり申し出がありました。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎閉会の宣告

○議長

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

よって、平成27年第2回大樹町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 7時35分